

自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の更新登録に係る協議 概要

1. 趣 旨

- 道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、登録を受けている町内団体の有効期間が満了するが、引き続き事業継続の意思があることから、同法第 79 条の 6 に基づく有効期間の更新の登録を受けるもの。
- 更新の登録にあたって、福祉有償運送を行うことの必要性等を、江差町地域公共交通活性化協議会において協議を整える必要があるため、次のとおり登録内容の協議を行う。

2. 更新登録の対象団体

No.	団体名	登録番号	現登録の有効期間
①	江差町	北函市福第 1 号	令和 2 年 3 月 1 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日
②	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	北函福第 10 号	
③	医療法人道南勤労者医療協会 (ヘルパーステーションゆいっこ)	北函福第 11 号	

※ 同様に、本協議会の協議対象団体である「特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい」については、協議に諮るべき議案が期日までに調わなかったことから、今回会議での協議は見送ることとし、次回の会議（書面開催を予定）において協議を行うこととする。

3. 主な登録事項等

団体名	①江差町	②江差町社会福祉協議会	③ヘルパーステーションゆいっこ
運送の区域	檜山郡江差町	檜山郡江差町	檜山郡江差町
使用車両	・ 兼用車 1 台	・ 車いす車 2 台 (うち、軽自動車 1 台) ・ 兼用車 2 台 ・ セダン等 6 台 (うち、軽自動車 3 台)	・ 車いす車 1 台 ・ セダン等 1 台 (うち、軽自動車 1 台)
旅客の範囲	・ 身体障害者 ・ 要介護認定者 ・ 要支援認定者 ・ その他障害者	・ 身体障害者 ・ 精神障害者 ・ 要介護認定者 ・ 要支援認定者 (※1) ・ 基本チェックリスト 該当者 (※1) ・ その他障害者	・ 身体障害者 ・ 精神障害者 ・ 知的障害者 ・ 要介護認定者 ・ 要支援認定者 ・ その他障害者
旅客から収受 する対価の額	[4 時間未満] 640 円 [4 時間以上] 所要時間 4 時間から計算 して所要時間が 1 時間を 増すごとに 160 円を上記 金額に加算した額	[介護保険事業及び障害者 総合支援事業の対象者] 片道 250 円 (※2) [上記サービスを受けられ ず、入退院等で車いす、スト レッチャーを利用する者] 片道 2,000 円	[介護保険事業及び障害者 総合支援事業の対象者] 片道 250 円 (※3) [上記サービスを受けられ ない事情があり、入退院等 で車いすを利用する者] 片道 1,000 円

(※1) 申請時点において、運送対象となる旅客名簿に該当者はいないが、当該区分に該当する旅客の運送に問題なく対応できる体制が既に整われており、今後該当者が発生した場合に迅速に対応することとするため、当該区分を旅客の範囲に含めることで協議。

(※2) 燃料費の高騰など、事業継続性の観点による運送実態に即した変更協議【変更前：片道 150 円】

(※3) 燃料費の高騰など、事業継続性の観点による運送実態に即した変更協議【変更前：片道 150 円】

4. 更新登録申請書類

別紙「①資料 2」、「②資料 3」及び「③資料 4」のとおり

資料2

【申請様式第1号】

自家用有償旅客運送 □ 登録申請書 ■ 更新登録申請書

函館 運輸支局長 殿				申請年月日		令和 5 年 月 日		
申請者等	住所	〒 043 - 8560 檜山郡江差町字中歌町193番地1				フリガナ	ハタ ヒロユキ	
	フリガナ	エサシチョウ				担当者氏名	畑 博之	
	名称	江差町				担当者所属	高齢あんしん課高齢者支援係	
	フリガナ	エサシチョウチョウ テルイ ヨノスケ				TEL/FAX	0139-52-6726/0139-52-5666	
	代表者名	江差町長 照井 馨之介				E-mailアドレス	hiroyuki.hata@town.hiyama-csashlg.jp	
登録年月日	平成18年 3月30日	登録番号	北函市福 第 1 号	種別	☐ 交通空白地有償運送 ■ 福祉有償運送			
登 録 事 項 等								
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地				キロ程	
		起点 終点 (主な経過地)					km	
			起点 終点 (主な経過地)					
		起点 終点 (主な経過地)					km	
☐ 別紙1のとおり								
運送の区域		檜山郡江差町						
事務所	名称	江差町役場		位置	檜山郡江差町字中歌町193番地1			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回 転 シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス	合計 (軽)
	所有	()	()	1	()	()		1 ()
	持込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()
	軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。							
	☐ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)							
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲						
	交通空白地有償運送	☐ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (☐ 複数乗車を行う) (☐ 観光客を含む) (☐ 来訪者を含む)	☒ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☒ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☒ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者) ☒ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
路線又は運送区域ごとの対価の額	別紙「江差町高齢者等外出支援サービス事業実施要綱」のとおり							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所			
	名称				住所			

江差町高齢者等外出支援サービス事業実施要綱

平成28年3月30日

告示第44号

江差町身体障害者(児)等移送サービス事業実施要綱(平成13年要綱第1-1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、一般交通機関等を利用して外出することが困難な車椅子生活者及び身体に障害がある者等(以下「高齢者等」という。)に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、当該高齢者等の自立と生活の質の確保及びその家族の負担の軽減を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、高齢者等の総合的な保健福祉を向上させることを目的とする。

(実施主体及び委託)

第2条 この事業の実施主体は、江差町とする。ただし、町長は、利用者の決定等の事務を除き、この事業の運営は、社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 一般の交通機関等を利用して外出することが困難な高齢者等に対し、利用者の居宅と福祉サービスを提供する場所、医療機関等との間を移送用車両(リフト付車両等)により送迎するものとする。ただし、利用できる時間は、原則として、休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、江差町内に住所を有する在宅の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者に該当し、介護保険で外出支援サービス等の適用を受けている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)で外出支援サービス等の適用を受けている者を除くこととする。

(1) おおむね65歳以上の高齢者で、寝たきりの状態にある者、車椅子を利用している者又は通常歩行に必ず介助者の支援が必要な者

(2) 身体の障害等により車椅子生活者又は歩行及び移動が著しく困難な者

(利用範囲)

第5条 原則として、江差町内とする。ただし、利用者の状態等により町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 この事業を利用しようとする高齢者等(以下「申請者」という。)は、外出支援サービス事業利用申請書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を外出支援サービス事業利用決定(却下)通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により決定の通知を受けた高齢者等(以下「利用者等」という。)は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、外出支援サービス事業利用変更届(別記様式第3号)を町長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第9条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 本事業の要件を満たさなくなった場合
- (2) 利用者が町外へ転出した(する)場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) その他利用申請に際し、虚偽の申請をした等不正行為が認められた場合

(事業者登録等)

第10条 この事業を受けようとする事業者は、次の各号の要件を満たす場合とし、外出支援サービス事業者登録申請書(別記様式第4号)により、町長に申請しなければならない。

- (1) 町内に事業所等がある事業者であること。
- (2) 第1条に規定する目的を達することができる事業者であること。
- (3) 移送用車両(リフト付車両等)を有する事業者であること。
- (4) 移送の際に、介助技術等に精通している者が乗車できる事業者であること。

2 町長は、前項の申請書の提出があつた場合には、速やかに要件等の必要事項を審査し、登録の可否を決定するものとする。

(指定事業者)

第11条 前条第2項の規定により決定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、事業の実施に当たり町と委託契約をするものとする。

(委託料の支払)

第12条 指定事業者への委託料の支払については、委託契約書に基づき支払うものとする。

(利用者等の負担及び徴収)

第13条 利用者等は、別表第1に掲げる利用料を負担しなければならない。

- 2 町長は、事業の実施を委託している場合は、利用料の徴収を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、受託事業者に委託することができる。

(関係機関との連携)

第14条 町長は、この事業の実施に当たり、保健所、医療機関、社会福祉団体、地域包括支援センター等の関係機関との連携を図り、事業が効果的に実施できるよう努めるものとする。

(遵守事項)

第15条 外出支援サービスを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 健康状態に留意し、利用するに当たっては、家族等が付き添わなければならない。
- (2) 救急移送等緊急を要する場合は、この事業の利用を行わないこと。

(利用者台帳等の整備)

第16条 町長は、利用者の利用状況を明確にするため、外出支援サービス事業利用者台帳(別記様式第5号)に整備するものとする。

- 2 町長は、前項の台帳を磁気ディスク等(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の江差町身体障害者(児)等移送サービス事業実施要綱(平成13年要綱第1-1号)に基づきなされた利用申請及び決定等の行為については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

利用時間(1往復)	利用者等負担額
4時間未満	640円
4時間以上	所要時間4時間から計算して所要時間が1時間を増すごとに160円を上記金額に加算した額

添 付 書 類

1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 定款又は寄附行為	☐
(2) 登記事項証明書	☐
(3) 役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	☐
2. 路線図(交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合)	☐
3. 欠格事由に該当しない旨を証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)(様式第1号)	☐
4. 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
(1) 地域公共交通計画の写し	☐
(2) 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
(1) 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第イ号)	☒
(2) 自己保有・・・自動車検査証、登録後に購入する場合にあっては車両購入契約書又は見積書の写し	☒
(3) リース車両・・・自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	☐
(4) 持込車両・・・自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	☐
6. 運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
(1) 運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書(様式第3号)	☒
(2) 運転免許証の写し(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(3) 運転者の過去2年間に係る運転記録証明書(第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第4号)	☐
(5) 運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	
① 交通空白地有償運送	
イ) 交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ) (一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
② 福祉有償運送	
イ) 福祉有償運送運転者講習修了証の写し	☒
ロ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
(6) 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☒
ロ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ) 乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書(様式第5号)	☐
ロ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☐
ハ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1)運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号)	■
(2)運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)	■
(3)乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては1両、又は乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～⑤いずれかの書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ)旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	□
ロ)一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ハ)一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ)特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ)事業用自動車の運行管理に関する1年以上の実務経験を証する書面(様式第8号)	□
ロ)独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	□
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ)20歳以上であることを証する書面	
住民票の写し、運転免許証の写し等	□
ロ)2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	
ア)実務経験が2年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書(様式第9号)	□
イ)実務経験が1年以上2年未満の場合にあっては、ア)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	□
ロ)上記ア)、イ)に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	□
ハ)過去2年間に係る運転記録証明書	□
ニ)宣誓書(様式第10号)	□
⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示に規定する一般講習を修了した者	
イ)1年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面(様式第9号)	□
ロ)一般講習を修了した証明書	□
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)保険(共済)加入証書の写し	■
(2)保険(共済)契約申込書の写し	
(3)保険(共済)契約見積書の写し	
(4)宣誓書(様式第11号)	
(5)事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第12号)	
9. 福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)旅客の名簿(参考様式第8号)	□
(2)身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第8号)	
10. 登録証の原本(更新登録申請の場合に限る。)	■

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 江差町

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	函館 800 さ 3791	9	江差町	江差町	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

番号 00096 A

自動車検査証

令和 3年 5月 12日

函館運輸支局長
iwai

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		検査用類別		車体の形状	
函館 800 さ 3791		平成 21年 5月 25日		平成 21年 5月		普通乗車		特種 自家用		車いす移動車		[531]	
トヨタ		車台番号		[194]		長さ		96		2390		2885	
KDH20.6-8017698		型式		原動機の型式		469		169		223		1260	
ADF-KD20.6K3C		型式		燃料の種類		2.98		軽油		型式番号		1130	
所有者の氏名又は住所		北海道檜山郡江差町中歌町193-1		[53800-0074]									
使用者の氏名又は名称		***											
使用者の住所		***											
使用の本拠の位置		***											
有効期間の満了日		平成 21年 5月 24日											
備考		[国庫] 総額検査 [O.S.S.]		[その他検査事項] (1) 備いず固定装置付 (2基)		以下余白							
自動車重量税額		2247600		この自動車の使用の本拠はNO									
使用車種規制 (NOx, PM) 適合		x・P・M対策地域外です。											
走行距離計表示値		39200km (令和3年5月12日)											
旧走行距離計表示値		34800km (令和1年5月8日)											
平成12年騒音規制車		近接排気騒音規制値 97dB											
[受検種別] 指定整備車		整備工場コード J12-0020-3											
[検査時の点検整備実施状況] 記録簿記載あり													
[整備工場] 指定整備工場													
[改造内容] 自西三第104号		平成20年11月25日		[100]									

0600-869

国土交通省

裏面もご覧下さい

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

江差町 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた
場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1	畠谷 公男		■ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 ■ 第1種	■ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
2	杉村 勉		■ 普 通 ■ 大 型	■ 第2種 □ 第1種	■ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
3	小笠原 正能		■ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 ■ 第1種	■ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
4	斉藤 良治		□ 普 通 ■ 大 型	□ 第2種 ■ 第1種	■ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
5	佐藤 和紀		■ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 ■ 第1種	■ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
6			□ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 □ 第1種	□ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
7			□ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 □ 第1種	□ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
8			□ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 □ 第1種	□ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
9			□ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 □ 第1種	□ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他
10			□ 普 通 □ 大 型	□ 第2種 □ 第1種	□ 認定講習 □ そ の 他	□ 介護福祉士 □ 認定講習 □ そ の 他

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者
「そ の 他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者
「そ の 他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

氏名 杉 村 勉

住所 [REDACTED]

交付 令和03年 02月 22日 40264

免許の
条件等 中型車は中型車(8t)に限る

優良

番号 第 [REDACTED] 号

二 輪	令 和	0 0	年	0 0	月	0 0	日	種 別	一 種	中 型	大 型	特 種	特 種	特 種	特 種
二 輪	昭 和	4 5	年	0 4	月	2 4	日	種 別	一 種	中 型	大 型	特 種	特 種	特 種	特 種
二 輪	昭 和	5 0	年	0 8	月	0 4	日	種 別	一 種	中 型	大 型	特 種	特 種	特 種	特 種

運転免許証

北海道国体万向
会館



備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
[心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・胆嚢]

特記欄 : (自筆署名)

(署名年月日) 年 月 日

氏名 小笠原 正能

住所

交付 平成30年10月26日 40167

平成35年12月22日まで有効

交付の 中型車は中型車(8t)に限る
条件等

運転
免
許
証



氏 名

第

二 十 三

休

二 次

平成00年00月00日

昭和53年01月26日

平成00年00月00日

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

類

北海道庁方面
公安委員会

備考

- 以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死体のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死体限り、移植のために臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・胆嚢】

(特記欄:

【自筆署名】

【署名年月日】

年

月

日

氏名		齊 藤 良 治	
住所		[REDACTED]	
交付	令和04年06月01日 40188		
2025年(令和07年)07月26日まで有効			
免許の 交付等	眼鏡等		運転 免 許 証
優良			
番号	第	号	
二十歳 前	令和00年00月00日	西大	
満	昭和41年03月31日	大	北海道庁 公安委員会
二歳	令和00年00月00日	大	



備 考	
以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を提示することができます(記入は自由です)。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、<u>脳死後及び心死が停止した死体</u>のいずれでも、移植のために臓器を提供します。 2. 私は、<u>心死が停止した死体</u>に限り、移植のために臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 {1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。} [心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・膵臓] (自筆署名)	
特記欄	年 月 日 (署名年月日)

043-8560 北海道檜山郡江差町中歌町193番地1 江差町役場 畠谷 公男 様	整理番号 2022013793 P011-1
--	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	畠谷 公男
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

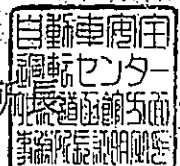
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-8560 北海道檜山郡江差町中歌町193番地1 江差町役場 杉村 勉 様	整理番号 2022013794 P012-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	杉村 勉
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

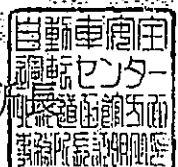
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを
証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



04-3-8560 北海道檜山郡江差町中歌町193番地1 江差町役場 小笠原 正能 様	整理番号 2022013795 P013-1
--	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	小笠原 正能
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

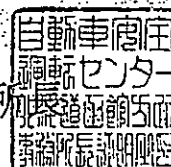
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		
		備 考		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



04-3-8560 北海道檜山郡江差町中歌町193番地1 江差町役場 齊藤 良治 様	整理番号	2022013796 P014-1

運転記録証明書

申請者	氏 名	齊藤 良治
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

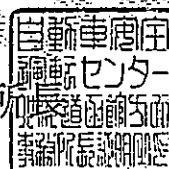
証 明 事 項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		
		備 考		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを
証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-8560 北海道檜山郡江差町中歌町193番地1 江差町役場 佐藤 和紀 様	整理番号 2022013797 P015-1
--	---------------------------

運転記録証明書

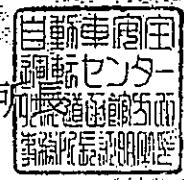
申請者	氏 名	佐藤 和紀
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所



第 0118079 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

畠谷 公男 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成30年 9月30日

国自旅第217号認定

北海道移送・ [REDACTED] ビス連絡会

代 表



ト北海道

光弘

責任インストラクター 竹田



保

第 01118078 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

杉村 勉 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成30年 9月30日

国自旅第217号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代表



ト北海道

光弘

責任インストラクター

竹田

保

第 01119066 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

小笠原 正能 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 2年 1月 26日

国自旅第217号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代 表



ト北海道

光弘



責任インストラクター

竹田

係

第 01119065 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

齊藤 良治 殿

()

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 2年 1月 26日

国自旅第217号認定

北海道移送・  ビス連絡会

代 表

光弘

責任インストラクター

竹田



第 0119102 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

佐藤 和紀 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 2年 3月 29日

国自旅第217号認定

北海道移送・



ビス連絡会

ト北海道

代 表

光弘

責任インストラクター

竹田



運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 江差町

令和 5年 月 日

住 所 

氏 名 三 好 泰 彦

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 江差町高齢者事業団

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	三好 泰彦		運行管理者		
2	廣島 良二		運行管理者	○	
3					

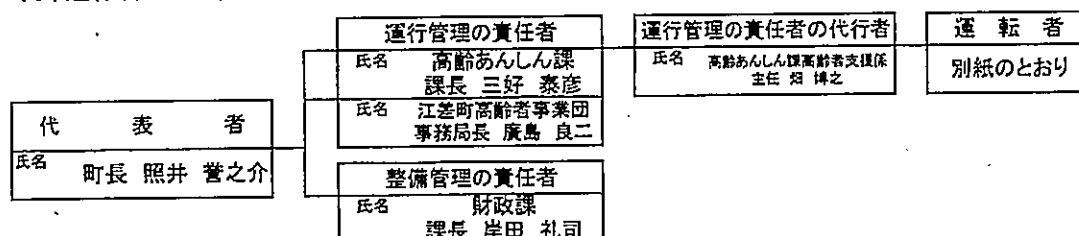
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	岸田 礼司		
2			
3			

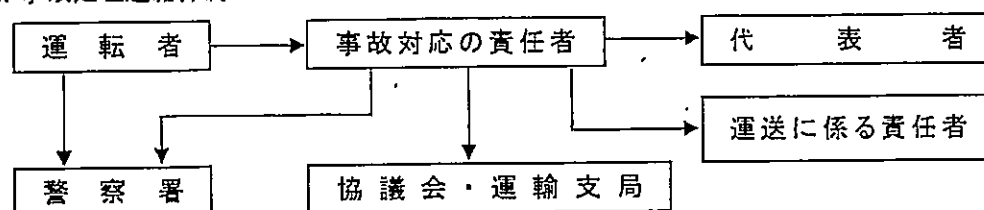
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者：高齢あんしん課 課長 三好 泰彦

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者：高齢あんしん課 課長 三好 泰彦

苦情処理の担当者：高齢あんしん課高齢者支援係 主任 畑 博之

江差町 長殿

都道府県	団体番号	校番号	整理番号
01	03617		001

一般会計

承認証番号	共通開始期 共通終了期	自動車登録番号等	車名	用途 コード	用途名	製造 年次 (西暦)	取得年月 (西暦)	取得価額 万円	車両見積額 万円	取付 機器 数	車両共済 上段:共済責任額 万円 下段:分担金 円	対物賠償共済 上段:共済責任額 万円 下段:分担金 円	対人賠償共済 上段:共済責任額 万円 下段:分担金 円	分担金合計 円	備考区分 借上 特定
2220001918	22.04.27 23.04.27	函館・え 480-6956	キャリー	06	四輪貨物	20	20.03	110	60		60 7,590	無制限 5,860	無制限 2,710	16,160	*
2220001926	22.04.27 23.04.27	函館 さ 800-3791	キョウワソリシティ	89	その他特種	09	09.05	460	140	2	140 14,020	無制限 18,590	無制限 9,340	41,950	
2220001934	22.04.27 23.04.27	函館 は 100-690	ミツビシ	10	普通貨物	06	06.11	2,550	765		765 36,750	無制限 13,650	無制限 6,130	56,530	
2220001942	22.04.27 23.04.27	函館 る 000-1572	コッパ	99	その他大型 特殊	19	19.11	2,090	1,465	1	1,465 37,980	無制限 18,590	無制限 9,340	65,910	
2220001951	22.04.27 23.04.27	函館 す 400-6237	ミツビシキャンター	40	小型貨物	93	11.09	550	165	3	165 17,380	無制限 13,650	無制限 6,130	37,160	
2220001969	22.04.27 23.04.27	函館 は 200-283	ジョウガクシヤ バス	21	自家用乗合	00	19.08	575	405	1	405 28,880	無制限 18,970	無制限 7,750	55,600	
2220001977	22.04.27 23.04.27	函館 ち 88-1184	トヨタコナティ	89	その他特種	92	92.08	875	265	6	265 18,270	無制限 18,590	無制限 9,340	46,200	
2220001985	22.04.27 23.04.27	函館 せ 22-568	フクシバ	21	自家用乗合	98	98.01	1,100	330	3	330 25,130	無制限 18,970	無制限 7,750	51,850	
2220001993	22.04.27 23.04.27	函館 さ 100-3311	ミツビシキャンター	10	普通貨物	04	04.06	370	115	3	115 15,280	無制限 13,650	無制限 6,130	35,060	
2220002001	22.04.27 23.04.27	函館 に 500-2799	スズキ スイフト	50	小型乗用	10	10.05	135	40		40 11,600	無制限 14,650	無制限 6,440	32,690	
合 計															

共済委託申し込みを上記のとおり承認いたします。

05000099#

一般財団法人 全国自治協会理事





函 運 輸 第 4 9 0 号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北函市福第1号

2. 登録の有効期間

令和2年3月1日 から 令和5年2月28日 まで

3. 名称及び住所

江差町

檜山郡江差町字中歌町193番地1

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）

5. 運送の区域

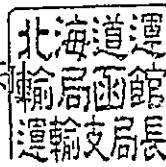
檜山郡江差町

令和2年2月6日

北海道運輸局函館運輸支局長

田中

勝利



自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

函館 運輸支局長 殿		申請年月日		年 月 日				
申請者等	住所	〒 043 - 0032 北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2		フリガナ	ナカジマ ナオキ			
	フリガナ	シャカイフクシホウジンエサシチョウシャカイフクシキョウギカイ		担当者氏名	中島 直樹			
	名称	社会福祉法人江差町社会福祉協議会		担当者所属				
	フリガナ	カイチョウチョウ カタイシ アキヒロ		TEL/FAX	0139-52-2441/ 0139-52-0560			
	代表者名	会長 片石 明廣		E-mail アドレス	svakvo.nakaiima@beach.ocn.ne.jp			
登録年月日	平成18年2月27日	登録番号	北函福 第 10 号	種別	□ 交通空白地有償運送 ■ 福祉有償運送			
登録事項等								
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地		キロ程			
		起点: 終点: (主な経過地)			km			
		起点: 終点: (主な経過地)			km			
□ 別紙1のとおり								
運送の区域		北海道檜山郡江差町						
事務所	名称	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会		位置	北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回 転 シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス	合計 (軽)
	所有		2	2		6		10
		()	(1)	()	()	(3)		(4)
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。								
□ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)								
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲						
	交通空白地有償運送	□ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)	■ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
		■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者						
		□ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
■ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者								
■ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者								
■ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)								
■ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
路線又は運送区域ごとの対価の額	介護保険事業及び障害者総合支援事業の対象者:片道250円 上記で、それぞれのサービスを受けられない事情があり、入退院、転院、一時外出、通院(入院中・入所中含む)等で車椅子、ストレッチャーを利用する者:片道2,000円							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称			住所				
	名称			住所				

添 付 書 類

1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)定款又は寄附行為	☒
(2)登記事項証明書	☒
(3)役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	☒
2. 路線図(交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合)	
☐	
3. 欠格事由に該当しない旨を証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)(様式第1号)	
☒	
4. 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	
☐	
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
(1)地域公共交通計画の写し	☐
(2)地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
(1)自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第1号)	☒
(2)自己保有…自動車検査証、登録後に購入する場合にあっては車両購入契約書又は見積書の写し	☒
(3)リース車両…自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	☐
(4)持込車両…自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	☐
6. 運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
(1)運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書(様式第3号)	☒
(2)運転免許証の写し(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(3)運転者の過去2年間に係る運転記録証明書(第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(4)事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第4号)	☐
(5)運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	
① 交通空白地有償運送	
イ)交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ)(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
② 福祉有償運送	
イ)福祉有償運送運転者講習修了証の写し	☒
ロ)(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
(6)福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ)介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☒
ロ)セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ)(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ)介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ)乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書(様式第5号)	☒
ロ)介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☒
ハ)セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ)(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ)介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1) 運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号)	■
(2) 運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)	■
(3) 乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては1両、又は乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～④いずれかの書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ) 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	□
ロ) 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ハ) 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ) 特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ) 事業用自動車の運行管理に関する1年以上の実務経験を証する書面(様式第8号)	□
ロ) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	■
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ) 20歳以上であることを証する書面	□
住民票の写し、運転免許証の写し等	
ロ) 2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	□
ア) 実務経験が2年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書(様式第9号)	
イ) 実務経験が1年以上2年未満の場合にあっては、ア)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	□
ロ) 上記ア)、イ)に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	□
ハ) 過去2年間に係る運転記録証明書	□
ニ) 宣誓書(様式第10号)	□
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 保険(共済)加入証書の写し	■
(2) 保険(共済)契約申込書の写し	
(3) 保険(共済)契約見積書の写し	
(4) 宣誓書(様式第11号)	
(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第12号)	
9. 福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 旅客の名簿(参考様式第8号)	■
(2) 身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第8号)	
10. 登録証の原本(更新登録申請の場合に限る。)	■

定 款

社 会 福 祉 法 人 江 差 町 社 会 福 祉 協 議 会

第 1 章 総 則

則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、江差町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業の経営
- (8) 老人デイサービス事業の経営
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 生活福祉資金貸付事業
- (11) 法人後見事業
- (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第 3 条 この法人は、社会福祉法人江差町社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第 4 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 5 条 この法人の事務所を北海道桧山郡江差町字新栄町 2 6 4 番地の 2 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 10 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 予算及び事業計画の承認
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 解散

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

第 4 章 役 員

(役員の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事 6名以上9名以内
(2) 監事 2名
2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

第 6 章 会 員

(会員)

第32条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第33条 この法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 章 事務局及び職員

（事務局及び職員）

- 第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

（資産の区分）

- 第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- （1） 定期預金10万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

- 第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には北海道知事の承認は必要としない。
- （1） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

- 第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第10章 解 散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 1 1 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第 1 2 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人江差町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長	増 田	章 三
理 事	小笠原	吉 郎
〃	久 郷	良 夫
〃	岩 沢	丈 夫
〃	新 出	美 則
〃	西 谷	明 良
〃	渋谷	市四郎
〃	野 田	富 蔵
〃	白 石	ア イ
〃	高 橋	良 治
〃	薄 木	広 吉
監 事	山 田	嘉太郎
〃	中 村	米 代

附 則 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

現在事項全部証明書

北海道檜山郡江差町字新栄町2-6-4番地の2
社会福祉法人江差町社会福祉協議会

会社法人等番号	4400-05-001942	
名称	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
主たる事務所	北海道檜山郡江差町字新栄町2-6-4番地の2	
法人成立の年月日	昭和44年1月4日	
目的等	目的 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、江差町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 事業 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4)、(5)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要とする事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉に関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 居宅介護等事業の経営 (8) 老人デイサービス事業の経営 (9) 障害福祉サービス事業の経営 (10) 生活福祉資金貸付事業 (11) 法人後見事業 (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業 平成30年7月6日変更 平成30年7月10日登記	
役員に関する事項	北海道檜山郡江差町字茂尻町1-9-9番地1 理事長 片石 明 廣	令和3年6月28日重任 令和3年7月6日登記
資産の総額	金645,9万8,964円 令和4年3月31日変更	令和4年6月28日登記



北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2
社会福祉法人江差町社会福祉協議会

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(区館地方法務局管轄)

令和 5年 1月 17日
函館地方法務局江差支局
登記官

島 山 高 典



整理番号 オ055330

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

役員名簿

役職名	氏名
会 長 (登記上の理事)	片 石 明 廣
副 会 長	三 上 幸 男
理 事	万 年 雅 利
〃	小 梅 洋 子
	室 井 常 雄
〃	西 谷 和 夫
〃	茶 森 茂 樹
〃	竹 内 強
監 事	金 盛 護
〃	高 橋 勝 則

北海道運輸局 函館 運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所	北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2
名 称	社会福祉法人江差町社会福祉協議会
代表者名	会 長 片 石 明 廣

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	函館880あ271	4	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
2	函館830さ1123	10	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
3	函館800さ4475	10	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
4	函館830さ1707	10	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
5	函館500ぬ4538	5	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
6	函館530な1716	5	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
7	函館500ぬ1704	5	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
8	函館580こ8865	4	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
9	函館580こ4915	4	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
10	函館580ち4971	4	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	社会福祉法人江差町社会福祉協議会	
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

番号 00062 A

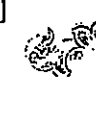
自動車検査証

令和 4年 2月 22日

函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	延暦年月日又は交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用、事業用、その他	車体の形状
函館 830 さ 1123	平成 30年 3月 1日	平成 30年 3月	普通乗車	乗車	乗車	車いす移動車 [531]
ニッサン		[213]	長さ	幅	高さ	前後軸重、前後軸重、前後軸重、前後軸重
CW8E2.6-000460			508mm	169mm	228mm	1340mm
LDF-CW8E2.6改			2.48L	軽油		
所有者の氏名又は名称	江差町社会福祉協議会					
住所	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-4-2					
使用者の氏名又は名称	*****					
使用者の住所	*****					
使用の本拠の位置	*****					
有効期間の満了日	平成 30年 3月 1日					
備考	[函館] 継続検査 自動車重量税額 平成 30年 3月 1日 新規登録 5.0%減税措置済 [29年度税制] 平成 30年 3月 1日 適用の本拠はN.O. 平成 27年度燃費基準 1.0%向上達成車 使用車種規制 (N.O.x・P.M.) 適合。この自動車の使用の本拠はN.O. x・P.M.対策地域外です。 [走行距離計表示値] 2.3, 2.0, 0.0km (令和4年2月22日) [旧走行距離計表示値] 9, 9.0, 0.0km (令和2年2月28日) 平成 12年騒音規制車、近接騒音規制値 9.7dB マフラー加速騒音規制車適用車 [受検種別] 指定整備車					

裏面をこぎ下さい



自動車検査証

令和 4年 1月 7日

函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日又は交付年月日		初年度登録年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用		車体の形状	
函館 800 さ 4475		平成 24年 12月 30日		平成 24年 12月 30日		普通自動車		自家用		乗車定員 最大積載量		車いす移動車 [531]	
トヨタ		車台番号		[194]		長さ		幅		高さ		前後軸重 前後軸重 前後軸重	
KDH206-304346		型式		KDH206-304346		469		169		2430		2980	
LDF-KDH206-K改		エンジンの型式		KDH206-304346		2.98		軽油		燃料の消費量		型式指定番号 類別区分番号	
所有者の氏名又は住所		江差町社会福祉協議会		江差町社会福祉協議会		北海道檜山郡江差町新栄町2-6-4		[53800-0098]					
使用者の氏名又は名称		江差町社会福祉協議会		江差町社会福祉協議会		北海道檜山郡江差町新栄町2-6-4		[53800-0098]					
使用上の住所		江差町社会福祉協議会		江差町社会福祉協議会		北海道檜山郡江差町新栄町2-6-4		[53800-0098]					
使用の本拠の位置		江差町社会福祉協議会		江差町社会福祉協議会		北海道檜山郡江差町新栄町2-6-4		[53800-0098]					
有効期間の満了日		平成 29年 12月 29日		平成 29年 12月 29日		平成 29年 12月 29日		平成 29年 12月 29日					
備考		[函館] 継続検査 [O.S.S.]		[函館] 継続検査 [O.S.S.]		[函館] 継続検査 [O.S.S.]		[函館] 継続検査 [O.S.S.]					
自動車重量税額		平成 24年 12月 30日		平成 24年 12月 30日		平成 24年 12月 30日		平成 24年 12月 30日					
使用車種規制 (N.O.x P.M.)		適合		適合		適合		適合					
x P.M.対策地域外です。		x P.M.対策地域外です。		x P.M.対策地域外です。		x P.M.対策地域外です。		x P.M.対策地域外です。					
[走行距離計表示値]		130,200.km (令和4年1月7日)		130,200.km (令和4年1月7日)		130,200.km (令和4年1月7日)		130,200.km (令和4年1月7日)					
[旧走行距離計表示値]		112,300.km (令和2年12月24日)		112,300.km (令和2年12月24日)		112,300.km (令和2年12月24日)		112,300.km (令和2年12月24日)					
平成12年騒音規制車		平成12年騒音規制車		平成12年騒音規制車		平成12年騒音規制車		平成12年騒音規制車					
マフラー加速騒音規制車		マフラー加速騒音規制車		マフラー加速騒音規制車		マフラー加速騒音規制車		マフラー加速騒音規制車					
[受検種別]		指定整備車		指定整備車		指定整備車		指定整備車					
[検査時の点検整備実施状況]		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり					
[受検形態]		指定整備工場		指定整備工場		指定整備工場		指定整備工場					
[整備工場コード]		12-00203		12-00203		12-00203		12-00203					

[改造内容] 自西三第48号 平成22年7月26日 1.0.0.0
 緩衝装置 [その他検査事項] (1) 車台固定装置 (2) 基
 以下余白

自動車検査証

自動車登録番号又は車荷番号		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状	
函館 830 さ 1707 車		平成 27 年 3 月 30 日		平成 27 年 3 月		普通乗車		特種自動車		自家用		車いす移動車 [531]	
トヨタ		車台番号		[194]		長さ		10		幅		2390	
KDH206-8086998		型式				長さ		469		高さ		223	
LDF-KD206-K改		原動機の型式				燃料		169		種類		1250	
所有者の氏名又は名称		社会福祉法人 江差町社会福祉協議会				燃料		2.98		種類		軽油	
所有者の住所		北海道檜山郡江差町新栄町264-2				型式指定番号				類別区分番号		1140	
使用者の氏名又は名称		***				型式指定番号				類別区分番号		[53800 0098]	
使用者の住所		***				型式指定番号				類別区分番号			
使用の本拠の位置		***				型式指定番号				類別区分番号			
有効期間の満了日		令和 5 年 3 月 29 日				型式指定番号				類別区分番号			
備考		[改造内容] 自西三第102号 平成25年12月10日 [1000] 緩衝装置 [その他検査事項] (1) 車台固定装置付 (2基) 以下余白 その自動車の使用の本拠はNO 6.00 (令和3年3月5日) 適合。 x・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 91,500km (令和3年3月5日) [旧走行距離計表示値] 51,100km (平成31年3月4日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB マフラー加圧騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 12-00203											



自動車検査証

令和3年6月24日

函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日(交付年月日)	初年度登録年月	自動車の種別	用途(自家用又は業務用)	車体の形状
函館 500 ぬ 4538	平成 24年 6月 29日	平成 24年 6月 29日	小型乗用車	乗用	箱型
トヨタ					
NSP135			長さ	高さ	前軸重 1080kg 前後軸重 1355kg 後軸重 410kg
DBA-NSP135			388	693	670
所有者の氏名又は名称	住所	住所	住所	住所	住所
江差町社会福祉協議会	江差町新栄町2-6-1	江差町新栄町2-6-1	江差町新栄町2-6-1	江差町新栄町2-6-1	江差町新栄町2-6-1
使用者の氏名又は名称	住所	住所	住所	住所	住所
北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1	北海道檜山郡江差町新栄町2-6-1
使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所
使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所
使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所	使用の場所
有効期間の満了日	5年6月28日	5年6月28日	5年6月28日	5年6月28日	5年6月28日
備考	[整備] 12-00203 以下添付				
自動車重量税額	600	600	600	600	600
令和1年度燃費効率	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%
令和2年度燃費効率	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%
平成22年度燃費効率	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%
走行距離計表示値	43,800km	43,800km	43,800km	43,800km	43,800km
旧走行距離計表示値	43,800km	43,800km	43,800km	43,800km	43,800km
平成10年騒音規制車	近接排気音規制値	近接排気音規制値	近接排気音規制値	近接排気音規制値	近接排気音規制値
マフラー加減速音規制値	マフラー加減速音規制値	マフラー加減速音規制値	マフラー加減速音規制値	マフラー加減速音規制値	マフラー加減速音規制値
[受検種別]	指定整備車	指定整備車	指定整備車	指定整備車	指定整備車
[検査時の点検整備実施状況]	点検整備記録簿記載あり	点検整備記録簿記載あり	点検整備記録簿記載あり	点検整備記録簿記載あり	点検整備記録簿記載あり
[受検形態]	指定整備工場	指定整備工場	指定整備工場	指定整備工場	指定整備工場

番号 00020 A

自動車検査証

令和 4年 1月 7日

函館運輸支局長 倉田

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日		交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		車体の形状	
函館 530 な 1716		平成 23年 1月 20日		平成 23年 1月 20日		平成 23年 1月 20日		小型乗車		乗用 自家用		箱型	
トヨタ		車 種		車 号		[194]		長さ		幅		高さ	
NCP95-0065258		型式		原動機の型式		378cc		169cm		1110kg		1385kg	
CBA-NC95		2NZ		燃 料 の 種 類		ガソリン		5008		0021		450kg	
所有者の氏名又は住所				江差町社会福祉協議会				型式指定番号				類別区分番号	
所有者の住所				北海道檜山郡江差町新栄町264-2				[53800 0098]					
使用者の氏名又は名称				*****									
使用の住所				*****									
使用の本拠の位置				*****									
有効期間の満了日				令和 4年 1月 28日									
備考													
[函館], 継続検査, [COSS] 自動車重量税額 (WLTTC) 6.00 (WLTTC) 算定未了 令和12年度エネルギー消費効率 (JCO) 算定未了 令和22年度エネルギー消費効率 (WLTTC) 算定未了 平成27年度エネルギー消費効率 (JCO) 算定未了 平成22年度燃費基準達成率 (JCO) 算定未了 [走行距離計表示値] 7.1, 30.0km (令和4年1月7日) [旧走行距離計表示値] 30.0km (令和2年1月17日) 平成10年騒音規制車, 近接騒音規制値 9.6dB マフラー加減速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車													
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 12-00203 以下空白													

番号 00247 A

自動車検査証

令和 4年 12月 2日

函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日又は交付年月日		自動車の種別		用途		車体形状	
函館 500 め 1704		平成 23年 12月 28日		小型乗用車		乗用		乗用車	
トヨタ		[194]		長さ		最大積載量		車両重量	
NSP135-2013756				388cm		169cm		1080kg	
DBA-NSP135		MINR		燃料消費又は定格出力		燃費の種別		型式指定番号	
所有者の氏名又は名称		江差町社会福祉協議会		1.32		ガソリン		6722	
使用者の氏名又は名称		北海道釧路市江差町新栄町264-2						[53800 0098]	
使用の本拠の位置		***							
有効期間の満了日		令和 4年 12月 27日							
備考		[函館] 継続検定		6.0.0		[整備工場コード] 12-00203		以下余白	
自動車重量税額		24,000円		消費効率 (WLTTC)		算定未了			
令和12年度エネルギー消費効率 (WLTTC)		算定未了		消費効率 (WLTTC)		算定未了			
平成22年度エネルギー消費効率 (WLTTC)		算定未了		消費効率 (WLTTC)		算定未了			
[走行距離計表示値] 8,900km		(令和4年12月2日)		消費効率 (WLTTC)		算定未了			
平成10年度燃費基準15%向上達成車				消費効率 (WLTTC)		算定未了			
[旧走行距離計表示値] 7,000km		(令和2年12月18日)		消費効率 (WLTTC)		算定未了			
マフラー加速騒音規制車				消費効率 (WLTTC)		算定未了			
[受検種別] 指定整備車				消費効率 (WLTTC)		算定未了			
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり				消費効率 (WLTTC)		算定未了			
[受検形態] 指定整備工場				消費効率 (WLTTC)		算定未了			

裏面もご覧下さい。

番号 00353

自動車検査証

令和 4年 3月 14日

軽自動車検査協会

車 両 番 号		交 付 年 月 日		初年度検査年月	自動車の種別	用途	自重・車両の物	車 体 の 形 状		
函館 580 2 8865		令和 4年 3月 14日		平成 27年 3月	軽自動車	乗用	乗用	スウェーデン [003]		
車 台 番 号		乗車定員		最大積載量	車両重量	車 両 重 量	自重	長さ	幅	高 さ
J-H2-1024127		4人		-kg	870kg	1090kg	339mm	147cm	167cm	
車 名		型式		燃料の種類	総排気量(cc)	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
ホンダ [296]		DBA-JH2		S07A	ガソリン	0.65l	540kg	330kg	17660	0001
氏名又は名称		社会福祉法人 江差町社会福祉協議会								
住 所		北海道檜山郡江差町新栄町264-2								
氏名又は名称		使用者に同じ								
住 所		使用者住所に同じ								
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ								
有効期間の満了する日		[国産] 記載変更 令和2年度燃費基準109%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成10年騒音規制車 [旧規格] 記載変更 令和2年度燃費基準96dB マフラー加速騒音規制適用車** 令和12年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了*								
令和 6年 3月 29日	[旧規格] 記載変更 令和2年度燃費基準109%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成10年騒音規制車 [旧規格] 記載変更 令和2年度燃費基準96dB マフラー加速騒音規制適用車** 令和12年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTTCモード燃費値) 算定未了*									
年 月 日	平成27年3月30日 新規検査 免税措置済み* 平成30年3月1日 継続検査 免税措置済み* [走行距離計表示値] 57,100km (令和4年3月14日)* [旧規格距離計表示値] 32,300km (令和2年3月16日)* [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり* [受検形態] 指定整備工場**									
年 月 日										
年 月 日										

OCR01-5253



裏面もご覧ください

番号 00154

自動車検査証

令和 3年 10月 11日

軽自動車検査協会

車台番号	函館 58024915	交付年月日	令和 3年 10月 11日	初度検査年月	平成 26年 10月	自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	車体の形状	スウェーデン方式 [003]
車名	JH2-1017856	乗車定員	4人	最大積載量	-kg	車両重量	870kg	車両総重量	1090kg	長さ	339cm
型式	DBA-JH2	原動機の型式	S07A	燃料の種類	ガソリン	燃費	0.65L	前軸重	540kg	幅	147cm
車名	ホンダ					後軸重	330kg	型式指定番号	17660	高	167cm
氏名又は名称	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会					類別区分番号					
住所	北海道檜山郡江差町新栄町264-2										
氏名又は名称	使用者に同じ										
住所	使用者住所に同じ										
使用の本拠の位置	使用者住所に同じ										
有効期間の満了する日	令和 5年 10月 28日										
令和 5年 10月 28日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											

OCR02-7332

軽自動車検査協会

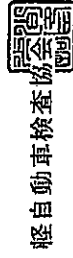
裏面もご覧ください

Light
COPY

番号 00219

自動車検査証

令和 3年 9月 29日



軽自動車検査協会

車台番号	函館 580 ち 4971	交付年月日	令和 3年 9月 29日	初度検査年月	平成 27年 12月	自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	国産車・半国産車の別	乗用	車体の形状	箱型	[001]	
車名	LA610S-00068853	乗車定員	4人	最大積載量	-kg	車両重量	980 kg	車両重量	1200 kg	長さ	339 cm	幅	147 cm	高さ	175 cm
型式	DBA-LA610S KF	原動機の型式	ガソリン	燃料の種類	-kg	燃費	0.65L	新車重量	570 kg	型式指定番号	17626	類別区分番号	0002		
使用者	氏名又は名称	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会													
所有者	住所	北海道檜山郡江差町新栄町264-2													[53800 0098]
	氏名又は名称	使用者に同じ													
	住所	使用者住所に同じ													
	使用の本拠の位置	使用者住所に同じ													
	有効期間の満了する日	令和 5年 9月 28日													
		年 月 日													
		年 月 日													
		年 月 日													
		年 月 日													
		年 月 日													

OCR11-0178

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会

裏面もご覧下さい

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

社会福祉法人江差町社会福祉協議会 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1	鈴木 美奈子	個人情報保護のため住所を表示しない。	☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
2	石若 和子		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
3	福田 美代子		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
4	國仙 はるみ		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
5	宮腰 奈緒美		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
6	浦屋 ミチヨ		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
7	鈴木 茜		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
8	中島 直樹		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
9	澤田 直之		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
10	地本 大介		☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
11	齊藤 良治		☐ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
			☐ 大 型	☒ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

氏名		鈴木 美奈子	
住所		[REDACTED]	
交付	令和04年06月19日	40133	運転免許証 北河内国分方面 公安委員会
2027年(令和09年)07月10日まで有効			
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る		
優良			
番号	第 [REDACTED]		
生年	平成03年09月26日	性別	女
生月	平成02年03月23日	国籍	日本
生日	令和00年00月00日	身長	158cm

備考	令和04年09月27日
[REDACTED]	
[REDACTED]	
[REDACTED]	

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示を表示することができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死体のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死体に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉
[心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・膵臓]

特記欄 : (自筆署名)

(署名年月日) 年 月 日

氏名		石 若 和 子		[REDACTED]	
住所		[REDACTED]			
交付	令和03年 02月 12日 40027				
2026年(令和08年)03月14日まで有効					
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る				
優良		運転 免 許 証			
番号	第	[REDACTED]			
二 輪	令和51年 09月 06日	三 輪	令和53年 05月 01日	四 輪	令和00年 00月 00日
北海道庁 公安委員会					

氏名		福 田 美代子		[REDACTED]	
住所		[REDACTED]			
交付	令和02年 01月 28日 40132				
2025年(令和07年)02月10日有効					
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る				
優 良		[REDACTED]			
番号	第 [REDACTED]				
二 輪	令和00年 00月 00日	種 別	一 種	二 種	三 種
他	昭和60年 03月 01日	種 別	一 種	二 種	三 種
二 輪	令和00年 00月 00日	種 別	一 種	二 種	三 種
			北海道的国方面 公安委員会		
					
			運転 免許 証		

氏名		國 仙 はるみ	
住所		[REDACTED]	
交付	令和04年10月16日 40386		
2027年(令和09年)11月14日迄有効			
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る		
	優良		
番号	第 [REDACTED]		
交付 期 限	令和00年00月00日	種 別	普通自動車 大型自動車 中型自動車 小型自動車 軽自動車 原付自転車 二輪自動車 三輪自動車 四輪自動車 五輪自動車 六輪自動車 七輪自動車 八輪自動車 九輪自動車 十輪自動車 十一輪自動車 十二輪自動車 十三輪自動車 十四輪自動車 十五輪自動車 十六輪自動車 十七輪自動車 十八輪自動車 十九輪自動車 二十輪自動車
交付 期 限	昭和63年02月01日		
交付 期 限	令和00年00月00日		
		北海道庁 公安委員会	
			
		運転免許証	

氏名	宮 腰 奈緒美	
住所	[REDACTED]	
交付	令和04年04月19日 40186	
有効期限	2027年(令和9年)05月28日まで有効	
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る	
運転 免 許 証	優良	
番号	第 [REDACTED]	
二 次 二 次	令和00年00月00日 平成13年07月05日 令和00年00月00日	理 由 [REDACTED]
北沢初田町方面 公安委員会		

氏名		浦 屋 ミチヨ	
住所	[REDACTED]		
交付	令和03年 07月 08日 40062		
2024年(令和06年)08月16日まで有効			
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る		
番号	第	[REDACTED]	号
二種	令和00年 00月 00日	種別	[REDACTED]
種	平成05年 03月 12日		
二種	令和00年 00月 00日		
		運転 免 許 証	
		北海道函館方面 公安委員会	

氏名		鈴木 茜	
住所		[REDACTED]	
交付	令和04年 10月 16日 40252		
2025年(令和07年)11月01日まで有効			
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る 中型車(8t)、準中型車と普通車はAT車に限る		
番号	第	[REDACTED]	
二六五	令和00年 00月 00日	種別	[REDACTED]
二五	平成29年 06月 06日	種別	[REDACTED]
二四	令和00年 00月 00日	種別	[REDACTED]
		写真	
		北見道庁地方 公安委員会	[REDACTED]
		運転 免許 証	

氏名		中 島 直 樹		[REDACTED]	
住所		[REDACTED]			
交付	令和04年07月04日 40175				
2025年(令和07年)07月30日まで有効		運転免許証			
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る				
番号	第 [REDACTED]				
二 輪	平成06年04月18日	大	中	小	特
三 輪	平成03年03月08日	大	中	小	特
四 輪	令和00年00月00日	大	中	小	特
北海道国庫方面 公安委員会 [REDACTED]					

氏名		澤田 直之			
住所					
交付	令和04年 06月 01日 40190				
2027年(令和09年)10月22日(有効)		運転免許証			
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る				
優良					
番号	第 [REDACTED]				
二 十 五 年 間 有 効	令和04年 00月 00日	種 別	大型 中型 小型 軽型 普通 二輪 三輪 四輪 五輪 六輪 七輪 八輪 九輪 十輪 十一輪 十二輪 十三輪 十四輪 十五輪 十六輪 十七輪 十八輪 十九輪 二十輪 二十一輪 二十二輪 二十三輪 二十四輪 二十五輪 二十六輪 二十七輪 二十八輪 二十九輪 三十輪 三十一輪 三十二輪 三十三輪 三十四輪 三十五輪 三十六輪 三十七輪 三十八輪 三十九輪 四十輪 四十一輪 四十二輪 四十三輪 四十四輪 四十五輪 四十六輪 四十七輪 四十八輪 四十九輪 五十輪 五十一輪 五十二輪 五十三輪 五十四輪 五十五輪 五十六輪 五十七輪 五十八輪 五十九輪 六十輪 六十一輪 六十二輪 六十三輪 六十四輪 六十五輪 六十六輪 六十七輪 六十八輪 六十九輪 七十輪 七十一輪 七十二輪 七十三輪 七十四輪 七十五輪 七十六輪 七十七輪 七十八輪 七十九輪 八十輪 八十一輪 八十二輪 八十三輪 八十四輪 八十五輪 八十六輪 八十七輪 八十八輪 八十九輪 九十輪 九十一輪 九十二輪 九十三輪 九十四輪 九十五輪 九十六輪 九十七輪 九十八輪 九十九輪 一百輪		
二 十 五 年 間 有 効	平成09年 03月 06日	種 別	大型 中型 小型 軽型 普通 二輪 三輪 四輪 五輪 六輪 七輪 八輪 九輪 十輪 十一輪 十二輪 十三輪 十四輪 十五輪 十六輪 十七輪 十八輪 十九輪 二十輪 二十一輪 二十二輪 二十三輪 二十四輪 二十五輪 二十六輪 二十七輪 二十八輪 二十九輪 三十輪 三十一輪 三十二輪 三十三輪 三十四輪 三十五輪 三十六輪 三十七輪 三十八輪 三十九輪 四十輪 四十一輪 四十二輪 四十三輪 四十四輪 四十五輪 四十六輪 四十七輪 四十八輪 四十九輪 五十輪 五十一輪 五十二輪 五十三輪 五十四輪 五十五輪 五十六輪 五十七輪 五十八輪 五十九輪 六十輪 六十一輪 六十二輪 六十三輪 六十四輪 六十五輪 六十六輪 六十七輪 六十八輪 六十九輪 七十輪 七十一輪 七十二輪 七十三輪 七十四輪 七十五輪 七十六輪 七十七輪 七十八輪 七十九輪 八十輪 八十一輪 八十二輪 八十三輪 八十四輪 八十五輪 八十六輪 八十七輪 八十八輪 八十九輪 九十輪 九十一輪 九十二輪 九十三輪 九十四輪 九十五輪 九十六輪 九十七輪 九十八輪 九十九輪 一百輪		
二 十 五 年 間 有 効	令和00年 00月 00日	種 別	大型 中型 小型 軽型 普通 二輪 三輪 四輪 五輪 六輪 七輪 八輪 九輪 十輪 十一輪 十二輪 十三輪 十四輪 十五輪 十六輪 十七輪 十八輪 十九輪 二十輪 二十一輪 二十二輪 二十三輪 二十四輪 二十五輪 二十六輪 二十七輪 二十八輪 二十九輪 三十輪 三十一輪 三十二輪 三十三輪 三十四輪 三十五輪 三十六輪 三十七輪 三十八輪 三十九輪 四十輪 四十一輪 四十二輪 四十三輪 四十四輪 四十五輪 四十六輪 四十七輪 四十八輪 四十九輪 五十輪 五十一輪 五十二輪 五十三輪 五十四輪 五十五輪 五十六輪 五十七輪 五十八輪 五十九輪 六十輪 六十一輪 六十二輪 六十三輪 六十四輪 六十五輪 六十六輪 六十七輪 六十八輪 六十九輪 七十輪 七十一輪 七十二輪 七十三輪 七十四輪 七十五輪 七十六輪 七十七輪 七十八輪 七十九輪 八十輪 八十一輪 八十二輪 八十三輪 八十四輪 八十五輪 八十六輪 八十七輪 八十八輪 八十九輪 九十輪 九十一輪 九十二輪 九十三輪 九十四輪 九十五輪 九十六輪 九十七輪 九十八輪 九十九輪 一百輪		
北海道庁 公安委員会					

氏名	地 本 大 介	
住所	[REDACTED]	
交付	令和02年08月21日 48070	
有効期限	2025年(令和07年)06月02日(水)	
交付の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る	
	優良	
番号	[REDACTED]	
二輪	令和00年00月00日	種別
他	平成13年02月02日	種別
二輪	令和00年00月00日	種別
		北海道庁 公安委員会
		

氏名		齊 藤 良 治			
住所		[REDACTED]			
交付	令和04年 06月 01日 40188				
2025年(令1074)07月26日迄有効					
免許の 条件等		眼鏡等		運転 免許 証	
優 良		[REDACTED]			
番号	第	[REDACTED]			
二十歳 後	令和00年 00月 00日	種類	大型	第一種	第二種
他	昭和41年 03月 31日	種類	普通	第一種	第二種
二種	令和00年 00月 00日	種類	普通	第一種	第二種
北海道庁管内 公安委員会					

043-0032 北海道釧路市江差町新栄町264番地の2 社会福祉法人江差町社会福祉協議会 福田 美代子 様	整理番号 2022013699 P004-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏名	福田 美代子
	生年月日	[REDACTED]
	免許証番号	[REDACTED]

証明事項	行政処分前歴	0回	累積点数	0点
	年 月 日	内	容	点数
	以下余白			
備考				

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所



整理番号

2022013700 P005-1

043-0032

北海道檜山郡江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

國仙 はるみ 様

運転記録証明書

申請者	氏名	國仙 はるみ		
	生年月日			
	免許証番号			
証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年 月 日	内 容	点数	
	以下余白			
備考				

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所

整理番号

2022013702 P007-1

043-0032

北海道釧路市江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

浦屋 ミチヨ 様

運転記録証明書

申請者	氏名	浦屋 ミチヨ
	生年月日	
	免許証番号	

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年月日	内 容		点数
	令和2年11月23日	○指定場所一時不停止等		2点
		以下余白		
	○印の違反は、2年以上無事故・無違反者に対する特例により、点数計算はされません。			
	備考			

令和5年1月5日 現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0032 北海道檜山郡江差町新栄町264番地の2 社会福祉法人江差町社会福祉協議会 鈴木 茜 様	整理番号 2022013703 P008-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者氏名	鈴木 茜
生年月日	
免許証番号	

行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
年 月 日	内 容	点 数	
令和3年7月7日	○指定場所一時不停止等 以下余白	2点	
証明事項			
	○印の違反は、2年以上無事故・無違反者に対する特例により、点数計算はされません。		
備考			

令和5年1月5日 現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0032

北海道檜山郡江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

中島 直樹 様

整理番号

2022013696 P001-1

運転記録証明書

申請者氏名	中島 直樹
生年月日	
免許証番号	

行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
年 月 日	内 容	点数	
	以下余白		
証明事項			
備考			

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



整理番号

2022013704 P009-1

043-0032

北海道釧路市江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

澤田 直之 様

運転記録証明書

申請者	氏名	澤田 直之
	生年月日	
	免許証番号	

行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
年 月 日	内 容	点数	
以下余白			

証明事項

備考

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



整理番号

2022013705 P010-1

043-0032

北海道檜山郡江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

地本 大介 様

運転記録証明書

申請者	氏名	地本 大介
	生年月日	
	免許証番号	

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年 月 日	内 容	点数	
	以下余白			
	備考			

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所



整理番号

2022013706 P011-1

043-0032

北海道檜山郡江差町新栄町264番地の2

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

齊藤 良治 様

運転記録証明書

申請者	氏名	齊藤 良治
	生年月日	
	免許証番号	

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年 月 日	内 容	点数	
	以下余白			
備考				

令和5年1月5日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和5年1月5日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



第 01115105 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

鈴木 美奈子 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 27 年 9 月 6 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



サービス連絡会

代 表

光弘

責任インストラクター

竹田



第 07010432 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

石 若 和 子 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会（セダン等免除）において所定の全課程を
修了されたことをここに証します。

平成 19 年 7 月 22 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



バス連絡



代 表

勝 夫

責任インストラクター

竹 田

保

第 01110198 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

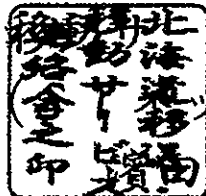
福田 美代子 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 22 年 7 月 11 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



ビス連絡会

代 表



勝夫

責任インストラクター 竹田 保

第 01118072 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

國仙 はるみ 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 30 年 9 月 30 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代 表



ト北海道

光弘



責任インストラクター

竹田

係

第 01117077 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

宮腰 奈緒美 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 29 年 7 月 23 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



サービス連絡会

ト北海道

代 表

光弘

責任インストラクター

竹田

係



第 0110171 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

浦屋 ミチヨ 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 22 年 7 月 11 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代表



ト北海

勝夫



責任インストラクター 竹田 保

第 01122037 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

鈴木 茜 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 4 年 8 月 28 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



ビス連絡会

ト北海道

代 表

光弘



責任インストラクター

竹田

保

第 07010433 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

中島 直樹 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 19 年 7 月 22 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



バス連絡会

ト北海道

代 表

勝夫

責任インストラクター

竹田 保

第 01122035 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

澤田 直之 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 4年 8月 28日

国自旅第217号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代表



ト北海道

光弘



責任インストラクター

竹田

係

第 01122036 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

地本 大介 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 4 年 8 月 28 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・



ビス連絡会

代 表

ト北海道

光弘



責任インストラクター

竹田

保

第 01119065 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

齊藤 良治 殿

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

令和 2年 1月 26日

国自旅第217号認定

北海道移送・移動サービス連絡会

代表



ト北海道

光弘

責任インストラクター

竹田



第 0979876 号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

鈴木 美奈子

登録年月日

平成26年9月11日

登録番号

第0-979876号

法第39条第4号該当年月

平成26年3月

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条
第1項の規定により登録したことを証する

平成26年9月22日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長 多久島耕治

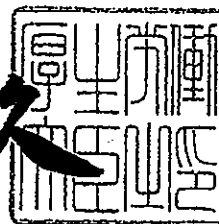


公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成26年9月22日

厚生労働大臣

塩崎恭久



介護福祉士

第233053号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

石 若 和 子

登 録 年 月 日

平成16年4月16日

登 録 番 号

第-233053号

法第39条第4号該当年月

平成16年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成16年4月30日

指定登録機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター

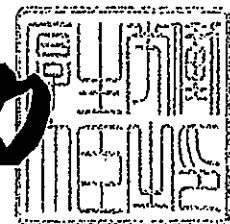
理事長 西 沢 英 雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成16年4月30日

厚生労働大臣 坂 口 力



介護福祉士

第565951号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

福田 美代子

登録年月日

平成22年4月7日

登録番号

第-565951号

法第39条第4号該当年月

平成22年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成22年4月16日

指定登録機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長 田中敏雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成22年4月16日

厚生労働大臣 長妻 昭



介護福祉士



第 0273356 号

介護福祉士登録証

本 籍 地 北海道
氏 名 仙 はるみ

生 年 月 日
登 録 年 月 日
登 録 番 号
試 験 合 格 年 月

令和4年4月6日
第273356号
令和4年3月

厚生省令第49号第24条の2第4号
に基づく喫煙吸引等行為

該当無し

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の
規定により登録したことを証する

令和4年4月18日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

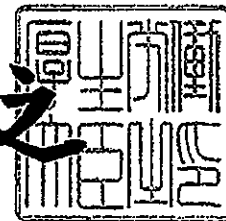
理事長 橋本正明



公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

令和4年4月18日

厚生労働大臣 後藤 茂之



介護福祉士

第 0216253 号

介護福祉士登録証

本氏 籍 地名 北海道
宮 腰 奈緒美

生 年 月 日
登 録 年 月 日
登 録 番 号
試 験 合 格 年 月

令和3年4月6日
第216253号
令和3年3月

厚生省令第49号第24条の2第4号
に基づく喫煙吸引等行為

該当無し

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の
規定により登録したことを証する

令和3年4月15日

指定登録機関

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長

橋本正明

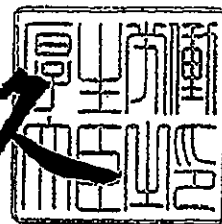


公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

令和3年4月15日

厚生労働大臣

田村憲久



介護福祉士

第320139号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

澤田直之

登録年月日

平成18年4月21日

登録番号

第D-320139号

法第39条第4号該当年月

平成18年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成18年5月8日

指定登録機関

財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 西沢英雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成18年5月8日

厚生労働大臣 川崎二郎



介護福祉士

乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書

社会福祉法人江差町社会福祉協議会が、申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その乗務員として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	資格の種類
1	鈴木 美奈子	個人情報保護のため住所を表示しない。	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
2	石若 和子		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
3	福田 美代子		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
4	國仙 はるみ		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
5	宮腰 奈緒美		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
6	浦屋 ミチヨ		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
7	鈴木 茜		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
8	中島 直樹		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
9	澤田 直之		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
10	地本 大介		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
11	齊藤 良治		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習 ☐ その他
12		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他	
13		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他	
14		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他	
15		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習 ☐ その他	

注 「資格の種類」欄は、次の区分により該当事項に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者。

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者。

「その他」…

① (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

記

申請者名 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

令和 年 月 日

住 所

個人情報保護のため住所を表示しない。

氏 名 中島 直樹

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	中島 直樹	個人情報保護のため住所を表示しない。	その他		
2					
3					

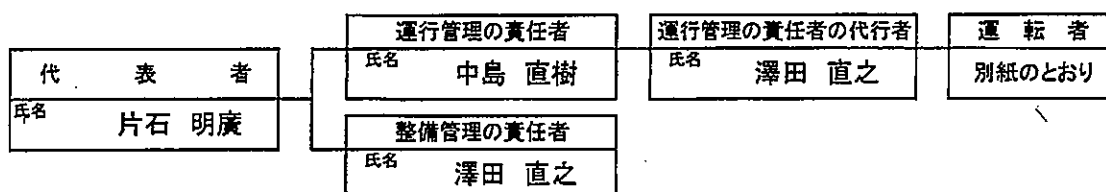
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	澤田 直之	個人情報保護のため住所を表示しない。	
2			
3			

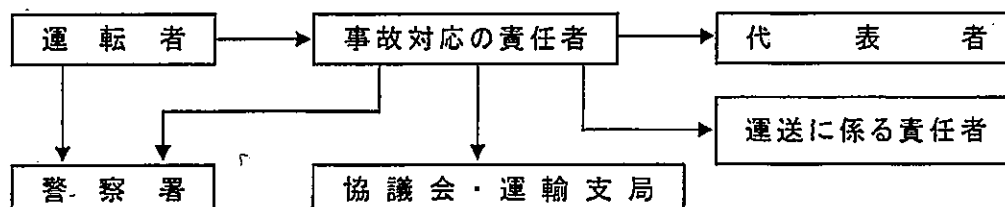
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制

事故対応の責任者: 中島 直樹

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者: 中島 直樹苦情処理の担当者: 澤田 直之

第 0074 号

安全運転管理者等講習 修了証書

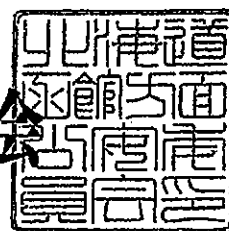
事業所名 社会福祉法人
江差町社会福祉協議会

氏 名 中 島 直 樹

道路交通法第108条の2第1項第1号
の規定に基づく安全運転管理者等
講習を修了したことを証する

令和 4 年 11 月 9 日

北海道函館方面公安委員会



自動車保険証券付属明細書

保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様202208231 5189 0001838#
(RAH61-A844)

契約日

電話番号 0139-52-2441

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。

必ず保険証券とご照合ください。
明細書の記載内容が申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・損害/補償人または当社にご連絡ください。(ご注意) お客さまのお名前・ご住所・車名等の表記につきまして、保証上の制約により正確な表示ができない場合、
表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、御注意ください。

証券番号: F056041480 00011	保険期間: 令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類: タブビス事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)																
記名・保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。																		
*住 所: 保険契約者住所に同じ																		
*氏 名: 保険契約者に同じ																		
*区 分: 法人																		
運転者年齢条件等																		
運転者限定: 限定なし																		
運転者年齢条件: 対象外																		
<table border="1"><thead><tr><th>年齢</th><th>年 令 20才以下</th><th>21~25才</th><th>26才以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>運転者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>乗客</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			年齢	年 令 20才以下	21~25才	26才以上	運転者	○	○	○	乗客				その他			
年齢	年 令 20才以下	21~25才	26才以上															
運転者	○	○	○															
乗客																		
その他																		
[O] 補償されます [X] 補償されません																		
ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。																		
**車両番号: 国産 880 あ 271																		
*車 名: ハイゼット																		
仕 様: 660 4WD																		
*型 式: S331Vカイ																		
**用途車種: 自家用軽四輪乗用車																		
*車台番号: S331V-0103941																		
*初年度登録: 平成26年 2月																		
*車検満了日: 令和 6年 2月18日																		
*料率クラス: 車両 2 対人・自損 2 対物 2 傷害 2																		
*付属機件装置:																		
**車両登録地・保管場所:																		
*車両所有者: 保険契約者に同じ																		
*先送環境対策車区分:																		
公有: 単公有:																		
割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。																		
フリート 全車両一括特約 優良割引 70%																		
福祉車両割引 フリート多数割引5%																		

その他のご契約に関する事項

証券特記事項

自賠責

等級

補償割合 1

補償割合

14

日付

RAH61

日付

08

日付

F432

日付

F050728310

日付

00001681

日付

000011

特約



自動車保険証券付属明細書

保険契約者

〒 043-0032

住所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2氏名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様202208231 5189 0001830#
(RAH61-A844)

事業用自動車総合保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長



本社 東京都千代田区千代田一丁目28番1号

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ 北海道支店 函館支店
同和損害保険 (RAH-61) TEL 0138-26-2200代理店・協賛人 有限会社 キムラ保険事務所
(A844) TEL 0138-49-1277
※番号 0003 ※営業日 0003

契約日

■ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・協賛人またはあいおいニッセイ同和損害保険までご連絡ください。

電話番号 0139-52-2441

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。
必ず保険証券とご確認ください。
明細書の記述内容がお申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・協賛人または当社にご連絡ください。(ご注意) お申込みのお名前・ご住所、本名等の記載につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、
表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは数字の表示方法で表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

証券番号: F056041480 00003	保険期間: 令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類: タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
---------------------------	--	-------------------------------------

記名 被保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。	
*住所	保険契約者住所と同じ
*氏名	保険契約者と同じ
*区分	法人

運転者年齢条件等			
運転者限定	限定なし		
運転者年齢条件	対象外		
年齢	20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○
[○] 補償されます [×] 補償されません			

その他のご契約に関する事項

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。					
*車種	国産 830 cc 1123	*エンジン	—	*駆動方式	—
*車名	キヤラバン				
仕様		所有権関係	リース	*改造車・型式不明車	○
*型式	CW8E26カイ				
*用途車種	自家用普通乗用車	*火災保険補償	12月ブレーキ	無	
*車台番号	CW8E26-100460	*使用目的			
*初年度登録: 平成30年 3月		車検満了日: 令和 6年 2月29日			
料率クラス: 車両 9 対人・自損 7 対物 7 傷害 9		*福祉車両: 該当			
付属機械装置:					
*車両登録地・保管場所:		*先進環境対策車区分:			
*車両所有者: 保険契約者と同じ		公有:			
		車公有:			

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。	
フリート	優良割引 70%
全車両一括特約	
福祉車両割引	フリート多数割引 5%

証券特記事項

約款コード 14 日付 RAH61 訂上月 08 日付番号 F432 保証番号 CK 田 00001673(特約) 保証番号 F050728310 -00003

証券番号: F056041480 00003

登録番号: 函館 830 さ 1123

※この特約書では、補償内容の概要を説明しております（○＝補償されます、×＝補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 ※明細書記載の保険金額は支払限度額となっております。保険金額、免責金額、その他ご契約内容の行違ひにつきましては、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
 ※自動車特約は明細書に表示されませんが、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）にて、ご契約条件をお確かめのうえ、特約の有無をご確認ください。

補償内容（保険金額等）補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種類		タフビズ事業用自動車総合保険		運転者限定		限定なし		運転者年齢条件		対象外				
		補償の概要		基本的補償		特約								
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。		無制限		対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約								
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。		無制限 (免責金額なし)										
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。		1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円		傷害一時金特約 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約								
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。		治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)										
	搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。		1名につき 500万円										
お車の補償	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。		ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 300万円 免責金額なし		全損時賠償費用特約								
		①搭乗者自損事故の補償（搭乗者自損事故が原因で発生した場合）	②盗難	③火災・爆発	④暴風	⑤暴風（じょう）等に伴う暴風行為または破壊行為	⑥台風・洪水・高潮	⑦落石・いたずら・窓ガラス破損	⑧搭乗中または落下中の後物との衝突	⑨その他搭乗事故（①～⑧および⑨～⑫を除く）	⑩歩行者・自転車・動物との衝突・崖壁等との衝突	⑪電柱・ガードレール等との衝突	⑫盗難・転倒	⑬地震・噴火・津波
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
サービス・特約	ロードアシスタンスサービス	○ ご利用いただけます		ロードサービス費用		○		ロードサービス費用特約 代車補償対象外特約						
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用（自動車事故型）特約 保険料大口分割払特約 初回保険料口座振替特約													
払込方法・保険料	合計保険料	72,480 円				払込方法		大口分割（口座振替）12回払 初回保険料口座振替						
	分割払 払込保険料	6,040 円												
		*他の保険契約の有無						*過去1年間の解除の有無						
		*証券番号						*証券番号						
		*満期日（解約・消滅日）						*満期日（解約・消滅日）						
		** 3等級ダウン事故						** 3等級ダウン事故						

00001673

自動車保険証券付属明細書



保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2

氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様



202208231 5189 0001837#
(RAH61-A844)

契約日

電話番号 0139-52-2441

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。
必ず保険証券をご確認ください。
明細書の記載内容が申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・保者/仲立人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、厳密上の制約により正確な表示ができない場合、
表示可能な文字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、尚早ご了承ください。

証券番号: F056041480 00010	保険期間 令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類 タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
---------------------------	---	------------------------------------

記名 保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

*住 所 保険契約者住所に同じ

*氏 名 保険契約者に同じ 区分 法人

運転者年齢条件等

運転者限定 限定なし

運転者条件 対象外

年齢	20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○
被保険者			
被保険者			
被保険者			

[○] 補償されます [×] 補償されません

その他のご契約に関する事項

ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・保者/仲立人またはあいおいニッセイ同和損保までご連絡ください。

事故のご連絡先

フリード契約者専用事故受付ダイヤル
TEL 0120-395-024

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

**登録番号: 函館 800 さ 4475	**レンタカー	**故障車
*車 名: トヨタ	*積載量: 2.98 L	
仕 様	所有権留保	*改造車
*型 式: フメイ	リース	型式不明車
**用途車種: 自家用普通乗用車	**大損害補償減額ブレーキ	無
*車台番号: KDH206-8041346	**使用目的	
*初年度登録: 平成24年 1月 車検満了日: 令和 6年 1月29日		
料率クラス: 車両 9 対人・自損 8 対物 8 傷害 9 **福祉車両: 該当		
付属機械装置:		
*車両登録地・保管場所:	*先送環境対策車区分:	
*車両所有者: 保険契約者に同じ	公有:	準公有:

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

フリード 全車両一括特約 優待割引 70%

福祉車両割引 フリート多数割引 5%

証券特記事項

契約者 1 明細書 14 日付 RAH61 日付 08 日付 F432 日付 00001680 特約 F050728310 -00010

証券番号: F056041480 00010

登録番号: 函館 800 さ 4475

※このコードは、必ず
記載してください。

・この明細書では、補償内容の概要を記載しております（○…補償されます ×…補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 ・賠償金額は、補償内容の概要に記載しております。保険金額、免責金額、その他契約内容の詳細につきましては、ご契約のしおり（補償保険約款・特約）をご覧ください。
 ・自動車特約は明細書に表示されませんので、ご契約のしおり（補償保険約款・特約）にて、ご契約条件をお確かめのうえ、特約の概要をご確認ください。

補償内容(保険金額等) 補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種類	タフビズ事業用自動車総合保険	運転者限定	限定なし	運転者年齢条件	対象外
相手への賠償	対人賠償 事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限	対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	
対物賠償 事故により他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限 (免責金額なし)			
おケガの補償	人身傷害 ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	☐	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円	傷害一時金特約 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	
傷害一時金 人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	☐	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)			
搭乗者傷害 ご契約のお車に搭乗中の方により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	☐	1名につき 500万円			
お車の補償	車両保険 ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	☐	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 110万円 免責金額なし	全損時諸費用特約	
	①被保険自動車との衝突・接触(相手自動車を含む) ②おて逃げ ③ご契約のお車の所有主が所有する他の自動車との衝突・接触 ④火災・爆発 ⑤盗難 ⑥暴行(じょう)等に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台車・電線・洪水・落石・崖崩れ ⑧落車・いたずら・おガラス破損 ⑨搭乗中または客下中の他特約との衝突 ⑩その他特約①～⑨を除く	①被保険自動車との衝突・接触(相手自動車を含む) ②おて逃げ ③ご契約のお車の所有主が所有する他の自動車との衝突・接触 ④火災・爆発 ⑤盗難 ⑥暴行(じょう)等に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台車・電線・洪水・落石・崖崩れ ⑧落車・いたずら・おガラス破損 ⑨搭乗中または客下中の他特約との衝突 ⑩その他特約①～⑨を除く	①歩行者・自転車・自動車・船舶との衝突・接触 ②電柱・ガードレール等との衝突 ③盗難・転覆 ④地震・津波 ⑤火災・爆発		
サービス・特約	ロードアシスタンスサービス ☐ ご利用いただけます	ロードサービス費用 ☐		ロードサービス費用特約 ☐ 代車補償対象外特約	
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 保険料大口分割払特約 初回保険料口座振替特約				
払込方法・保険料	合計保険料 66,960 円	払込方法 大口分割(口座振替) 12回払 初回保険料口座振替			
	分割払 払込保険料 5,580円				
*他の保険契約の有無 _____ *過去1年間の前除の有無 _____ *証券番号 _____ 始期日 _____ 満期日(解約解除日) _____ ** 3等級ダウン事故 _____ **					

00001680

自動車保険証券付属明細書

保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様202208231 5189 0001832#
(RAH61-A844)

契約日

電話番号 0139-52-2441

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。
必ず保険証券を二枚ください。
明細書の記載内容がお申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・保者/仲立人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客さまのお名前・ご住所・車名等の記載につきまして、厳密上の制約により正確な表示ができない場合、
表示内容が誤りまたはカクカク、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、御注意ください。

証券番号	F056041480 00005	保険期間	令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類	タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
------	---------------------	------	--	------	-------------------------------

記名	保険者	記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。
住所	保険契約者住所に同じ	
氏名	保険契約者に同じ	区分 法人

運転者年令条件等	運転者限定 限定なし		
運転者年令条件 対象外			
年齢	20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○
[O] 補償されます [X] 補償されません			

その他のご契約に関する事項

ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・保者/仲立人またはあいおいニッセイ同和損保までご連絡ください。

事故のご連絡先

フリート契約者専用事故受付ダイヤル
TEL 0120-395-024

ご契約のお車	お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。				
**登録番号	函館 830 さ 1707	**レンタカー	—	**改造車	—
**車名	レジアスエース				
仕様		所有権関係	リース	**改造車・型式不明車等	○
**型式	KDH206Kカイ				
**用途車種	自家用普通乗用車	**大損害保険減額ブレーキ	無		
**車台番号	KDH206-8086998	**使用目的			
**初度登録	平成27年 3月	車検満了日	令和 5年 3月29日		
料率クラス	車両 9 対人・自損 8 対物 8 傷害 9	**福祉車両	該当		
**車両登録地・保管場所		**先送環境対策車区分			
**車両所有者	保険契約者に同じ	公有	：		
		準公有	：		

割引・割増等	割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。
フリート	優良割引 70%
全車両一括特約	
福祉車両割引	フリート多数割引5%



事業用自動車総合保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長

新 田 啓 介



本 社 東京都中央区銀座一丁目28番1号

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ 北海道支店 函館支社
同和損害保険 (RAH-61) TEL 0138-26-2200代理店・保者/仲立人 有限会社 キムラ保険事務所
(A844) TEL 0138-49-1277

FAX 0003 FAX 0003

※この契約書は、保険料の納入が完了した後に送付されます。



証券番号: F056041480 00005		登録番号: 函館 830 号 1707																													
・この契約書では、補償内容の概要を説明しております。(〇)は補償されます。(×)は補償されません。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。 ・賠償責任の保険金額は支払限度額となります。保険金額、免責金額、その他に特約内容の記載につきましては、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご覧ください。 ・自動車特約は明細書に表示されますので、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)にて、ご契約条件をお読みください。特約の有無をご確認ください。																															
補償内容(保険金額等) 補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。																															
保険種類	タフビズ事業用自動車総合保険		運転者限定 限定なし																												
			運転者年齢条件 対象外																												
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	無制限																												
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	無制限 (免責金額なし)																												
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円																												
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)																												
	搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	1名につき 500万円																												
お車の補償	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 150万円 免責金額なし																												
			全損時賠償特約																												
<table border="1"> <tr> <td>① 相手自動車との衝突・追突(相手自動車に過失がある場合)</td> <td>② 当て逃げ</td> <td>③ ご契約のお車の所有主が所有する別の自動車との衝突・追突</td> <td>④ 火災・爆発</td> <td>⑤ 盗難</td> <td>⑥ 暴行(じょうず)等に伴う暴力行為または破壊行為</td> <td>⑦ 台風・洪水・竜巻・津波・高潮</td> <td>⑧ 落着・いたずら・窓ガラス破壊</td> <td>⑨ 飛来物または落下中の他物との衝突</td> <td>⑩ その他(①～⑨を除く)</td> <td>⑪ 歩行者・自転車・動物との衝突・接触</td> <td>⑫ 電柱・ガードレール等との衝突</td> <td>⑬ 接触・転倒</td> <td>⑭ 地震・津波・噴火・雪崩</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>				① 相手自動車との衝突・追突(相手自動車に過失がある場合)	② 当て逃げ	③ ご契約のお車の所有主が所有する別の自動車との衝突・追突	④ 火災・爆発	⑤ 盗難	⑥ 暴行(じょうず)等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦ 台風・洪水・竜巻・津波・高潮	⑧ 落着・いたずら・窓ガラス破壊	⑨ 飛来物または落下中の他物との衝突	⑩ その他(①～⑨を除く)	⑪ 歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫ 電柱・ガードレール等との衝突	⑬ 接触・転倒	⑭ 地震・津波・噴火・雪崩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
① 相手自動車との衝突・追突(相手自動車に過失がある場合)	② 当て逃げ	③ ご契約のお車の所有主が所有する別の自動車との衝突・追突	④ 火災・爆発	⑤ 盗難	⑥ 暴行(じょうず)等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦ 台風・洪水・竜巻・津波・高潮	⑧ 落着・いたずら・窓ガラス破壊	⑨ 飛来物または落下中の他物との衝突	⑩ その他(①～⑨を除く)	⑪ 歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫ 電柱・ガードレール等との衝突	⑬ 接触・転倒	⑭ 地震・津波・噴火・雪崩																		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×																		
サービス・特約	ロードアシスタンスサービス ○ ご利用いただけます		ロードサービス費用 ○																												
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 保険料大口分割払特約 初回保険料口座振替特約																														
払込方法・保険料	合計保険料	68,400 円																													
	分割払払込保険料	5,700円																													
			払込方法 大口分割(口座振替) 12回払 初回保険料口座振替																												
*他の保険契約の有無 *過去1年間の解除の有無 ※この契約は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)にて、ご契約条件をお読みください。特約の有無をご確認ください。 ※この契約は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)にて、ご契約条件をお読みください。特約の有無をご確認ください。 ※この契約は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)にて、ご契約条件をお読みください。特約の有無をご確認ください。																															

00001675

自動車保険証券付属明細書

保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 樺山郡 江差町 新栄町
264-2氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様202208231 5189 0001834#
(RAH61-A844)

事業用自動車総合保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長



本 社 東京都千代田区千代田一丁目28番1号

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ 北海道支店 函館支社
同和損害保険 (RAH-61) TEL 0138-26-2200代理店・損害/仲立人 有限会社 キムラ保険事務所
(A844) TEL 0138-49-1277

営業所 0003 営業所 0003

契約日

■ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・損害/仲立人またはあいおいニッセイ同和損害保までご連絡ください。

電話番号 0139-52-2441

■事故のご連絡先

フリート契約者専用事故受付ダイヤル
TEL 0120-395-024

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。

必ず保険証券をご確認ください。

明細書の記載内容が申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・損害/仲立人または当社にご連絡ください。

【ご注意】 お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、厳密上の誤りにより正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

証券番号	F056041480 00007	保険期間	令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで	1年間	保険種類	タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
------	---------------------	------	--	-----	------	-------------------------------

記名	保険者	記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。
*住所	保険契約者住所に同じ	
*氏名	保険契約者に同じ	区分 法人

運転者年令条件等

運転者限定 限定なし

運転者 対象外

年齢	年令 20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○

「○」補償されます

「×」補償されません

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

*車両番号	函館 500 ム 4538	*レンタカー	—	*改質車	—
*車 名	ヴィッツ				
仕 様	1300 4WD F	所有権留保	—	※改修車	—
*型 式	NSP135				
*用途車種	自家用小型乗用車	※大面積減額対象ブレーキ			無
*車台番号	NSP135-2019510				
*初年度登録	平成24年 6月	車検満了日	令和 5年 6月28日		
料率クラス	車両 4 対人・自損 1 対物 7 傷害 6	*福祉車両			
付属機械装置					
*車両登録地・保管場所		*先進環境対策車区分			
*車両所有者	保険契約者に同じ	公有			
		準公有			

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

フリート	全車同一括約	優良割引	70%
フリート多数割引	5%		

その他のご契約に関する事項

証券特記事項

印刷機 14 印刷機 RAH61 印刷機 08 印刷機 F432 印刷機 CK 印刷機 00001677 印刷機 0000728310 -00007



証券番号: F056041480 00007 登録番号: 函館 500 ぬ 4538

この明細書では、補償内容の概要を説明しております。○…補償されます。×…補償されません。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 ※明細書記載の保険金額は支払限度額となっております。保険金額、免責金額、その他契約内容の詳細につきましては、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
 ※自動車（または明細書に明示されない）で、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）にて、ご契約条件を正確に読み取り、特約の有無をご確認ください。

補償内容(保険金額等) 補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保 険 種 別	タフビズ事業用自動車総合保険		運 転 者 限 定	限定なし		運転者年齢条件	対象外																																																
相手への賠償 	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限		対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約																																																	
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限 (免責金額なし)																																																			
	おケガの補償	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	☐	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円		傷害一時金特約 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約																																																	
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	☐	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)																																																			
	搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	☐	1名につき 500万円																																																			
お車の補償 	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	☐	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 55万円 免責金額なし		全損時賠償費用特約																																																	
<table border="1"> <tr> <td>①相手自動車との衝突・追突(損害賠償責任が確定する場合)</td> <td>②おとり逃げ</td> <td>③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・追突</td> <td>④火災・爆発</td> <td>⑤盗難</td> <td>⑥暴行(じょう)等に伴う暴行行為または強姦行為</td> <td>⑦台車・電線・洪水・高潮</td> <td>⑧落物・いたずら・破ガラス破損</td> <td>⑨飛来中または落下中の他物との衝突</td> <td>⑩その他保険金請求事由(①～⑨および⑩～⑮を除く)</td> <td>⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触</td> <td>⑫電柱・ガードレール等との衝突</td> <td>⑬道路・転落</td> <td>⑭地震・津波</td> <td>⑮火災・爆発</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☒</td> </tr> </table>								①相手自動車との衝突・追突(損害賠償責任が確定する場合)	②おとり逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・追突	④火災・爆発	⑤盗難	⑥暴行(じょう)等に伴う暴行行為または強姦行為	⑦台車・電線・洪水・高潮	⑧落物・いたずら・破ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他保険金請求事由(①～⑨および⑩～⑮を除く)	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬道路・転落	⑭地震・津波	⑮火災・爆発	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒																		
①相手自動車との衝突・追突(損害賠償責任が確定する場合)	②おとり逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・追突	④火災・爆発	⑤盗難	⑥暴行(じょう)等に伴う暴行行為または強姦行為	⑦台車・電線・洪水・高潮	⑧落物・いたずら・破ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他保険金請求事由(①～⑨および⑩～⑮を除く)	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬道路・転落	⑭地震・津波	⑮火災・爆発																																									
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒																																									
サービス・特約	ロードアシスタンスサービス ☐ ご利用いただけます		ロードサービス費用 ☐		ロードサービス費用特約 代車補償対象外特約																																																		
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 保険料大口分割払特約 初回保険料口座振替特約																																																						
払込方法・保険料	合計保険料	46,800 円		払 込 方 法	大口分割(口座振替)12回払 初回保険料口座振替																																																		
	分割払 払込保険料	3,900 円																																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">*他の保険契約の有無</td> <td colspan="4">*過去1年間の削除の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*前年度末現在までの自動車・バイク・船舶の保険契約の有無</td> <td colspan="4">*証券番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*お名前</td> <td colspan="4">*ご住所</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*生年月日</td> <td colspan="4">*電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*ご契約の開始日</td> <td colspan="4">*満期日(解約・更新日)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">** 3等級ダウン事故</td> <td colspan="4">**</td> </tr> </table>								*他の保険契約の有無				*過去1年間の削除の有無				*前年度末現在までの自動車・バイク・船舶の保険契約の有無				*証券番号				*お名前				*ご住所				*生年月日				*電話番号				*ご契約の開始日				*満期日(解約・更新日)				** 3等級ダウン事故				**			
*他の保険契約の有無				*過去1年間の削除の有無																																																			
*前年度末現在までの自動車・バイク・船舶の保険契約の有無				*証券番号																																																			
*お名前				*ご住所																																																			
*生年月日				*電話番号																																																			
*ご契約の開始日				*満期日(解約・更新日)																																																			
** 3等級ダウン事故				**																																																			

00001677

**タフ
ビズ** **TOUGH Biz**

14 RAH61 08 F432 00001679 特約
 14 RAH61 08 F432 00001679 特約

登録番号：函越 530 ㊦ 1716

この明細書では、所記内容の要旨を説明しております（○…適用されます、×…適用されません）。特約者により補償期間が限定される場合がありますので、ご注意ください。
明細書と特約の両方とも支払に必要となっております。保険金を受け取る、その他の特約者の権利の行使につきましては、ご契約のあり方（普通保険料約・特約）をご確認ください。
自動セリット約は明細書に表示されませんので、ご契約のし方（普通保険料約・特約）にて、ご契約条件をお確かめください。特約の適用をご確認ください。



保 険 種 別	タフビズ事業用自動車総合保険	運 転 者 限 定	限定なし	運転者年齢条件	対象外
---------	----------------	-----------	------	---------	-----

払込方法 ・保険料	合計保険料	48,360 円	払込方法	大口分割（口座振替）12回払 初回保険料口座振替	
	分割払 払込保険料	4,030円			
			*他の保険契約の有無 ※前年度の支払済金額が10万円未満の場合、この欄は必ず記入してください。		*過去1年間の解除の有無 ※証券番号

*他の保険契約の有無		*過去1年間の解約の有無	
*既得の利益はセコンドロー引 の成績も併せて見ていただく予定です		*証券番号 ()	
成 果 分	給付日	満期日(給付・解約日)	
	** 3等級ダウン有故	**	

TOUGH

2023年 1月27日時点の内容

043-0032

氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様

○保体期間の開始日に三配付円高変更の手続きがされた場合は、保体期間が開始するまで変更内容が反映されません。

吳均

0003 0003

謝に契約内容変更のご連絡先

「『三島由紀夫に就いて』の著者合巻で、三島の業績を高く評価し

電話號碼 0139-52-2441

原平校のご連絡先

0120-395-024

(二五) 西暦五世紀末頃、この地、新羅の領土に含まれて、唐土との貿易により、大々商業が盛んになった。

F056041480 00001	令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	タフビズ事業用自動車総合保険 (一般組合員自動車保険)																		
記名被保険者 記名被保険者は、以下の内容でご契約いただいております。																				
保険契約責任所と同じ																				
保険契約者に同じ																				
法人																				
運転条件等																				
規定なし																				
対象外																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">○</th> <th style="text-align: center;">○</th> <th style="text-align: center;">○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> [O] 補償されます [X] 補償されません			○	○	○															
○	○	○																		
その他のご契約に関する事項																				

と契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。		
型式 500 cc 1704		
ブランド グイツツ		
エンジン 1300 4WD F		
モデル NSP135		
車種別小型乗用車		無
車両番号 NSP135-2013756		
*初年度登録：平成23年12月 最終満了日：令和 4年12月27日 排気量クラス：重商 4 対人・白銀 1 対物 7 備考 6 **福祉車両： 付属機付重量： 一級阿波尾地・陸自専用所： *先送請求対象区分は： *車両所有者：保険契約者と同じ 公有： 半公有：		
割引・引増率 割引・割増率は以下の内容でご契約いただいております。		
フリート	優待割引	70%
全車両一括特約		
フリート多数割引5%		

~~SECRET~~ F050728310-00001

証券番号: F056041480 00001

証券番号: 面額 500 ぬ 1704

2023年 1月27日時点の内容

- このご契約内容（明細書）では、補償内容の概要を説明しております（○…補償されます ×…補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
- 記号の保険金額は支払限度額とっております。保険金額、免責金額、その他ご契約内容の詳細につきましては、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
- 自動車セット特約はご契約内容（明細書）に添付されませんので、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）にて、ご契約条件をご確認ください。

補償内容（保険金額等）補償内容、保険金額、支払方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種類	タフビズ事業用自動車総合保険	適用条件	限定なし	適用条件	対象外																																												
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐ 無制限	対人賠償適用特約 対歩行者等損害特約 対物賠償適用特約 不正アクセス・車両の欠損等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約																																													
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐ 無制限 (免責金額なし)																																														
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を受けた場合の補償です。	☐ 1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または被保険者が生じた場合 1名につき 2億円	傷害一時金特約 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約																																													
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または退院した場合の補償です。	☐ 治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額（10万円、30万円、50万円、100万円）																																														
	搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	☐ 1名につき 500万円																																														
お車の補償	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を受けた場合の補償です。	☐ ご契約タイプ 車両保険主損 免責金額なし	全損時補償特約																																													
		①無保険車との事故（相手無保険車）	②盗難			③火災・爆発	④自然・暴風	⑤地震・噴火・津波	⑥暴行・暴走	⑦暴行・暴走	⑧暴行・暴走	⑨暴行・暴走	⑩暴行・暴走	⑪暴行・暴走	⑫暴行・暴走	⑬暴行・暴走	⑭暴行・暴走	⑮暴行・暴走	⑯暴行・暴走	⑰暴行・暴走	⑱暴行・暴走	⑲暴行・暴走	⑳暴行・暴走	㉑暴行・暴走	㉒暴行・暴走	㉓暴行・暴走	㉔暴行・暴走	㉕暴行・暴走	㉖暴行・暴走	㉗暴行・暴走	㉘暴行・暴走	㉙暴行・暴走	㉚暴行・暴走	㉛暴行・暴走	㉜暴行・暴走	㉝暴行・暴走	㉞暴行・暴走	㉟暴行・暴走	㊱暴行・暴走	㊲暴行・暴走	㊳暴行・暴走	㊴暴行・暴走	㊵暴行・暴走	㊶暴行・暴走	㊷暴行・暴走	㊸暴行・暴走	㊹暴行・暴走	㊺暴行・暴走	㊻暴行・暴走
ロードサービス	ロードアシスタンスサービス	☐ ご利用いただけます	ロードサービス適用	☐ ロードサービス適用特約 代車補償対象外特約																																													
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用（自動車事故型）特約 保険料大口分引特約 初回保険料口座振替特約																																																
支払方法・保険料	合計保険料	(分割保険料)	3,770 円	支払方法	大口分引（口座振替）12回払 初回保険料口座振替																																												
※他の保険契約の有無 ※過去1年間の原簿の写真 ※証券番号 ※契約日 ※契約者（明細書参照） ※証券保管場所																																																	

自動車保険証券付属明細書



保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様

202208231 5189 0001839#

(RAH61-A844)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長

新 井 啓 介

本 社 東京都中央区銀座一丁目28番1号
■ご契約内容に関するお問合わせ先あいおいニッセイ 北海道支店 函館支社
同和損害保険 (RAH-61) TEL 0138-26-2200代理店・保家/仲立人 有限会社 キムラ保険事務所
(A844) TEL 0138-49-1277
Eメール 0003 FAX 0003

契約日

■ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・保家/仲立人またはあいおいニッセイ同和損害までご連絡ください。

電話番号 0139-52-2441

■事故のご連絡先

フリート契約者専用事故受付ダイヤル
TEL 0120-395-024

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。

必ず保険証券をご確認ください。

明細書の記載内容がお申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・保家/仲立人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、厳正上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な英字またはカタカナ、もしくは数字の表示方法で表示していることがありますので、御注意ください。

証券番号	F056041480 00012	保険期間	令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類	タブビス事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
------	---------------------	------	--	------	-------------------------------

記名被保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

*住 所:	保険契約者住所と同じ
*氏 名:	保険契約者と同じ
*区 分:	法人

運転者年齢条件等

運転者限定 限定なし

運転者年齢条件 対象外

運転者	年 令	20才以下	21~25才	26才以上
運転者		○	○	○

「○」補償されます

「×」補償されません

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

**登録番号	函館 580 乙 8865	**レンタカー	—	**改造車	—
*車 名	N-WGN				
仕 様		所有権保持	リース	*改造車	型式不明車等
*型 式	JH2				
**用途車種	自家用軽四輪乗用車			*大型貨物車	無
*車台番号	JH2-1024127	**使用			
*初度登録	平成27年 3月	車検消了日	令和 6年 3月29日		
料率クラス	車両 1 対人・自損 1 対物 1 傷害 1	**福祉車両			
付属機械装置					
*車両登録地・保管場所		*先進環境対策車区分			
*車両所有者	保険契約者と同じ	公有			
		準公有			

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

フリート	全車一括特約	優良割引	70%
フリート多数割引	5%		

その他のご契約に関する事項

証券特記事項

内訳コード 1 明細書 14 日付 RAH61 訂上 08 日付番号 F432 保証番号 CK 田 00001682 特約 田 00001682 保証番号 F050728310 -00012



登錄番号：函館 580 乙 8865



00001682

自動車保険証券付属明細書



事業用自動車総合保険

保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 檜山郡 江差町 新栄町
264-2

氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様



202208231 5189 0001833#
(RAH61-A844)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長

新 堀 浩 介



本 社 東京都中央区銀座一丁目28番1号

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ 北海道支店 函館支社
同和損害保険 (RAH-61) TEL 0138-26-2200

代理店・接客/仲立人 有限会社 キムラ保険事務所
(A844) TEL 0138-49-1277

営業部 0003 営業部 0003

契約日

■ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・接客/仲立人またはあいおいニッセイ同和損害までご連絡ください。

電話番号 0139-52-2441

■事故のご連絡先

フリード契約者専用事故受付ダイヤル
TEL 0120-395-024

これは保険証券に付属して送られる明細書です。

必ず保険証券とあわせてご確認ください。
明細書の記載内容がお申込内容と相違している場合は、直ちに代理店・接客/仲立人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、簡便上の誤りにより正確を満了できない場合、
表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、尚ほご了承ください。

証券番号 F056041480 00006	保険期間 令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類 タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
--------------------------	---	------------------------------------

記名 保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

*住 所 保険契約者住所と同じ

*氏 名 保険契約者と同じ

*区 分 法人

運転者年令条件等

運転者限定 限定なし

運転者年令条件 対象外

年 令	20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○
運転者			
運転者			
運転者			

「○」補償されます

「×」補償されません

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

*登録番号 函館 580 Z 4915

*車 名 N-WGN

*仕 様

*型 式 JH2

*用途車種 自家用軽四輪乗用車

*車台番号 JH2-1017856

*初年度登録 平成26年10月 車検満了日 令和 5年10月28日

*料率クラス 車両 1 対人・自損 1 対物 1 傷害 1

*付属機被装 有

*車両登録地・保管場所

*車両所有者 保険契約者と同じ

*先道環境対策車区分 公有 : 準公有 :

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

フリード 全車両一括特約 優良割引 70%

フリード多数割引5%

その他のご契約に関する事項

証券特記事項

お印コフ

不し

返付割合

1

明細書枚数

14

日付印刷

RAH61

日上月

08

日付印刷

F432

印刷番号

F050728310

-00006

所属区分 CK

田 00001676

特約



登錄番号：函館 580 乙 4915

補償内容（保険金額等） 補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

00001676

自動車保険証券付属明細書

保険契約者

〒 043-0032

住 所 北海道 釧路市 江差町 新栄町
264-2

氏 名 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
会長 片石 明廣 様



022208231 5189 0001835#

(RAH61-A844)

契約日

電話番号 0139-52-2441

これは保険証券に付属して用いられる明細書です。

必ず保険証券を大切に保管してください。明細書の記載内容がお客様の内容と相違している場合は、直ちに代理店・損害/補償人または当社にご連絡ください。

(ご注意) お客様のお名前、ご住所、車名等の誤記につきまして、厳正上の原則により正確な表示ができない場合、表示可能な文字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

証券番号 F056041480 00008	保険期間 令和 4年 9月 1日 午後 4時から 令和 5年 9月 1日 午後 4時まで 1年間	保険種類 タフビズ事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)
--------------------------	---	------------------------------------

記名 保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

*住 所 保険契約者住所と同じ

*氏 名 保険契約者と同じ

区分 法人

運転者年令条件等

運転者限定 限定なし

運転者 対象外

年 令	20才以下	21~25才	26才以上
運転者	○	○	○
運転者			
運転者			
運転者			

[○] 補償されます [×] 補償されません

その他のご契約に関する事項

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

*登録番号 函館 580 ち 4971

*車 名 タント

仕 様 660 4WD X

*型 式 LA610S

*用途車種 自家用軽四輪乗用車

*車台番号 LA610S-0068853

*初度登録 平成27年12月

車検満了日 令和 5年 9月28日

料率クラス 車両 1 対人・自損 1 対物 1 傷害 1

付属機械装置

*車両登録地・保管場所

*先送環境対策車区分

*車両所有者 保険契約者と同じ

公有 :
軍公有 :

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

フリート 全車両一括特約 優良割引 70%

フリート多数割引5%

証券特記事項

約款

支払い

1

明細書

14

日付

RAH61

08

日付

F432

日付

F050728310

-00008

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

契

※この見積書は、掲載内容の概要を説明しております（○…補償されます、×…補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。



証券番号: F056041480 00008 登録番号: 函館 580 乙 4971

・この見積書では、掲載内容の概要を説明しております（○…補償されます、×…補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 ・明細書記載の保険金額は支払限度額となっております。保険金額、免責金額、その他この見積書の内容につきましては、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
 ・自動セット（特約）は明細書に記載されませんので、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）にて、ご契約条件をお確かめのうえ、特約の有無をご確認ください。

補償内容（保険金額等）補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種別		タフビズ事業用自動車総合保険		運転者限定		限定なし		運転者年齢条件		対象外																																																	
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限						対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約																																																	
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	☐	無制限		(免責金額なし)																																																					
	おケガの補償	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	☐	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円						傷害一時金特約 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約																																																	
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	☐	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額（10万円、30万円、50万円、100万円）																																																							
お車の補償	搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡した場合、または後遺障害が発生した場合の補償です。	☐	1名につき 500万円																																																							
	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	☐	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 85万円 免責金額なし						全損時賠償費用特約																																																	
<table border="1"> <tr> <td>①補償対象車上の盗難・盗取（搭乗者自賠責が適用される場合）</td> <td>②おて盗け</td> <td>③ご契約のお車の所有権が所定する自賠責車との衝突・追突</td> <td>④火災・爆発</td> <td>⑤盗難</td> <td>⑥暴行（じょう）等に伴う暴力行為または破壊行為</td> <td>⑦台風・洪水・電撃・雷・雹</td> <td>⑧落車・落下・電線・ガラス破損</td> <td>⑨搭乗中または落下中の他物との衝突</td> <td>⑩その他保険証券記載の事故（①～⑨および⑩～⑫を除く）</td> <td>⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触</td> <td>⑫電柱・ガードレール等との衝突</td> <td>⑬暴風・転覆</td> <td>⑭地震・噴火・津波</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☒</td> </tr> </table>												①補償対象車上の盗難・盗取（搭乗者自賠責が適用される場合）	②おて盗け	③ご契約のお車の所有権が所定する自賠責車との衝突・追突	④火災・爆発	⑤盗難	⑥暴行（じょう）等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・洪水・電撃・雷・雹	⑧落車・落下・電線・ガラス破損	⑨搭乗中または落下中の他物との衝突	⑩その他保険証券記載の事故（①～⑨および⑩～⑫を除く）	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬暴風・転覆	⑭地震・噴火・津波	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒																				
①補償対象車上の盗難・盗取（搭乗者自賠責が適用される場合）	②おて盗け	③ご契約のお車の所有権が所定する自賠責車との衝突・追突	④火災・爆発	⑤盗難	⑥暴行（じょう）等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・洪水・電撃・雷・雹	⑧落車・落下・電線・ガラス破損	⑨搭乗中または落下中の他物との衝突	⑩その他保険証券記載の事故（①～⑨および⑩～⑫を除く）	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬暴風・転覆	⑭地震・噴火・津波																																														
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒																																														
サービス・特約	ロードアシスタンスサービス	☐ ご利用いただけます		ロードサービス費用		☐ ロードサービス費用特約 代車補償対象外特約																																																					
その他の特約等	法人他車運転特約 弁護士費用（自動車事故型）特約 保険料大口分割払特約 初回保険料口座振替特約																																																										
払込方法・保険料	合計保険料	39,240 円			払込方法		大口分割（口座振替）12回払 初回保険料口座振替																																																				
	分割払 払込保険料	3,270円																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="6">*他の保険契約の有無</td> <td colspan="6">*過去1年間の解除の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="6">*前年度（前年度）の保険料（前年度）</td> <td colspan="6">*証券番号</td> </tr> <tr> <td colspan="6">*支払日（前年度）</td> <td colspan="6">*満期日（前年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">*3等級ダウン事故</td> <td colspan="6">**</td> </tr> </table>												*他の保険契約の有無						*過去1年間の解除の有無						*前年度（前年度）の保険料（前年度）						*証券番号						*支払日（前年度）						*満期日（前年度）						*3等級ダウン事故						**					
*他の保険契約の有無						*過去1年間の解除の有無																																																					
*前年度（前年度）の保険料（前年度）						*証券番号																																																					
*支払日（前年度）						*満期日（前年度）																																																					
*3等級ダウン事故						**																																																					

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1		個人情報保護のため住所を表示しない。	R4.11.21				○	・			
2			R4.11.22				○				
3			R3.12.21				○				
4			R4.5.13				○				
5			R3.8.16				○				
6			H30.5.10				○				
7			R4.7.19				○				
8			H31.2.5				○				
9			R4.4.2				○				
10			H1.7.11				○				
11			H29.8.25				○				
12			R3.12.7				○				
13			R4.6.9				○				
14			R4.5.23				○				
15			R4.1.17								○
16			H30.1.23				○				
17			R4.7.20				○				
18			R2.5.22				○				
19			R4.6.13		○						
20			R4.8.26					○			

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
21	個人情報保護のため住所を表示しない。		H30.8.7				○				
22			R4.10.12				○				
23			R2.3.25	○							
24			R3.5.15							○	
25			R3.8.2	○							
26			H21.2.3				○				
27			R3.3.25				○				
28			R4.9.27				○				
29			R4.4.27				○				
30			R4.12.21				○				
31			R4.12.22				○				
32			R4.10.26				○				
33			R4.3.4				○				
34			R1.11.26				○				
35			H25.9.26				○				
36			R4.5.12				○				
37			R4.10.11			○					
38			H22.1.11					○			
39			R4.11.29					○			
40			R4.8.29			○					

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
41	個人情報保護のため住所を表示しない。		H28.11.1	○							
42			H29.8.2	○							
43			R4.11.8				○				
44			R4.10.12							○	
45			R4.10.19				○				
46			R3.9.10				○				
47			R4.10.24				○				
48			H31.1.11				○				
49			R2.7.27	○							
50			R1.5.23								○
51			H31.4.8				○				
52			R4.11.14				○				
53			R3.10.15				○				
54			R4.1.27				○				
55			R3.12.3				○				
56			R2.3.12				○				
57			R4.10.26				○				
58			R3.2.15				○				
59			R4.8.3				○				
60			R4.12.4				○				

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
61	個人情報保護のため住所を表示しない。		R3.8.16	○							
62			R1.8.15				○				
63			R2.11.5				○				
64			R4.7.13				○				
65			R4.7.21				○				
66			R3.10.29				○				
67			R1.7.16							○	
68			R3.9.16				○				
69			R4.7.26	○							
70			R4.3.2	○							
71			H29.4.10				○				
72			R4.3.29				○				
73			H27.5.19				○				
74			H31.4.25				○				
75			R4.1.14								○
76			R4.3.31				○				
77			R4.3.31				○				
78			R1.7.10	○							
79			R4.11.21				○				
80			R3.3.2				○				

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人
江差町社会福祉協議会

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級	0	要 介 護 1	14
5 級	0	要 介 護 2	17
4 級	4	要 介 護 3	16
3 級	2	要 介 護 4	8
2 級	0	要 介 護 5	7
1 級	5	合 計	62
合 計	11	要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	0
3 級	0	要 支 援 2	0
2 級	1	合 計	0
1 級	0	基本チェックリスト該当者	人 数
合 計	1		0
知的障害者	人 数	合 計	0
軽 度	0	その他の障害を有する者	人 数
中 度	0	肢 体 不 自 由	0
重 度	0	内 部 障 害	6
合 計	0	知的障害（認定者を除く）	0
		精神障害（認定者を除く）	0
		そ の 他	0
		合 計	6
総合計			80



函 運 輸 第 5 0 8 号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北函福第10号

2. 登録の有効期間

令和2年3月1日 から 令和5年2月28日 まで

3. 名称及び住所

社会福祉法人江差町社会福祉協議会

檜山郡江差町字新栄町264番地の2

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

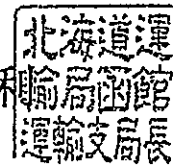
檜山郡江差町

令和2年2月17日

北海道運輸局函館運輸支局長

田中

勝利



自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

函館 運輸支局長 殿				申請年月日		2023年 月 日		
申請者等	住所	〒 041 - 0853 函館市中道二丁目51番1号				フリガナ	ナラ マユミ	
	フリガナ	イロウホウシントウナンキンロウシャイロウキョウカイ				担当者氏名	奈良 真由美	
	名称	医療法人道南勤労者医療協会				担当者所属	ヘルパーステーションゆいっこ	
	フリガナ	リジチョウ ササキ サトル				TEL/FAX	0139-52-6066/0139-52-6118	
	代表者名	理事長 佐々木 悟				E-mailアドレス	yuikko@hotmail.or.jp	
登録年月日	平成18年 2月 27日	登録番号	北函福 第 11 号	種別	☐ 交通空白地有償運送 ☒ 福祉有償運送			
登録事項等								
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地				キロ程	
		起点					km	
								
		終点					km	
								
☐ 別紙1のとおり								
運送の区域		檜山郡江差町						
事務所	名称	ヘルパーステーションゆいっこ		位置	檜山郡江差町字中歌町199-6			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス	合計 (軽)
	所有	()	1	()	()	1	()	1
	持込	()	()	()	()	()	()	()
	軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。							
	☐ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)							
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅客の範囲						
	交通空白地有償運送	☐ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (■ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)	☒ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ☒ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☒ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☒ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☒ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者) ☒ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
路線又は運送区域ごとの対価の額	介護保険事業及び障害者総合支援事業の対象者：片道250円 上記で、それぞれのサービスを受けられない事情があり、入退院・通院(入院中含む)等で車いすを利用するもの：片道1,000円							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所			
	名称				住所			

添 付 書 類

1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1) 定款又は寄附行為	☒
(2) 登記事項証明書	☒
(3) 役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	☒
2. 路線図(交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合)	☐
3. 欠格事由に該当しない旨を証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)(様式第1号)	☒
4. 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
(1) 地域公共交通計画の写し	☐
(2) 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類(様式第2号)	☐
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
(1) 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第イ号)	☒
(2) 自己保有 …自動車検査証、登録後に購入する場合にあっては車両購入契約書又は見積書の写し	☐
(3) リース車両…自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	☒
(4) 持込車両 …自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	☐
6. 運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
(1) 運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書(様式第3号)	☒
(2) 運転免許証の写し(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(3) 運転者の過去2年間に係る運転記録証明書(第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	☒
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第4号)	☐
(5) 運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類(事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。)	
① 交通空白地有償運送	
イ) 交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	☐
ロ) (一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
② 福祉有償運送	
イ) 福祉有償運送運転者講習修了証の写し	☒
ロ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
(6) 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☒
ロ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ) 乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書(様式第5号)	☒
ロ) 介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	☒
ハ) セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ) (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1)運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号)	■
(2)運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)	■
(3)乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては1両、又は乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～⑤いずれかの書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ)旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	□
ロ)一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ハ)一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ)特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ)事業用自動車の運行管理に関する1年以上の実務経験を証する書面(様式第8号)	□
ロ)独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	□
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ)20歳以上であることを証する書面	□
住民票の写し、運転免許証の写し等	
ロ)2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	□
a)実務経験が2年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書(様式第9号)	
b)実務経験が1年以上2年未満の場合にあっては、a)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	
c)上記a)、b)に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	
ハ)過去2年間に係る運転記録証明書	
ニ)宣誓書(様式第10号)	□
⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示に規定する一般講習を修了した者	
イ)1年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面(様式第9号)	□
ロ)一般講習を修了した証明書	□
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)保険(共済)加入証書の写し	■
(2)保険(共済)契約申込書の写し	
(3)保険(共済)契約見積書の写し	
(4)宣誓書(様式第11号)	
(5)事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書(様式第12号)	
9. 福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿(市町村が運送主体である場合を除く。)	
(1)旅客の名簿(参考様式第八号)	■
(2)身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第八号)	
10. 登録証の原本(更新登録申請の場合に限る。)	■

医療法人 道南勤労者医療協会定款

1980年4月26日制定	1992年5月24日改訂	2005年5月15日改訂
1980年10月25日改訂	1993年5月30日改訂	2006年5月21日改訂
1981年5月30日改訂	1994年5月22日改訂	2007年5月20日改訂
1982年2月27日改訂	1995年5月21日改訂	2010年5月23日改訂
1985年5月26日改訂	1997年5月18日改訂	2012年5月20日改訂
1986年5月25日改訂	1998年5月17日改訂	2013年5月19日改訂
1986年10月22日改訂	1999年6月4日改訂	2015年5月17日改訂
1988年5月29日改訂	2002年5月19日改訂	
1990年5月30日改訂	2004年5月16日改訂	

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本社は医療法人道南勤労者医療協会と称する。

(事務所)

第2条 本社は事務所を北海道函館市中道2丁目51番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本社は道南地域において医療機関を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及するとともに、患者の立場にたって、親切でよい医療を行い、地域医療の向上をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本社は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 医療施設の開設
2. 地域住民の保健予防対策
集団検診、健康調査の実施
3. 保健医療知識の普及啓蒙に関する事業
4. その他目的達成に必要な事業

(医療施設)

第5条 本協会が目的達成のために開設する診療所の名称ならびに開設場所は次の通りとする。

道南勤医協	函館稜北病院	北海道函館市中道2丁目51番1号
道南勤医協	江差診療所	北海道桧山郡江差町字中歌町199番6号
道南勤医協	八雲ユーラップ医院	北海道二世郡八雲町末広町161番
道南勤医協	稜北クリニック	北海道函館市中道2丁目51番1号

2. 前条に掲げる医療施設開設のほか、次の業務を行う。
訪問看護ステーション稜北の経営
指定居宅介護支援事業所ゆいっこの経営
ヘルパーステーションゆいっこの経営

第3章 社 員

(入 社)

第6条 本社の目的に賛同し、その目的達成のために積極的に参画しようとする者は、理事会の承認を受けて本社の社員となることができる。

(出資義務)

第7条 社員は入社にあたって所定の様式にしたがって出資10口以上を本会社に払い込まなければならない。

2. 但し、出資口数に応じて議決権について差違をつけることはできない。

(出資額)

第8条 1. 出資1口の金額を1千円とする。

2. 社員はその出資口数を増加することができる。

3. 社員はやむをえない理由あるときは、理事会の承認を経て出資口数を減少することができる。

但し、減少しようとする出資口数について予告しなければならない。

(資格喪失)

第9条 社員はつぎにかかげる理由により資格を失う。

1. 退 社
2. 死 亡
3. 除 名

(除 名)

第10条 社員であって社員たる義務を履行せず、本社の定款に違反し、また品位を傷つける行為のあったものは、総会の決議を経て除名することができる。

(退 社)

第11条 前条に定める場合のほか、やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て退社することができる。

(出資金払戻し)

第12条 退社した社員は、その出資金額について払い戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

(資産)

第13条 本社の資産のうち別紙目録に掲げる財産を基本財産とする。

基本財産は処分してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、総会の議決を経て処分することができる。

(管理)

第14条 本社の資産は、総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

(現金)

第15条 資金のうち、現金は日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は、国公債若しくは有価証券に換え保管するものとする。

(予算)

第16条 本社の毎会計年度予算は、総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第17条 本社の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第18条 本社の決算については、毎会計年度終了後5月末までに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し監事の監査を経たうえ、総会の承認を受けなければならない。

2. 本社は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 本社は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書、監事の監査報告書を北海道知事に届け出なければならない。

(剰余金)

第19条 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ又は積み立て金として積み立てるものとする。

第5章 役員等

(役員の数)

第20条 本社につぎの役員をおく。

理事長 1名

専務理事 1名

理事 20名以上30名以内（理事長及び専務理事も含む）

監事 2名以上4名以内

(任期)

第21条 役員の任期は2年とし再選をさまたげない。補欠選任された役員の任期は、前

任者の残存任期とする。

(任期満了後の責任)

第22条 役員は任期満了後といえども、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の選出)

第23条 理事及び監事は総会で社員のなかから選出する。

但し、理事には本団が開設する医療施設の管理者をふくまなければならない。

第24条 理事は、理事会を構成し、理事長と専務理事を互選する。

顧問および参与をおくことができる。

顧問および参与は、理事会において推薦する。

(職 務)

第25条 理事長は本団を代表し、業務を総括する。

専務理事は、理事長をたすけ業務を執行し、理事長に事故のあるとき又は理事長の欠けたときは、理事長の職務を代行する。

理事は本団の事業の執行にあたる。

2. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後5月末までに社員総会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを北海道知事又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要あるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

3. 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所の管理者、その他職員を含む)を兼ねてはならない。

第6章 会 議

(会議の種類)

第26条 会議は総会及び理事会、監事会の三つとする。

(総 会)

第27条 総会は通常総会と臨時総会の二種とする。

1. 通常総会は毎年1回5月に理事長が招集する。

社員総会の議長は、社員総会において選任する。

2. 理事長はつぎの場合は臨時に総会を招集する。

①理事長が必要と認めたとき。

②社員総数の5分の1以上の連名をもって会議の目的事項を示し、請求のあったとき。

その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

③監事が監査結果を報告する必要を認め、請求したとき。

3. 総会の招集は少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時、および場所を附した書面で、理事長がこれを記名し、社員に通知しなければならない。総会では予め通知しない議案は審議することはできない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(決議事項)

第28条 次の事項は総会において議決しなければならない。

1. 定款の変更
 2. 基本財産の設定及び処分
 3. 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
 4. 収支予算及び決算
 5. 剰余金又は損失の処理
 6. 借入金の最高限度額
 7. 社員の除名
 8. 本社の解散
 9. 他の医療法人との合併、契約の締結
 10. その他重要な事項
- 2). 監事監査規定の改廃事項は、総会において承認を受けなければならない。

(決議)

第29条 総会は社員の過半数の出席により成立する。

総会の議長は出席社員の中から選任する。

第30条 総会の議事は、別段の定めのあるもののほか出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意があることが必要である。

(議決権)

第31条 社員は総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第32条 社員はあらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

ただし代理人は社員でなければならない。

2. 代理人は代理権を証する書面を議長に差し出さなければならない。

(利害関係者の議決権)

第33条 会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は当該事項につき、その議決権を行うことができない。

(理事会)

第34条 理事会は随時必要なときに開催し、定款の他の条項で定めたものの外、次の事項を議決する。

1. 総会に提出する議案

2. 経営管理者の任免
3. 役員の報酬、手当、従業員の俸給と手当
4. 諸規定の制定および変更
5. その他必要と認めた事項

理事会の議決事項にして簡易な案件であり、緊急実施を要する時は書面により意見を徴し、理事会の決議にかえることができる。

第 35 条 理事会は過半数で成立し、議決は3分の2以上の同意を要する。

理事は他の理事に書面で議決権の行使を委任することができる。

理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求あった時には、理事長は理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は理事長をもってあてる。

(常任理事会)

第 36 条 理事会は互選により常任理事若干名を選任することができる。

常任理事は、常任理事会を組織し日常業務の円滑な執行にあたる。

その執行事項は理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(議事録)

第 37 条 総会、理事会の議事録はすみやかに作成し、議長および議長指名の出席者2名以上が署名捺印する。

(監事会)

第 38 条 監事は監事会を構成し、別に定める監事監査規定に従い業務を行う。

(細 則)

第 39 条 この定款に規定してあるものの他、総会および理事会の議事についての細則は、それぞれの会議の決議を経て別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議を経て、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 本団体の解散は、総会の決議を経て、北海道知事の認可を得なければならない。

(残余財産)

第 42 条 本団体解散の際における残余財産は、総会の決議を経て、北海道知事の認可を得て処分する。

(清算人)

第 43 条 本団体が解散したときは、理事が清算人となる。

ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第8章 雑 則

(公 告)

第44条 本社の公告は官報によって行う。

(施行期日)

第45条 この定款は医療法人成立の日から施行する。

付 則

(設立時の役員)

第46条 本社の設立当時の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	畑 中 恒 人
専務理事	山 田 信 吉
理 事	井 村 修 司
〃	佐 藤 達 雄
〃	溝 井 辰五郎
〃	長谷部 健 夫
〃	柳 原 幸 盛
〃	山 田 要 江
監 事	岡 田 啓 三
〃	高 田 敝 充

履歴事項全部証明書

北海道函館市中道二丁目51番1号
医療法人道南勤労者医療協会

会社法人等番号	4400-05-000275		
名 称	医療法人道南勤労者医療協会		
主たる事務所	北海道函館市中道二丁目51番1号		
法人成立の年月日	昭和55年7月18日		
目的等	目的 本社は、道南地域において医療機関を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及するとともに、患者の立場にたって、親切でよい医療を行い、地域医療の向上をはかることを目的とする。 事業 本社はこの目的達成のために下記の事業を行う。 1. 医療施設の開設 2. 地域住民の保健予防対策 3. 集団検診、健康調査の実施 4. 保健医療知識の普及啓蒙に関する事業 5. その他目的達成に必要な事業		
役員に関する事項	北海道函館市深堀町26番26号 理事長 佐々木 悟	平成30年 5月27日就任	
		平成30年 6月20日登記	
	北海道函館市深堀町26番26号 理事長 佐々木 悟	令和 2年 5月27日重任	
		令和 2年 6月18日登記	
資産の総額	金0円（債務超過額金1179万1686円） 平成31年 3月31日変更		令和 1年 6月13日登記
	金0円（債務超過額金2991万9539円） 令和 2年 3月31日変更		令和 2年 6月18日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 6月13日移記		



北海道函館市中道二丁目51番1号
医療法人道南勤労者医療協会

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(函館地方法務局管轄)

令和 5年 1月17日

函館地方法務局
登記官

高 橋 淳



役員名簿

役 職	氏 名
理事長	佐々木 悟
専務理事	堀口 信
副専務理事	堀岡 純
常任理事	川口 篤也
〃	木田 史朗
〃	近藤 忠幸
〃	宝福 優子
理事	石田 英人
〃	大城 忠
〃	奥山 敬
〃	葛西 幹男
〃	笠原 毅
〃	金子 宇彦
〃	後藤 若菜
〃	鈴木 由紀恵
〃	田村 渉
〃	早坂 真一
〃	船木 幸子
〃	宝福 尚
〃	増田 清治
〃	水野 美智子
〃	山本 由美子
監事	金城 克則
〃	筑田 智己

北海道運輸局 函館 運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和5年 1月 日

住 所	函館市中道二丁目51番1号
名 称	医療法人道南勤労者医療協会
代表者名	理事長 佐々木 悟

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションゆいっこ

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	函館500に6722	7人	株式会社ホンダファイナンス	医療法人道南勤労者医療協会 道南勤医協江差診療所	
2	函館580そ2798	4人	株式会社ホンダファイナンス	医療法人道南勤労者医療協会 道南勤医協江差診療所	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

番号 00257 B

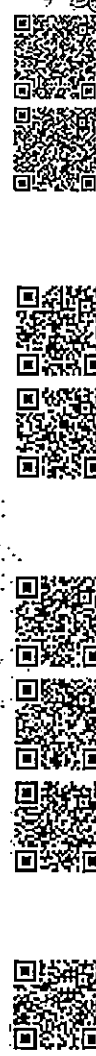
自動車検査証

令和 4年 1月 31日

函館運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日		交付年月日		初年度登録年月		自動車の種別		用途		自家用		事業用の別		車体の形状	
函館 500 に 6722		平成 23年 2月 9日		平成 23年 2月 9日		平成 23年 2月 9日		小型乗車		乗用		乗用		乗用		ステーションワゴン	
ホンダ		台 番 号		[296]		7人		長さ		幅		高さ		重量		重量	
GB3-52070180		型式		L15A		421cm		169cm		169cm		169cm		1370kg		1755kg	
DBA-GB3改		原動機の型式		L15A		1.49L		ガソリン		燃料の種類		燃 料		燃 料		燃 料	
使用者の氏名又は名称		医療法人 道南勤労者医療協会		道南勤医協		江差診療所		[53800 0074]									
使用の住所		北海道檜山郡江差町中歌町1-9-6															
使用の本拠の位置		令和 6年 2月 8日															
有効期間の満了する日		令和 6年 2月 8日															
備考		【本自動車検査証発行時における所有者情報】		所有者の氏名又は名称		所有者の住所		所有者の住所		所有者の住所		所有者の住所		所有者の住所		所有者の住所	
【函館】		継続検査		24,600.0		消費効率率 (W/LTCモード燃費値)		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了	
自動車重量税額		24,600.0		消費効率率 (J.C.O-8モード燃費値)		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了	
令和12年度エネルギー消費効率率 (W/LTCモード燃費値)		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了	
令和22年度エネルギー消費効率率 (J.C.O-8モード燃費値)		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了	
令和27年度エネルギー消費効率率 (W/LTCモード燃費値)		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了		算定未了	
平成22年度燃費基準30%向上達成車		83,600.0k.m.		(令和4年1月31日)													
【走行距離計表示値】		83,600.0k.m.															
【旧走行距離計表示値】		69,500.0k.m.															
平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車		平成11年加速音規制車	
マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車		マフラー加速音規制車	
【受検時の点検整備実施状況】		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり		点検整備記録簿記載あり	
【受検整備場】		指定整備場		指定整備場		指定整備場		指定整備場		指定整備場		指定整備場		指定整備場		指定整備場	
【整備内容】		自関東第20114号		平成22年11月4日		平成22年11月4日		平成22年11月4日		平成22年11月4日		平成22年11月4日		平成22年11月4日		平成22年11月4日	
【改造内容】		【その他検査事項】		【型式・類別】		1610		1610		1610		1610		1610		1610	
981車体		981車体		981車体		981車体		981車体		981車体		981車体		981車体		981車体	
060056		060056		060056		060056		060056		060056		060056		060056		060056	
96013		96013		96013		96013		96013		96013		96013		96013		96013	
以下余白		以下余白		以下余白		以下余白		以下余白		以下余白		以下余白		以下余白		以下余白	

裏面もご覧下さい。



堅自勵草檢査協

OCR01-3037

金銀銅鐵錫

Title Page, Section 2) Discussion

面をうらなう

(A) (B)		項目		項目	
費用負担区分 ○は含まない ×は含む	車両代		登録費用 ×		
	自動車税		道路サービス利用費用 ×		
	任意保険料		任意保険料 ×		
	自動車重量税		メンテナンス料 ×		
	自動車火災保険料		リサイクル推進費(車検時、自動車所有期間中であるレンタカーが適用したとき)		
	自賠責保険料				
		① 上記に含まれる費用以外の費用	② 自動車本体の廃棄・電化の経理費		
		③ 事故発生時費用以外に付する費用	④ 自動車の補修修理にかかる費用		
		⑤ 自動車保有維持管理にかかる費用	⑥ 損害保険の支払金		

メンテナンス内容
○は含む
×は含まない

項目		項目	
延長庫検定費	バッテリー交換	法定点検費	タイヤ交換
一般修理	エンジンオイル交換		

備考欄で本場で

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

医療法人道南勤労者医療協会が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1	奈良真由美		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☐ その他
2	廣瀬ありさ		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☐ その他
3	米 瑞恵		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☐ その他
4	姪名奈保子		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☐ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☒ その他
5	高橋幸子		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☐ その他
6	田附希美		☒ 普通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士 ☒ 認定講習
			☐ 大型	☒ 第1種	☐ その他	☐ その他
7			☐ 普通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習
			☐ 大型	☐ 第1種	☐ その他	☐ その他
8			☐ 普通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習
			☐ 大型	☐ 第1種	☐ その他	☐ その他
9			☐ 普通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習
			☐ 大型	☐ 第1種	☐ その他	☐ その他
10			☐ 普通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士 ☐ 認定講習
			☐ 大型	☐ 第1種	☐ その他	☐ その他

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者

「その他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者

「その他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者

「その他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

氏名		奈良 真由美	
住所	[Redacted]		
交付	令和01年11月03日 40135		
有効期限	2024年(令和06年)12月24日まで有効		
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る		
優良	[Redacted]		
番号	第	[Redacted]	号
一級	令和00年00月00日	四	中
二級	昭和60年01月08日	四	中
三級	令和00年00月00日	四	中



運転免許証

第 011090138 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

奈良 真由美 殿

([Redacted])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成21年 6月14日

国自旅第217号認定
北海道移送・移動サービス連絡会
(含「移動サービス」ト北海道)

代表 竹田 保
責任インストラクター 竹田 保

氏名 廣瀬 ありさ

住所	[REDACTED]									
交付	令和04年 06月 05日 40347									
有効期限	2027年(令和09年)07月13日まで(有)									
免許の種類	眼鏡等 運転免許 中型車は中型車(8t)に限る									
等級	優良									
番号	第	[REDACTED]								号
交付	令和00年 00月 00日	平成19年 03月 29日	昭和44年 00月 00日	昭和40年 00月 00日	昭和36年 00月 00日	昭和32年 00月 00日	昭和28年 00月 00日	昭和24年 00月 00日	昭和20年 00月 00日	昭和16年 00月 00日
交付	令和00年 00月 00日	平成19年 03月 29日	昭和44年 00月 00日	昭和40年 00月 00日	昭和36年 00月 00日	昭和32年 00月 00日	昭和28年 00月 00日	昭和24年 00月 00日	昭和20年 00月 00日	昭和16年 00月 00日

運転免許証



第 01115102 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

廣瀬 ありさ 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会において所定の全課程を修了されたことを
ここに証します。

平成 27 年 9 月 6 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・移動サービス連絡会



(登録) ト北海道)

代表 光弘

責任インストラクター 竹田 保

氏名 田 附 希 美

住所

交付 令和02年10月18日 40181

2023年(令和05年)12月04日まで有効

免許の
取得等 眼鏡等
中型車は中型車(8t)に限る

運転免許証



番号 第 号

交付年月日 令和00年00月00日

交付年月日 平成05年01月08日

交付年月日 令和00年00月00日

種別

種別

種別

第 14136 号

国土交通大臣認定

福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習

修了証

田 附 希 美 殿

あなたは特定非営利活動法人さっぽろ
福祉支援ネットあいなびが主催する道路
運送法施行規則第51条の16第1項及び
第3項に規定する、福祉有償運送運転者
講習・セダン等運転者講習の全課程を
修了されたことをここに証します。

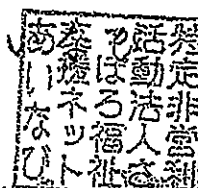
平成26年9月12日

国土交通大臣認定番号 国自旅第25号

特定非営利活動法人

さっぽろ福祉支援ネットあいなび

理事長 下川原清美



氏名	米 瑞 恵	
住所	[REDACTED]	
交付	平成31年04月03日 40199	
有効期限	平成36年05月18日まで有効	
取得の免許等	中型車は中型車(8t)に限る	
写真		
交付番号	第 [REDACTED] 号	
交付年月日	平成00年00月00日	相 互
交付場所	平成05年12月17日	相 互
交付機関	平成00年00月00日	相 互

第 07010413 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

米 瑞恵 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会（セダン等免除）において所定の全課程を
修了されたことをここに証します。

平成19年 7月 22日

国自旅第217号認定

北海道移送・移動サービス連絡会



ト北海道

代 表 勝 夫

責任インストラクター 竹田 保

氏名 高橋 幸子

住所 [REDACTED]

交付 令和02年07月20日 48023

2023年(令和05年)05月21日まで有効

免許の 中型車は中型車(8t)に限る

条件等

第 [REDACTED] 号

二種 令和00年00月00日 種 一 中 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

二種 昭和53年10月02日 種 一 中 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

二種 令和00年00月00日 種 一 中 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

運転免許証

北海道庁 公安委員会

第 07010416 号

移送サービス運転協力者講習

修了証

高橋 幸子 殿

([REDACTED])

あなたは、北海道移送・移動サービス連絡会
が主催する福祉有償運送運転者・セダン等運転者
講習会（セダン等免除）において所定の全課程を
修了されたことをここに証します。

平成 19 年 7 月 22 日

国自旅第 217 号認定

北海道移送・福祉有償運送サービス連絡会



ト北海道

代表 勝夫

責任インストラクター 竹田 保

043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 奈良 真由美 様	整理番号 2022013788 P006-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	奈良 真由美
	生 年 月 日	
	免許証番号	

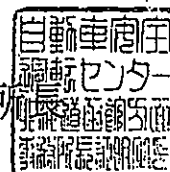
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累積点数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 廣瀬 ありさ 様	整理番号 2022013789 P007-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	廣瀬 ありさ
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

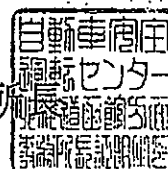
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 田附 希美 様	整理番号	2022013787 P005-1

運転記録証明書

申請者	氏 名	田附 希美
	生 年 月 日	
	免許証番号	

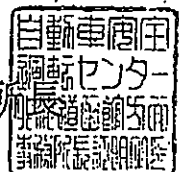
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累積点数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		
	備 考			

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 米 瑞恵 様	整理番号 2022013786 P004-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	米 瑞恵
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
	令和2年9月20日	○指定場所一時不停止等		2 点
		以下余白		
	備 考	○印の違反は、2年以上無事故・無違反者に対する特例により 点数計算はされません		

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを
証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 蛸名 奈保子 様	整理番号 2022013785 P003-1
---	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	蛸名 奈保子
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

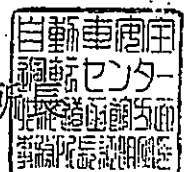
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累 積 点 数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		
	備 考			

令和 5 年 1 月 17 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



043-0055 北海道檜山郡江差町中歌町199-6 ヘルパーステーションゆいっこ 高橋 幸子 様	整理番号 2022013790 P008-1
--	---------------------------

運転記録証明書

申請者	氏 名	高橋 幸子
	生 年 月 日	
	免 許 証 番 号	

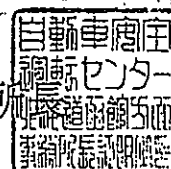
証 明 事 項	行政処分の前歴	0 回	累積点数	0 点
	年 月 日	内 容		点 数
		以下余白		
	備 考			

令和 5 年 1 月 17 日、現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 17 日

自動車安全運転センター

北海道函館方面事務所



第376097号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

奈良 真由美

登録年月日

平成19年4月13日

登録番号

第-376097号

法第39条第4号該当年月

平成19年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成19年4月27日

指定登録機関

財団法人社会福祉振興・試験センター

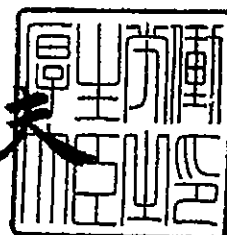
理事長 西沢英雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成19年4月27日

厚生労働大臣 柳澤伯夫



介護福祉士



第 0987435 号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

廣 瀬 ありさ

登 録 年 月 日

平成27年4月2日

登 録 番 号

第-987435号

法第39条第4号該当年月

平成27年3月

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条
第1項の規定により登録したことを証する

平成27年4月17日

指定登録機関

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 多久島耕治

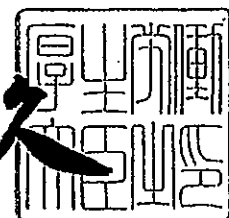


公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成27年4月17日

厚生労働大臣

塩崎恭久



介護福祉士

第451268号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

米 瑞 恵

登 録 年 月 日

平成20年4月14日

登 録 番 号

第-451268号

法第39条第4号該当年月

平成20年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成20年4月23日

指定登録機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長 田 中 敏 雄

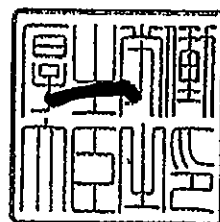


財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成20年4月23日

厚生労働大臣

舩 添 男



介護福祉士

第614734号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

高橋 幸子

登録年月日

平成22年4月16日

登録番号

第-614734号

法第39条第4号該当年月

平成22年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成22年4月27日

指定登録機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長 田中敏雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成22年4月27日

厚生労働大臣

長妻

昭



介護福祉士

第379615号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

岩谷 智子

登録年月日

平成19年4月13日

登録番号

第D-379615号

法第39条第4号該当年月

平成19年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成19年4月27日

指定登録機関

財団法人社会福祉振興・試験センター

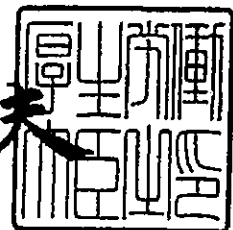
理事長 西沢 英雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成19年4月27日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



介護福祉士

第581829号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

岸 田 由美子

登録年月日

平成22年4月12日

登録番号

第-581829号

法第39条第4号該当年月

平成22年3月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成22年4月21日

指定登録機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター

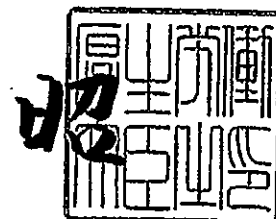
理事長 田中敏雄



財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成22年4月21日

厚生労働大臣 長妻



介護福祉士

第 0079580 号

介護福祉士登録証

本籍地 北海道

田 附 希 美

登録年月日
登録番号
試験合格年月

平成31年4月5日
第79580号
平成31年3月

厚生省令第49号第24条の2第4号
に基づく喫煙吸引等行為

該当無し

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の
規定により登録したことを証する

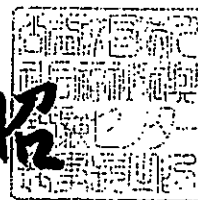
平成31年4月16日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長

根本 嘉昭



公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成31年4月16日

厚生労働大臣

根本 匠



介護福祉士

126A094050719

修了証明書

蛸名 奈保子

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第3条第1項第2号に掲げる研修の2級課程を

修了したことを証明する

平成16年07月21日

株式会社ニチイ学館

代表取締役

寺田明彦



1264140190902

修了証明書

柳原 洋子

[REDACTED]

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第3条第1項第2号に掲げる研修の2級課程を

修了したことを証明する

平成22年12月03日

株式会社ニチイ学館

代表取締役 寺田大輔



1264082130802

修了証明書

杉田 いずみ

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第3条第1項第2号に掲げる研修の2級課程を

修了したことを証明する

平成24年02月27日

株式会社ニチイ学館

代表取締役 齊藤正俊

乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書

医療法人道南勤労者医療協会が、申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた
場合には、その乗務員として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	資格の種類
1	奈良真由美		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☐ その他
2	廣瀬ありさ		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☐ その他
3	田附希美		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☐ その他
4	米瑞恵		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☐ その他
5	岩谷智子		☒ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
6	高橋幸子		☒ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☐ その他
7	岸田由美子		☒ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
8	蛸名奈保子		☐ 介護福祉士 ☒ 認定講師 ☒ その他
9	柳原洋子		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☒ その他
10	杉田いずみ		☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☒ その他
11			☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
12			☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
13			☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
14			☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他
15			☐ 介護福祉士 ☐ 認定講師 ☐ その他

注 「資格の種類」欄は、次の区分により該当事項に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者。

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者。

「その他」…

① (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 医療法人道南勤労者医療協会

令和 5年 1月 日

住 所



氏 名 奈良真由美

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 ヘルパーステーションゆいっこ

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	奈良真由美				
2					
3					

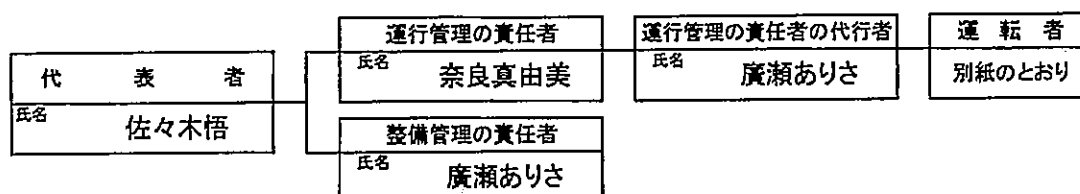
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	廣瀬ありさ		
2			
3			

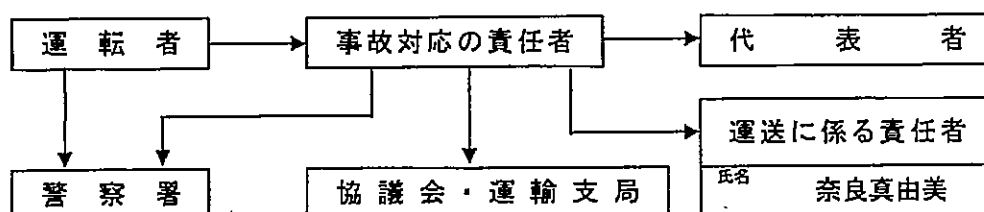
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制

事故対応の責任者: 奈良真由美

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者: 奈良真由美苦情処理の担当者: 廣瀬ありさ

発行日:令和 5年 1月16日

自動車保険 契約証明書

当社は、次の契約内容のとおり、自動車保険契約が締結されていることを証明します。

保険契約者	医療法人 道南勤労者医療協会 理事長 佐々木 悟 様
証券番号	D893580101 - 00013
ご契約の内容	保険種類 一般自動車保険 SGP 保険期間 令和 4年11月15日午後4時 から 令和 5年11月15日午後4時まで
ご契約の自動車	登録番号 ハコダテ 580 ヲ 2798 車台番号 JH2-1223246 車名 N-WGN 用途車種 自家用軽四輪乗用車
記名被保険者	保険契約者と同一です
相手方への賠償	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 / 自己負担額 なし
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害 1名につき 3,000 万円 入通院定額給付金 なし 搭乗者傷害 補償されません
ご契約の自動車の補償	車両保険 100 万円 / 自己負担額 1回目 10 万円・2回目以降 10 万円
ご契約の等級など	**

主な特約等	基本項目	特約等名称	基本項目	特約等名称
	その他	全車両一括	その他	安心更新サポート対象外
	対人	被害者救済費用	その他	NA
	対物	対物全損時修理差額費用	その他	NZ
	人傷	入通院定額給付金対象外	その他	W4
	その他	無保険車傷害	その他	1E
	その他	臨時代替自動車	***	*****
	その他	ロードアシスタンス	***	*****
	その他	弁護士費用(自動車)	***	*****
	その他	全損時諸費用対象外(EF)	***	*****
		運転者従業員限定(ZR)	***	*****

<ご注意>

- ◆ 本契約証明書は、発行日時時点の契約内容を記載しています。なお、発行日後の契約内容の変更については反映しておりません。
- ◆ ご契約の詳細内容(特約など)は、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせをご確認ください。
- ◆ 本契約証明書の記載が、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせと異なる場合は、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせが優先します。
- ◆ 記載されている契約内容が削除訂正されている場合、本契約証明書は無効です。



損害保険ジャパン株式会社



受付番号:0007908691

発行日:令和 5年 1月16日

自動車保険 契約証明書

当社は、次の契約内容のとおり、自動車保険契約が締結されていることを証明します。

保険契約者	医療法人 道南勤労者医療協会 理事長 佐々木 悟 様		
証券番号	D893580101 - 00015		
ご契約の内容	保険種類	一般自動車保険 SGP	
	保険期間	令和 4年11月15日午後4時 から 令和 5年11月15日午後4時まで	
ご契約の自動車	登録番号	ハコダテ 500 ニ 6722	
	車台番号	GB3-5200180	車名 フリート
	用途車種	自家用小型乗用車	
記名被保険者	保険契約者と同一です		
相手方への賠償	対人賠償	無制限	
	対物賠償	無制限 / 自己負担額 なし	
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害	1名につき 3,000 万円 入院定額給付金 なし	
	搭乗者傷害	補償されません	
ご契約の自動車の補償	車両保険	50 万円 / 自己負担額 1回目 10 万円・2回目以降 10 万円	
ご契約の等級など	* *		

主な特約等	基本項目	特約等名称	基本項目	特約等名称
	その他	全車両一括		運転者従業員限定(ZR)
	対人	被害者救済費用	その他	安心更新サポート対象外
	対物	対物全損時修理差額費用	その他	NA
	人傷	入院定額給付金対象外	その他	NZ
	その他	無保険車傷害	その他	W4
	その他	臨時代替自動車	その他	1E
	その他	ロードアシスタンス	***	*****
	その他	代車等諸費用	***	*****
	その他	弁護士費用(自動車)	***	*****
	その他	全損時諸費用対象外(EF)	***	*****

<ご注意>

- ◆ 本契約証明書は、発行日時時点の契約内容を記載しています。なお、発行日後の契約内容の変更については反映しておりません。
- ◆ ご契約の詳細内容(特約など)は、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせをご確認ください。
- ◆ 本契約証明書の記載が、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせと異なる場合は、保険証券(または保険契約継続証)・変更手続き完了のお知らせが優先します。
- ◆ 記載されている契約内容が加除訂正されている場合、本契約証明書は無効です。



損害保険ジャパン株式会社



受付番号:0007908698

旅 客 の 名 簿

2023年1月17日

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションゆいっこ

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1	個人情報 保護のため、氏名、 住所の地 番等を表示 しない	江差町字南が丘	2022.7				○				1
2		江差町字柏町	2022.7				○				2
3		江差町字円山	2011.3				○				1
4		江差町字田沢町	2020.1				○				2
5		江差町字泊町	2022.11				○				3
6		江差町字南浜町	2017.6				○				2
7		江差町字豊川町	2021.3				○				2
8		江差町字柏町	2021.4				○				3
9		江差町字越前	2021.5				○				1
10		江差町字田沢町	2017.1				○				2
11		江差町字伏木戸	2019.5				○				2
12		江差町字豊川町	2018.7				○				2
13		江差町字田沢町	2023.1				○				1
14		江差町字円山	2021.4				○				2
15		江差町字新栄町	2019.9				○				2
16		江差町字豊川町	2022.4				○				2
17		江差町字円山	2021.1				○				3
18		江差町字陣屋町	2021.9				○				2
19		江差町字本町	2022.11				○				1
20		江差町字本町	2021.1				○				2

イ 身体障害者

ロ 精神障害者

ハ 知的障害者

ニ 要介護認定者

ホ 要支援認定者

ヘ 基本チェックリスト該当者

ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

旅 客 の 名 簿

2023年1月17日

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションゆいっこ

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
21	個人情報 保護のため、氏名、 住所の地 番等を表 示しない	江差町字円山	2022.5				○				1
22		江差町字田沢町	2022.6				○				1
23		江差町字中歌町	2021.12				○				1
24		江差町字桧岱	2017.7				○				1
25		江差町字豊川町	2022.5				○				4
26		上ノ国町字上ノ国	2016.4				○				3
27		江差町字津花町	2021.3				○				2
28		江差町字津花町	2022.2				○				2
29		江差町字柳崎	2022.6				○				2
30		江差町字田沢町	2016.9				○				2
31		上ノ国町北村	2021.3				○				2
32		江差町字南浜町	2019.11				○				1
33		上ノ国町北村	2020.7					○			1
34		上ノ国町字上ノ国	2020.3					○			2
35		上ノ国町字大留	2020.5					○			1
36		上ノ国町字北村	2022.4					○			1
37		上ノ国町字大留	2021.11		○						1級
38		江差町陣屋町	2022.1							○	その他
39		江差町字陣屋町	2017.9		○						2級
40		江差町字円山	2018.12	○							1級

イ 身体障害者

ロ 精神障害者

ハ 知的障害者

ニ 要介護認定者

ホ 要支援認定者

ヘ 基本チェックリスト該当者

ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

旅 客 の 名 簿

2023年1月17日

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションゆいっこ

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
41	個人情報 保護のため、氏名、 住所の地 番等を表 示しない	江差町字柏町	2018.12			○					B
42		上ノ国町字大留	2021.11							○	内部
43		江差町字津花町	2022.11	○							2級
44		江差町字円山	2018.12			○					B
45		江差町字尾山町	2016.9	○							1級
46		江差町字中歌町	2011.2	○							3級
47		江差町字田沢町	2018.12	○							1級 (視覚)
48		江差町字陣屋町	2021.4							○	内部
49		上ノ国町字大留	2021.6	○							1級
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
60											

イ 身体障害者

ロ 精神障害者

ハ 知的障害者

ニ 要介護認定者

ホ 要支援認定者

ヘ 基本チェックリスト該当者

ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

道南勤労者医療協会

ヘルパーステーションゆいっこ

2023年1月17日 現在

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	10
5 級		要 介 護 2	17
4 級		要 介 護 3	4
3 級	1	要 介 護 4	1
2 級	1	要 介 護 5	0
1 級	4	合 計	32
合 計	6	要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	3
3 級		要 支 援 2	1
2 級	1	合 計	4
1 級	1	基本チェックリスト該当者	人 数
合 計	2		0
知的障害者	人 数	合 計	0
軽 度		その他の障害を有する者	人 数
中 度	2	肢 体 不 自 由	
重 度		内 部 障 害	2
合 計	2	知的障害（認定者を除く）	
		精神障害（認定者を除く）	
		そ の 他	1
合 計	2	合 計	3
総合計			49



函 運 輸 第 4 9 6 号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北函福第11号

2. 登録の有効期間

令和2年3月1日 から 令和5年2月28日 まで

3. 名称及び住所

医療法人 道南勤労者医療協会

函館市中道2丁目51番1号

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

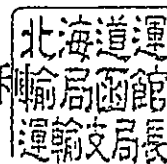
5. 運送の区域

檜山郡江差町

令和2年2月12日

北海道運輸局函館運輸支局長 田中

勝利



2023 年度～2027 年度

江差町地域公共交通計画（素案）



令和 5 年

江差町

江差町地域公共交通活性化協議会

【江差町地域公共交通計画 目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の区域	23
1.4 計画期間	23
第2章 地域の現状	24
2.1 位置・地勢	24
2.2 人口・高齢化	26
2.3 通勤・通学等の人流の動き	30
2.4 移動目的地となる施設の分布	31
第3章 地域公共交通の現状	35
3.1 道路網の状況	35
3.2 公共交通体系の状況	36
3.3 交通空白地域の整理	49
3.4 公共交通関連財政支出の整理	53
3.5 当町内を運行する公共交通で補完すべきターゲット	55
3.6 地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題（ニーズ）	56
第4章 地域公共交通に対するニーズ	57
4.1 住民ニーズ把握アンケート調査結果	57
4.2 江差マース実証実験結果	63
4.3 北海道江差高等学校への通学状況に関するアンケート調査結果	64
4.4 町民意見交換会結果	67
4.5 各種調査結果から見える地域公共交通へのニーズ	69
第5章 地域公共交通の方向性	70
5.1 計画期間内で解決すべき課題（重点課題）	70
5.2 計画の基本理念と基本目標、将来像	72
第6章 基本目標を達成するために行う事業	77
6.1 基本目標と事業の体系整理	77
6.2 実施する事業の内容及び実施スケジュール	78
6.3 事業の進捗状況を評価する指標及び計測方法	91
第7章 推進方針	96
第8章 江差町地域公共交通活性化協議会の運営方針	98

第1章 計画策定にあたって

 1.1 計画策定の背景と目的

現在の当町における公共交通体系は、函館バス株式会社によるバス路線（道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地している北斗市・木古内町までの基幹的地域間幹線系統のほか、檜山振興局管内の各自治体を繋ぐ準基幹的地域間幹線系統）が運行しているほか、有限会社桧山ハイヤーが町内の末端交通としての役割を担っています。

一方で、町内を運行するバス路線は国道・道道を中心に運行されており、また、当町の地域特性として国道・道道までアクセスする際、急勾配の坂道を徒歩で移動する必要があるなど、高齢化が進行する当町においては、町民が気軽に利用できる公共交通体系の構築は急務な課題となっています。

国は、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインし、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」を令和2年11月に改正しました。この改正により、地方公共団体は、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本的な方針を定め、公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務となりました。さらに、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の変化に伴う公共交通サービスの需要縮小等により、地域が主体となった公共交通の維持・確保の重要性が高まっています。

これらを背景として、町内の多様な公共交通を貴重な“資源”と捉え、町民等の移動実態に即した公共交通体系へと生まれ変わりを目指すほか、公共交通サービスの需要創出に向けた取組をセットで展開し、当町における持続可能な公共交通網を構築していくために、当町の公共交通網の方向性を示す「江差町地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」の策定が必要となっています。

表 1-1 当町における各公共交通機関等の役割（その1）

交通機関		当町における役割等	主な運行区域
新幹線		本州への公共交通の主軸であり、東北・東京方面への早く広域的な移動を支える役割を担う当町から新幹線を利用する場合は、新函館北斗駅もしくは木古内駅まで移動する必要がある。	町外
J R		道内移動における公共交通の主軸であり、札幌方面への広域的な交通のほか、道南圏域での生活移動を支える役割を担う。当町から利用する場合、最寄り駅となる新函館北斗駅もしくは八雲駅まで移動する必要がある。	町外
バス	基幹的地域間幹線系統	道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地する北斗市・木古内町への公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活・観光移動を支える役割を担う。	町内外
	準基幹的地域間幹線系統	檜山振興局管内の各自治体を繋ぐ公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活移動を支える役割を担う。	町内外

表 1-2 当町における各公共交通機関等の役割（その2）

交通機関	当町における役割等	主な 運行区域
フェリー	当町と奥尻島を結ぶ航路として運航しており、奥尻町民や奥尻島への来訪者の移動を支える役割を担う。	町内外
福祉有償運送	町内外の移動手段として、身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
福祉バス	町民のコミュニティ活動を支える役割を担う。	町内外
生涯学習バス	町民の社会教育及び学校教育活動に関する移動の役割を担う。	町内外
事前予約制 乗合タクシー	当町北部の公共交通空白地域において、北部居住者の移動の足を確保する役割を担う。	町内
スクールバス	小中学校が廃校となった地域の通学支援としての役割を担う。	町内
ハイヤー	上記公共交通では確保できない需要等を支える役割を担う。	町内外



1.2 計画の位置づけ

(I) 関係法令・上位計画等と本計画との関連性

本計画と関係法令及び上位・関連計画との関連性について、以下に整理します。

本計画は、関係法令に基づく計画であるとともに、まちづくりの一環としての公共交通のマスタープランとしての顔を持つ計画であることから、本計画と関係する法令を根拠とし、上位・関連計画との整合性を持った計画として策定します。

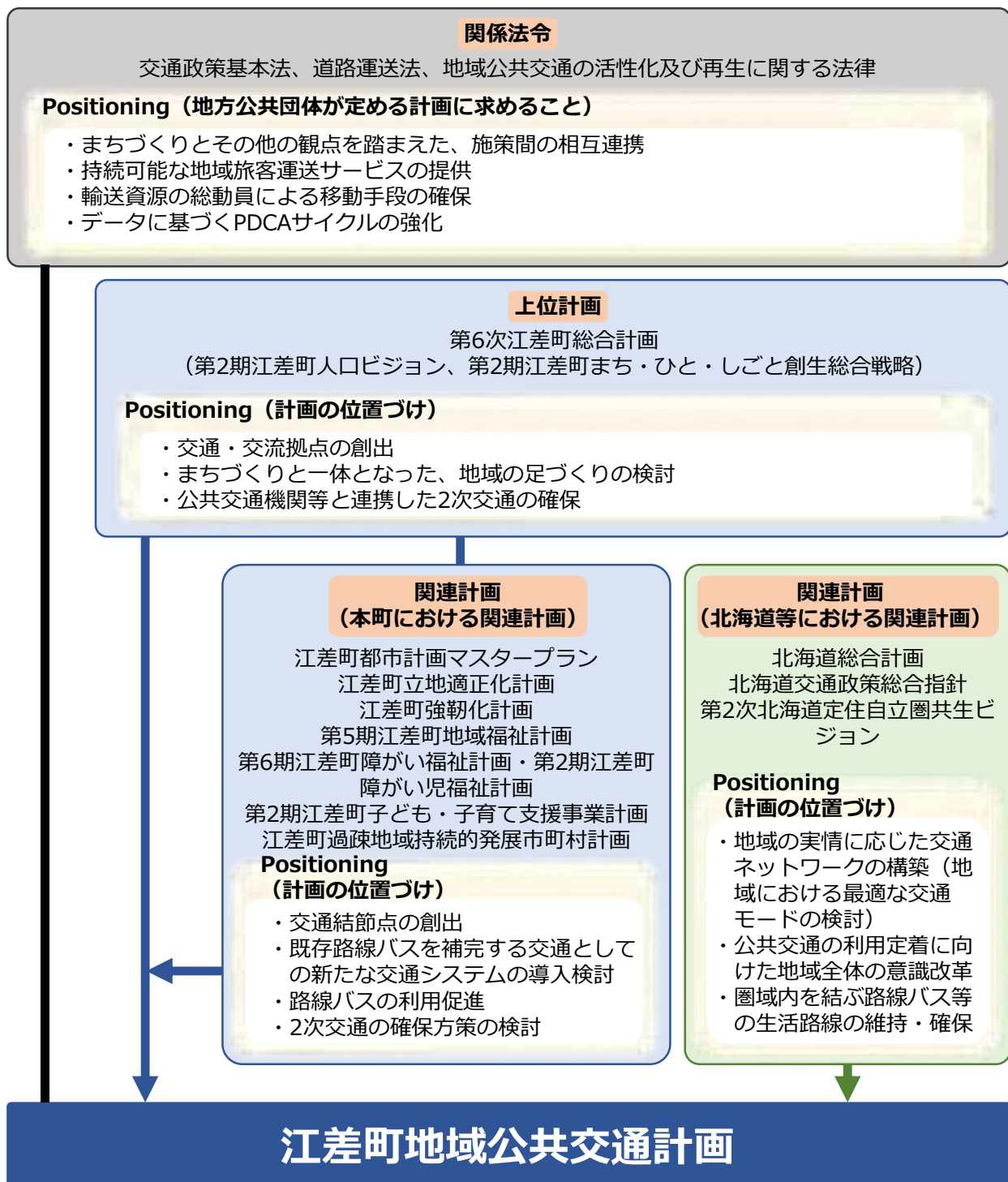


図 1-1 関係法令及び上位・関連計画と本計画の関係性

(II) 関係法令

(II)-i 交通政策基本法（平成25年12月施行、令和2年12月改正）

同法では、交通が担うべき役割などを示しており、特に地方公共団体が行うべき施策として「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

表 1-3 交通政策基本法の概要

項目	内容
基本的認識	○交通が果たす機能 ・国民の自立した生活の確保 ・活発な地域間交流・国際交流 ・物資の円滑な流通 ○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要
交通の役割	○交通機能の確保・向上 ・少子高齢化の進展等に対応しつつ、以下の内容に寄与 -豊かな国民生活の実現 -国際競争力の強化 -地域の活発な向上 ・大規模災害に的確に対応 ○環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、交流の安全の確保
国の施策	○豊かな国民生活の実現 ・日常生活の交通手段確保 ・高齢者、障害者等の円滑な移動 ・交通の利便性向上、円滑化、効率化 ○地域の活力の向上 ・国内交通ネットワークと拠点の形成 ・交通に関する事業の基盤強化、人材育成等 ○国際競争力の強化、大規模災害への対応、環境負荷の低減、適切な役割分担と連携
地方公共団体の施策	○自然的・経済的・社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施 ・まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携

Positioning（地方公共団体が定める計画に求めること）

・まちづくりとその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携

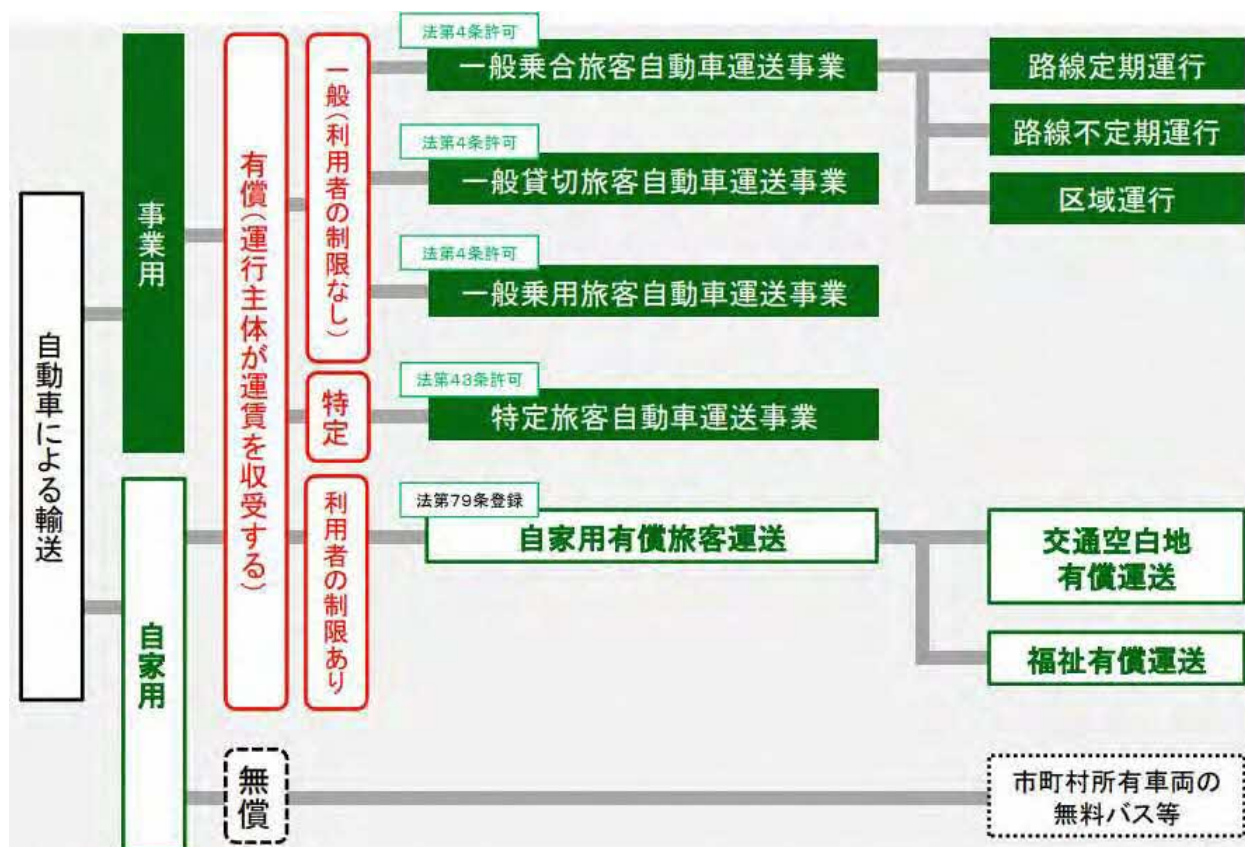


(II)-ii 道路運送法（昭和26年6月施行、令和4年6月改正）

同法では、有償で交通を運行するにあたっての種別及び定めるべき事項やこれらを協議する場合など、旅客自動車運送事業を行うにあたり必要となる手続内容等について定めています。

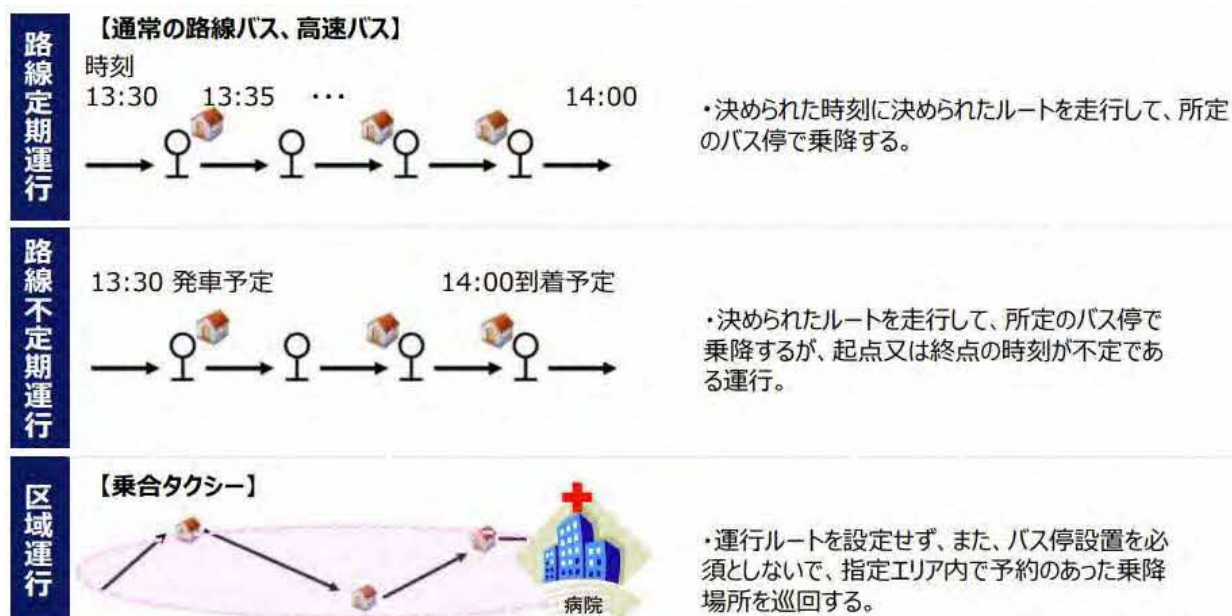
表 1-4 道路運送法の概要

項目	内容
目的	○道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ること ○道路運送の相互的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること
定める運行の種別	○事業用旅客自動車運送事業（4条） ・一般乗合旅客自動車運送事業 -路線定期運行 -路線不定期運行 -区域運行 ・一般貸切旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業 ・特定旅客自動車運送事業 ○一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合における一時的な需要のための運送（21条） ○自家用旅客自動車運送（78条） -市町村運営有償運送 -公共交通空白地有償運送 -福祉有償運送
運行にあたって定める事項	○事業計画 ・路線又は営業区域 ・停留所の名称、位置、停留所間の距離 ・主たる事務所及び営業所の名称、位置 ・営業所に配置する事業用自動車の数 ・自動車車庫の位置及び収容能力 ○運行計画 ・運行系統（ルート） ・運行回数 ・運行時刻 ・運賃 -上限運賃（上限の範囲内で実施運賃を届出） -協議運賃（地域公共交通会議において運賃の協議が行われ、協議が調ったもの）



出典：道路運送法等関係法令の基礎知識について（北陸信越運輸局自動車交通部）

図 1-2 道路運送法上の事業区分と運行形態



出典：道路運送法等関係法令の基礎知識について（北陸信越運輸局自動車交通部）

図 1-3 一般乗合旅客自動車運送事業のイメージ

(II)-iii 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月施行、

令和2年11月一部改正）

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

表 1-5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における改正の概要

項目	内容
改正の背景	○人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要 ○加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要
改正の概要	○地域が自らデザインする地域の交通 ・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成 -地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化 -バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用旅客有償運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け、きめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮） -定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化 ・地域における協議の促進 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 -様々な補助メニューや制度を創設 ・輸送資源の総動員による移動手段の確保 -地域に最適な旅客運送サービスの継続（地域旅客運送サービス継続事業） -自家用有償旅客運送の実施の円滑化 -貨客混載に係る手続の円滑化 ・既存の公共交通サービスの改善の徹底 -利用者目線による路線の改善、運賃の設定（地域公共交通利便増進事業） -MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

Positioning（地方公共団体が定める計画に求めること）

- ・持続可能な地域旅客運送サービスの提供
- ・輸送資源の総動員による移動手段の確保
- ・データに基づくPDCAサイクルの強化



法改正

地域公共交通網形成計画

地域公共交通計画

「まちづくり」と「公共交通」が連携した面的な計画策定を重視

地域旅客運送サービスを「地域が自らデザインすること」を重視

《必須事項》

- ① 移動手段の確保、社会全体の価値向上等
- ② 鉄道やバス等の個々の事業に関する留意事項
- ③ 交通網の形成に資する事業評価
- ④ 国、地方自治体、事業者の役割

《必須事項》

- ① 移動手段の確保、社会全体の価値向上、新技術を活用した利便性向上等
- ② 鉄道やバス等の個々の事業、地域公共交通再編事業に対する留意事項
- ③ 新しいモビリティサービスの活用
- ④ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関する評価
- ⑤ 国、地方自治体、事業者等の役割
- ⑥ 災害対策との連携、感染症対策、共同経営等の活用

図 1-4 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正前後の違い



出典：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について（国土交通省）

図 1-5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

(III) 上位・関連計画

(III)-i 上位計画

①第6次江差町総合計画

(第2期江差町人口ビジョン、第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

本計画の上位計画にあたる「第6次江差町総合計画」では、「旧江光ビル跡地やかもめ島周辺における交通・交流拠点整備」に加え、「町民等の継続的な生活の足の確保方策の検討」、「当町への来訪者の移動方策の確保」など、町民に加え来訪者等の移動の足の確保に係る施策を整理しています。

表 1-6 第6次江差町総合計画の概要

項目	内容
計画期間	令和2年度から令和11年度 ※第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、 令和2年度から令和6年度
目指すまちの姿	誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくり
まちづくりの基本目標	基本目標1：経済基盤を持続させる産業の進行 基本目標2：あたたかなつながりのある地域・ひとづくり 基本目標3：住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり 基本目標4：住民とともにあり続ける行政運営
本計画に 関係する 内容	基本目標1：経済基盤を持続させる産業の進行 (4) 商工業 ○重点施策 ・商店街の拠点化 -拠点となる商店街の維持及び賑わい創出 (6) 観光・江差追分 ○継続施策 ・江差に誘う -公共交通機関等と連携した2次交通の整備 基本目標2：あたたかなつながりのある地域・ひとづくり (8) 子ども・子育て支援、(11) 健康づくり ○継続施策 ・安心して出産できる環境の確保 -他市町村の医療機関で受診する妊産婦検診及び出産時の交通費を助成



本計画に 関係する 内容	基本目標3：住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり (19) 土地利用 ○重点施策 ・かもめ島周辺の観光・交流拠点としての土地利用の推進 -かもめ島周辺を①交通の拠点②物流の拠点③交流の拠点として位置付けし、マリーナエリア・南埠頭エリア・かもめ島エリアのコンセプトを明確にした北の江の島構想の着実な推進 (23) 地域公共交通・情報通信 ○重点施策 ・面的な交通ネットワークの再構築 -地域公共交通網の実態把握・分析 -まちづくりと一体となった、まちづくりの装置としての、江差町らしい地域の足づくり（地域公共交通）の検討 ○継続施策 ・生活バス路線の確保 -路線バスの利用促進 ・フェリーの利用促進 -奥尻離島航路の維持整備対策の推進 -関係機関による利用促進活動の実施 ・交通弱者対策に向けた取り組み -路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策 -交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討
------------------------------------	--

Positioning（計画の位置づけ）

- ・ 交通・交流拠点の創出
- ・ まちづくりと一体となった、地域の足づくりの検討
- ・ 公共交通機関等と連携した2次交通の確保



(III)-ii その他関連計画

①本町における関連計画

①-I) 江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画

江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画では、公共交通に係る内容として、「かもめ島周辺における交通結節機能の確保」のほか、「既存路線バスを補完する交通としての新たな交通システムの導入検討」、「関係機関・事業者等を連携した2次交通の確保方策の検討」を整理しています。

表 1-7 江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画の概要

項目	内容
計画期間	令和2年度から令和21年度
まちづくりのテーマ	歴史・文化・人々の絆が暮らしを彩り新しい出会いと賑わいを生み出す エエ町・江差
基本目標	目標1：歴史や文化を活かし、多世代が気軽に集まって交流する回遊型のまちなかづくり 目標2：地域の絆を感じながら、安心して暮らし続けることのできる居住地づくり 目標3：都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくり 目標4：農林水産業の振興や都市・地域の健全な発展を促す“適材適所”の土地利用の実現
対応する都市の将来像	1. 広域・都市レベル ○檜山管内の生活サービスの拠点、ネットワーク -道南圏日本海側の観光・交流拠点 2. 市街地レベル ○町内の中核的なサービス機能ネットワーク -季節や行事に合わせ町民が憩える交流拠点 3. 地域・コミュニティレベル ○身近な環境で支え合い豊かに暮らせる -拠点・ネットワークづくり
本計画に関係する内容	■道路・交通の方針 (5) 公共交通 ○基本方針 ・既存路線バスの利用促進を図ります。 ・路線バスを補完する新たな移動サービスを検討します。 ○個別方針・その他 ・かもめ島周辺では、路線バスと市街地内公共交通をつなぐ新たな交通結節機能の確保を検討します。 ・空路や鉄道からの2次交通については、利用者の利便性・快適性の向上を図る観点から、関係機関や事業者等と連携して検討を進めます。



本計画に 関係する 内容	・既存路線バスを補完する、デマンド交通、ライドシェア、フリー乗降など地域に合わせた新たな手法を検討します。 ■都市機能誘導区域内の取組 ○歩行者中心、まちなかへのアクセス強化 ・まちなかへのアクセス強化を図る、公共交通網や交通結節点の形成 -既存の路線バスのサービス水準を維持確保するとともに、まちなかへのアクセス強化を図るための新たな交通移動手段を検討するとともに、「かもめ島周辺観光・交流拠点」での交通結節点の形成を検討します。 ■居住誘導区域内の取組 ○安全性・交通利便性を確保するための取組 ・新たな公共交通システムの検討 -既存の路線バスによる公共交通サービスの維持保全に加え、市街地内をよりきめ細かにカバーする新たな公共交通システムの導入を、「地域公共交通網形成計画」の策定・推進も視野に入れながら検討していきます。
-----------------------------	--



出典：江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画

図 1-6 対応する都市の将来像

表 1-8 将来都市構造の総括

区分	拠点	軸	ゾーン
広域・都市レベル	【メイン拠点】 ○かもめ島周辺観光・交流拠点 ○上町賑わい中心拠点 ○下町交流・サービス拠点 ○柳崎・伏木戸町広域サービス拠点 【サブ拠点】 ○北部地区田園・生活サブ拠点 ○日明地区福祉・保養・生活サブ拠点	○広域連携軸 ・国道 227 号、228 号、229 号 ・函館江差自動車道 ○既存バス路線ネットワーク	○都市地域 ・江差市街地、北部・日明エリア（都市計画区域内） ○農業地域 ・水堀町、越前町、中網町、小黒部町、朝日町、鯉川町 ○森林地域 ・東山、桧岱、萩ノ岱、砂川、町民の森、檜山古事の森
市街地レベル	○かもめ島周辺観光・交流拠点 ○上町賑わい中心拠点 ○下町交流・サービス拠点	○まちなか回遊ネットワーク ○既存バス路線ネットワーク ○新たな移動サービスによるネットワーク	○商業地 ○住宅地 ○工業地
地域・コミュニティレベル	○身近な拠点の形成・運営 ・空き店舗・空き地の活用、リノベーション ・既存の集会施設の活用、更新時の多用途複合化 ・その他公園・広場、空き地、社寺、蔵	○商店街の目抜き通りや路地空間 ○高台への避難路	

都市計画マスタープラン	商業地、沿道業務地、高度利用住宅地	道路・交通の方針	土地利用の方針
立地適正化計画	都市機能誘導区域	基幹的な交通ネットワーク	居住誘導区域（用途地域内）

出典：江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画

Positioning（計画の位置づけ）

- ・かもめ島周辺における交通結節機能の確保
- ・既存路線バスを補完する交通としての新たな交通システムの導入検討
- ・関係機関・事業者等を連携した 2 次交通の確保方策の検討



①-II) 江差町強靱化計画

江差町強靱化計画では、公共交通に係る内容として、「路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策」のほか、「交通弱者のための移動手段の確保・運営体制の検討」、「路線バスの利用促進」、「関係機関と連携した奥尻離島航路の維持」を整理しています。

表 1-9 江差町強靱化計画の概要

項目	内容
計画期間	平成 30 年度から令和 5 年度
強靱化の目標	目標 1：人命の保護が最大限図られること 目標 2：町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 目標 3：町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 目標 4：迅速な復旧復興
本計画に 関係する 内容	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 ○観光客、高齢者等の要配慮者対策 ・路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策の実施 ・交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 ○交通ネットワークの整備 ・路線バスの利用促進 ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進 ・関係機関によるフェリー利用促進活動の実施 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下 ○港湾の機能強化 ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進（再掲） ・関係機関によるフェリー利用促進活動の実施（再掲）

Positioning（計画の位置づけ）

- ・ 路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策
- ・ 交通弱者のための移動手段の確保・運営体制の検討
- ・ 路線バスの利用促進
- ・ 関係機関と連携した奥尻離島航路の維持



①-III) 第5期江差町地域福祉計画

第5期江差町地域福祉計画では、公共交通に係る内容として、「高齢者等が社会参加等をできる環境整備」を整理しています。

表 1-10 第5期江差町地域福祉計画の概要

項目	内容
計画期間	令和4年度から令和8年度
基本理念	「助け愛・支え愛」を未来へつなげ 誰もが安心して暮らせるまちづくり
基本目標	基本目標1：福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり” 基本目標2：安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり” 基本目標3：気軽に参加できる“環境づくり”
本計画に 関係する 内容	基本目標2：安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり” ■安全で安心な環境の充実 （1）福祉サービス提供体制の充実 ○具体的な取組 ・福祉バスの運行にあたっては、高齢者をはじめ、住民の福祉活動の促進と社会参加の充実を図ります。 （2）地域の見守り支援体制の構築 ○共通して取り組むべき事項 ・高齢者等の移動手段への支援 -高齢者等の自立と社会活動への参加を促進するため 65 歳以上の方を対象に、町内を運行する路線バス運賃の半額助成を実施します。 -また、通院等外出支援を目的として「外出支援サービス」と「福祉タクシー利用券の交付」を実施します。

Positioning（計画の位置づけ）

・高齢者等が社会参加等をできる環境整備



①-IV) 第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画

第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画では、公共交通に係る内容として、「障がいのある方が自立して地域で暮らせるための移動支援の実施」に加え、「障がい児の健やかな成長等に関する移動支援の実施」について、整理されています。また、これら支援の実施にあたっての具体的な事業についても定めています。

表 1-1 1 第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画の概要

項目	内容
計画期間	令和3年度から令和5年度
基本理念	○障がい福祉計画 ・自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に ○障がい児福祉計画 ・健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する
基本方針	基本方針1：障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援 基本方針2：障がい種別によらない障がい福祉サービス等の提供 基本方針3：地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 基本方針4：地域共生社会の実現に向けた取組 基本方針5：障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援 基本方針6：障がい福祉の人材確保 基本方針7：障がい者の社会参加を支える取組
本計画に関係する内容	○障がい者支援（その他） （1）町独自事業 ・障がい者等福祉タクシー利用助成事業 -重度の障害者等に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者等の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進等を図ります。申請時等で利用者から困りごとなどを把握するとともに、助成額の拡充等について検討します。 ・高齢者等外出支援サービス事業 -一般交通機関を利用して外出することが困難な身体に障害がある者等に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、自立と生活の質の確保及びその家族の負担軽減を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 ・高齢者等交通費助成事業 -難病患者が健康で明るく豊かな生活を営み、自立と社会活動への参加を促進するため「江差町高齢者・特定疾患患者乗車証」を交付し、江差町内の路線バス運行区間のみの利用料金の2分の1を助成し、生活と福祉の向上を図ります。 ・地域活動支援センター通所交通費助成事業 -江差町地域活動支援センター「あゆみ共同作業所」への通所に係る交通費の一部を助成し、障がい者世帯の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ります。



本計画に 関係する 内容	○障がい児支援（その他） （１）町独自事業 ・子ども発達支援センター等通所交通費助成事業 -障がい児世帯の経済的負担を軽減するため、上ノ国町子ども発達支援センター及びたまみずき上ノ国町（放課後等デイサービス）への通所に係る交通費の一部を助成します。 -なお、保護者の送迎の負担を軽減する支援の拡充を検討します。
------------------------------------	---

Positioning（計画の位置づけ）

- ・ 障がいのある方が自立して地域で暮らせるための移動支援の実施
- ・ 障がい児の健やかな成長等に関する移動支援の実施



①-V) 第2期江差町子ども・子育て支援事業計画

第2期江差町子ども・子育て支援事業計画では、公共交通に係る内容として、「子どもたちが自由に少年団活動ができる支援」について整理しています。

表 1-12 第2期江差町子ども・子育て支援事業計画の概要

項目	内容
計画期間	令和2年度から令和6年度
基本理念	子どもの幸せを第一に考え すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い 子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。
基本目標	基本目標1：のびのび子育て ○教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。 基本目標2：すこやか子育て ○妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。 基本目標3：あんしん子育て ○安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。 基本目標4：みんなで子育て ○学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。 基本目標5：つながる子育て ○ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。 基本目標6：はばたく子育て ○生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。
本計画に関係する内容	基本目標4：みんなで子育ての取組 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援 ○スポーツ少年団活動支援 ・スポーツを通じた「人材」の育成を図るため、青少年の健全育成を理念として、子どもたちにスポーツを経験させる上で重要な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化に向けた取組に対して支援していきます。大会参加時の生涯学習バスの運行や、町民野球場への企業広告料を原資とした各少年団への活動費助成も行います。

Positioning (計画の位置づけ)

・子どもたちが自由に少年団活動ができる支援



①-VI) 江差町過疎地域持続的発展市町村計画

江差町過疎地域持続的発展市町村計画では、公共交通に係る内容として、「地域間連携による取組の推進」に加え、「より住みよい町に向けた交通対策の抜本的見直し」を挙げている。

表 1-13 江差町過疎地域持続的発展市町村計画の概要

項目	内容
計画期間	令和3年度から令和7年度
基本方針	地域住民が、安全で、安心を実感できる暮らしと、豊富な地域資源の有効的な活用による雇用の創出や産業振興を図り、その担い手として若者や高齢者、女性など様々な年齢層及び行政、各町内会等のコミュニティ、地元企業等の多様な実施主体の連携、協働により、過疎地域における豊かで个性的な地域
本計画に 関係する 内容	5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現状と問題点 ○交通 ・鉄道・バス -バス運行については、江差・八雲間の通年バス運行は、JR八雲駅経由で札幌圏との距離を短縮する公共交通機関として有効なバス路線であるが、年々利用者が減少しているうえに、赤字経営を余儀なくされており、経路となる3町と函館バス株式会社がその在り方を検討し、令和3年10月に江差八雲線(2往復)が廃止となる。 -生活維持路線バス対策として、バス運行に対する助成を実施しているが、不採算路線の廃止が進む中、地域交通の確保対策として、乗合タクシーについての取組みを平成21年度から開始し、平成25年度からは、利用者の利便性の確保と効率的な運行体制の一環としてデマンド型へと進化している。より住みよい町とするため、地域住民の交通対策を抜本的に見直すことが急務である。 -また、JR江差線は昭和11年に全線開通して以来、函館を結ぶ基幹交通手段であったが、平成26年5月11日に江差・木古内間が廃線となり、道道江差・木古内線経由のバス運行に切り替わっている。 (2) その対策 ○鉄道バス等 ・新幹線開業後の地域間連携の推進(JR江差線有効活用推進) ・地域公共交通対策の強化

Positioning (計画の位置づけ)

- ・ 地域間連携による取組の推進
- ・ より住みよい町に向けた交通対策の抜本的見直し



②北海道等における関連計画

本計画における北海道等の関連計画としては、「北海道総合計画」及び「北海道交通政策総合指針」、「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」の3計画が挙げられ、各関連計画では、「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築」や「地域における最適な交通モードの検討」、「担い手確保」などの地域公共交通に関する方針を整理しています。

表 1-14 北海道等における関連計画の整理

計画名・年次	記載内容
○北海道総合計画 -平成 28 年度 から令和 7 年度	○地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ・買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ・日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保 ・街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ○連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成 ・交通・物流を担う人材の確保・育成 ・国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動
○北海道交通政策総合指針 -平成 3 年度 から令和 12 年度	○シームレス交通戦略 ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ○地域を支える人・モノ輸送戦略 ・地域における最適な交通モードの検討 ○ウィズコロナ戦略 ・コロナ禍で失われた交通需要の回復 ・非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ・社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保
○第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン -令和元年度 から令和 5 年度	○圏域内における公共交通手段の維持および確保等 ・圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線の維持・確保を図るため、運行事業者に対する支援等を実施

Positioning (計画の位置づけ)

- ・地域の実情に応じた交通ネットワークの構築（地域における最適な交通モードの検討）
- ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革
- ・圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線の維持・確保



＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



図 1-7 北海道交通政策総合指針で示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ



(IV) 上位・関連計画から整理する当町の公共交通に求められる役割

本計画に係る法律や上位・関連計画から当町の公共交通に求められる役割について整理すると、当町のまちづくりの指針となる「第6次江差町総合計画」で示されている「まちづくりと一体となった地域の足づくり」が挙げられ、この役割を実現するために、「交通弱者支援の検討」や「交通・交流拠点の創出」が必要となっています。

加えて、公共交通網の維持に向けては、当町の町民に加え、当町への来訪者なども利用したいと思える公共交通網として、「2次交通の確保」や「奥尻離島航路の維持」など、関係する交通の確保が必要となっています。

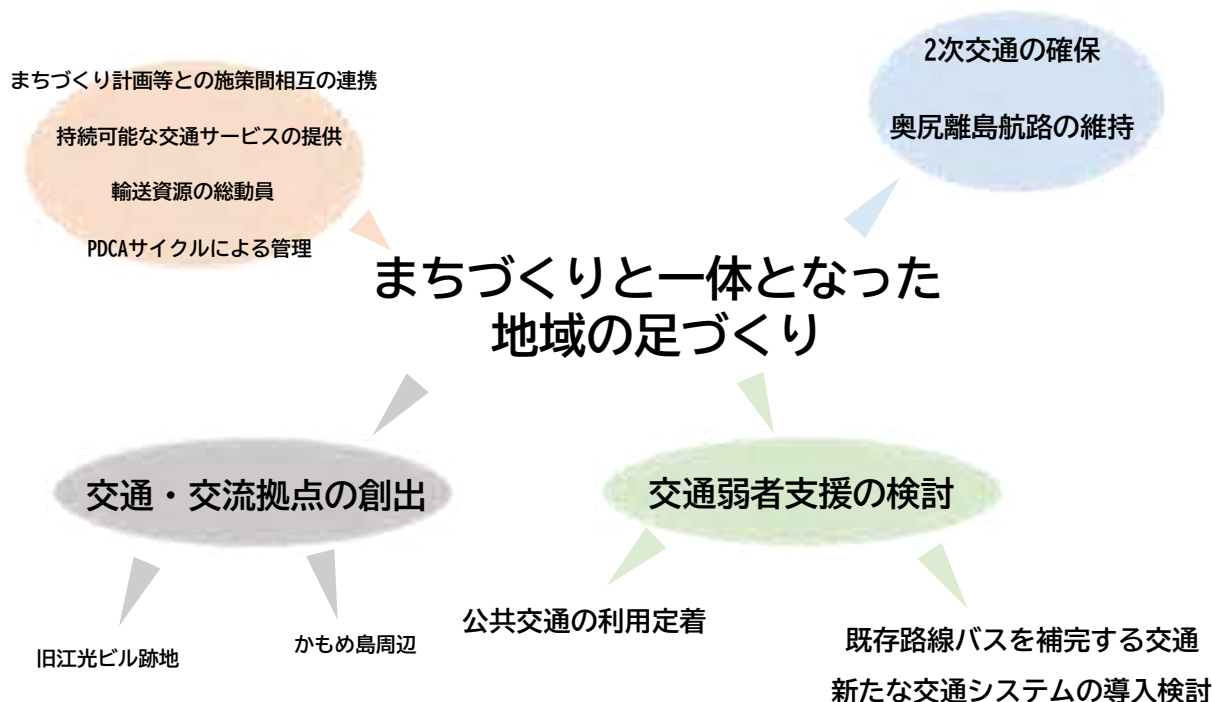


図 1-8 上位・関連計画等から整理する当町の公共交通に求められる役割

1.3 計画の区域

計画区域は、江差町全域とします。

なお、隣接町である乙部町、厚沢部町、上ノ国町からの生活移動も見られることから、施策展開にあたっては、必要に応じて隣接町とも連携し取り組みます。



図 1-9 計画区域図

1.4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5か年¹とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や施策推進状況を加味し、柔軟に見直しを行っていくものとします。

¹ 計画期間：「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（令和2年11月 国土交通省）」において、原則5年程度とされていることに基づき設定。



第2章 地域の現状

2.1 位置・地勢

(I) 位置と公共交通の現況

当町は、北海道の南西部、檜山振興局の南部に位置し、総面積 109.48 km²のアルファベットの「B」の形をした町です。また、当町の中央に厚沢部川が流れ、北は乙部町、東は厚沢部町、南は上ノ国町と隣接し、北西方向では日本海を挟んで奥尻町と対しています。

当町の公共交通は、基幹的地域間幹線系統として、道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地している北斗市・木古内町と結ぶ函館江差線、江差木古内線、また準基幹的地域間幹線系統として、檜山振興局管内の各自治体を繋ぐ桧山海岸線、小砂子線、稲見線、館線、木間内線が函館バス株式会社により運行されています。また、当町と日本海を挟んで対している奥尻町とを結ぶ航路として、江差～奥尻航路がハートランドフェリー株式会社により運航されています。このほか、末端交通として、バス路線等でカバーしきれない需要や運行区域において、桧山ハイヤーや福祉有償運送が補完する関係で運行をしています。



図 2-1 江差町の位置図



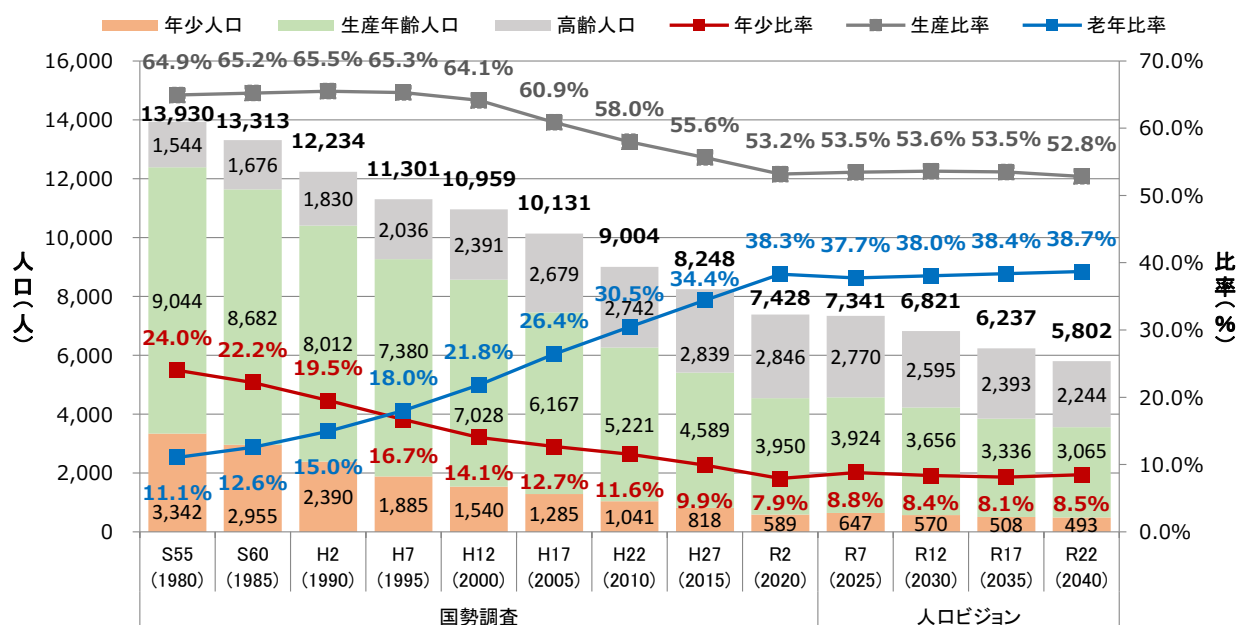
2.2 人口・高齢化

(I) 総人口と高齢化の推移

(I)-i 人口推移

当町の人口は、減少の一途を辿っており、同様に世帯数も減少傾向にあります。特に人口区分（年少人口、生産年齢人口、高齢人口）では、これまで年少人口や高齢人口の家族間送迎などを担ってきた生産年齢人口の減少割合が大きく、家庭によっては、送迎自体が困難になるケースが増加する懸念があります。

このことを踏まえ、当町に安心して住み続けられる環境整備として、公共交通が必要となる方々が気軽にお出かけできる交通モードの導入が必要となっています。



出典：H2～R2 国勢調査（総務省統計局）

R7～R22 将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

図 2-3 人口推移

表 2-2 人口・世帯数推移

	H29	H30	R1/ H31	R2	R3	R4
人口 (人)	7,956	7,767	7,564	7,365	7,185	6,917
世帯数 (世帯)	4,322	4,271	4,231	4,216	4,152	4,104
1世帯当たり 世帯人員 (人/世帯)	1.84	1.82	1.79	1.75	1.73	1.69

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

Keyword（課題）

・公共交通が必要となる方々が気軽にお出かけできる交通モードの導入検討

(I)-ii 人口分布

当町の人口分布状況を整理すると、五勝手地区、下町地区、上町地区に集積しており、このほか、当町との隣接自治体である乙部町、厚沢部町との町境であり、商業施設や医療施設、高校が立地している北部地区においても人口が集中している状況です。

一方で、五勝手地区の柏町、砂川、楸川町では、道路沿いに人口低密度の集落形成がされており、また北部地区の柳崎町を除く地域では農業主体地域であり散居形態の居住地が形成されています。

また、高齢化の状況としては、日明地区や五勝手地区の柏町、楸川町、北部地区（柳崎町除く）で特に高齢化が進行しています。

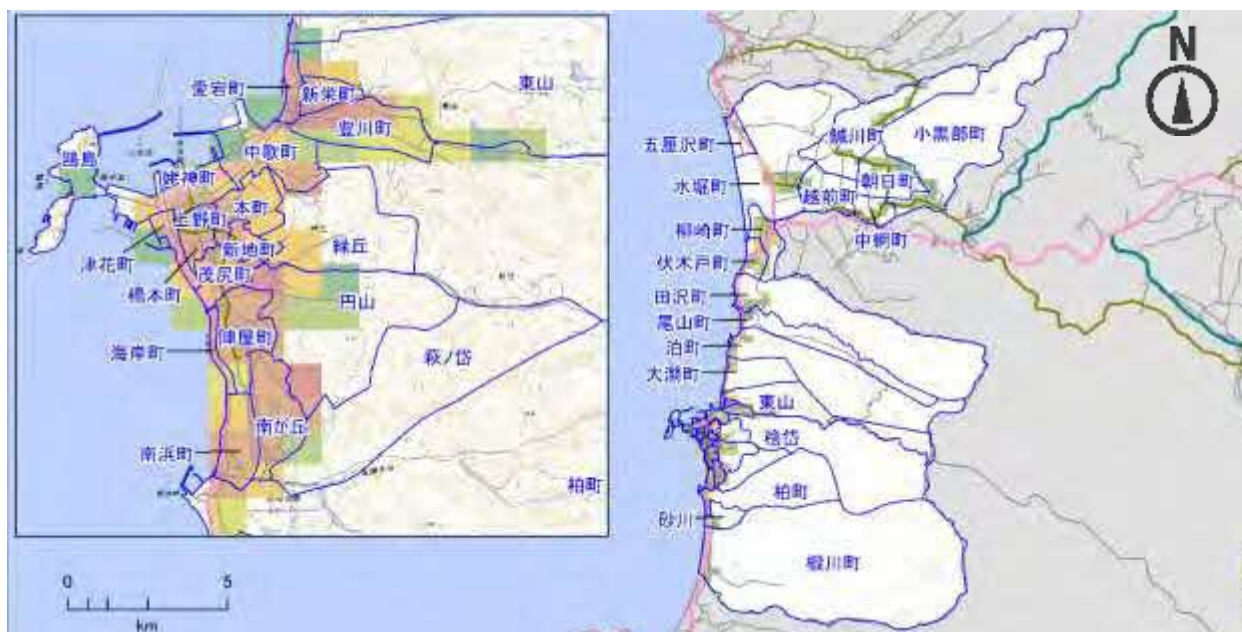
このような状況を踏まえると、これまでの路線バス中心の交通網から、商業施設や医療施設等の生活利便施設や路線バスの拠点までなどの近距離送迎に適した交通と路線バスを組み合わせた交通網への転換を行い、より当町の実情に即した交通体系の構築を行うことが必要です。

表 2-3 町内の地区別人口（令和4年）

	五勝手 南浜町・ 柏町・南 ヶ丘・砂 川・萩ノ 岱・楸川 町	上町 上野町・ 橋本町・ 本町・新 地町・緑 丘・茂尻 町・円山・ 陣屋町・ 海岸町	下町 新栄町・ 愛宕町・ 豊川町・ 東山・絵 岱・中歌 町・姥神 町・津花 町・鷗島	日明 大湊町・ 泊町・尾 山町・田 沢町・伏 木戸町	北部 柳崎町・ 水堀町・ 五厘沢 町・越前 町・中網 町・小黒 部町・朝 日町・鯨 川町	その他 老人ホー ムひの き・えさ し荘・あ すなろ学 園	合計
人口総数 (人)	1,140	1,945	1,454	709	1,191	478	6,917
年少人口 (人)	83	185	124	40	78	—	510
生産年齢人口 (人)	551	1,062	710	410	610	285	3,628
高齢人口 (人)	506	698	620	259	503	193	2,779
年少人口割合 (%)	7.3	9.5	8.5	5.7	6.6	—	7.4
生産年齢人口割合 (%)	48.3	54.6	48.8	57.8	51.2	59.6	52.4
高齢人口割合 (%)	44.4	35.9	42.7	36.5	42.2	40.4	40.2

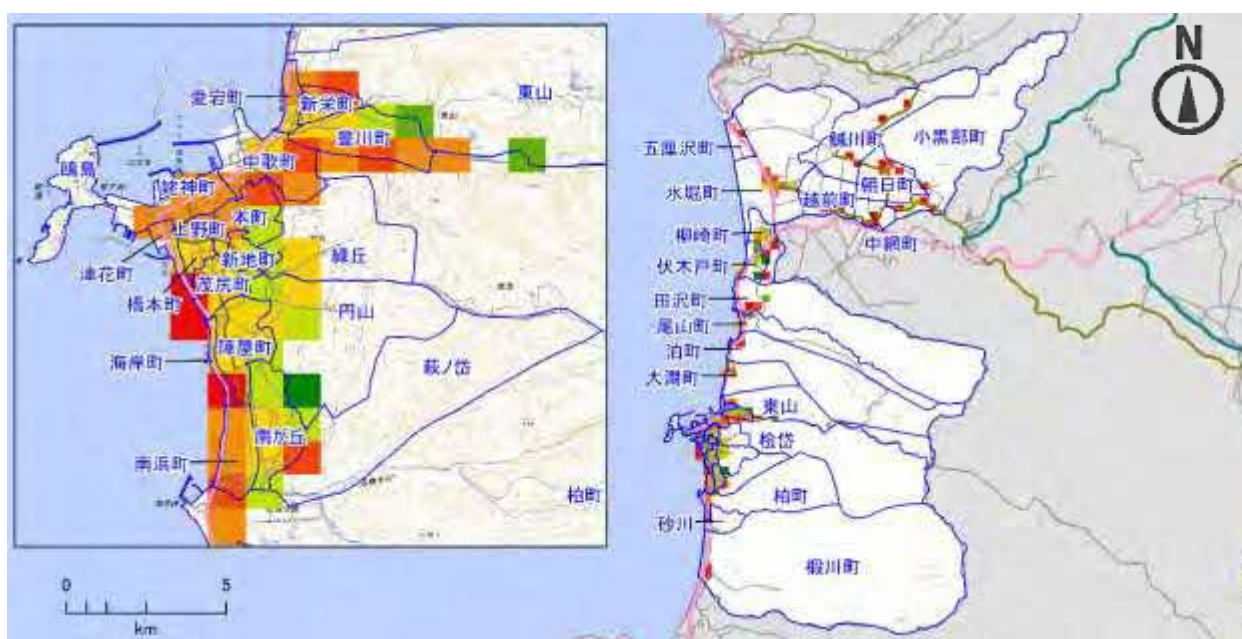
出典：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）





出典：H27 国勢調査（総務省統計局）

図 2-4 人口分布



出典：H27 国勢調査（総務省統計局）

図 2-5 高齢者分布

【注記：国勢調査結果の活用について】

令和 2 年に実施された国勢調査について、人口推移などの一次集計などが段階的に公表されており、P.26 に示した内容は令和 2 年国勢調査が活用していますが、P.25 や P.28 に示すメッシュ単位の人口及び P.30 で示す通勤・通学圏の状況は未公表であることから、平成 27 年国勢調査結果を活用しています。

Keyword（課題）

・近距離送迎に適した交通と路線バスを組み合わせた交通網への転換を検討

(I)-iii 非免許保有者の状況（推計）

町民の自動車運転免許証の保有データを基に、自動車運転免許証を保有していない町民（非免許保有者）を推計した結果、下町地区や北部地区において、当町の免許非保有者割合の平均値を超えている状況です。一方で、町内で最も高齢化率が高い五勝手地区では、免許保有者割合が町内で最も高く、高齢者になっても当町の市街地から距離が離れていることから、自家用車を手放せない状況になっていることが推察されます。

このような状況を踏まえ、町民が自家用車に依存せず、公共交通も使って移動できる環境整備として、これまでのライフスタイル（自動車依存等）を考慮した交通モードの導入検討を行うことが必要です。

表 2-4 自動車運転免許証保有状況（推計）

	五勝手	上町	下町	日明	北部	合計
人口総数（人）	1,248	2,113	1,621	1,034	1,412	7,428
免許保有者数（人）	812	1,344	1,013	665	853	4,687
免許保有者割合（%）	65.1	63.6	62.5	64.3	60.4	63.1
免許非保有者数（人）	436	769	608	369	559	2,741
免許非保有者割合（%）	34.9	36.4	37.5	35.7	39.6	36.9

【注記：自動車運転免許証非保有者の推計方法について】

- 1) 年齢別自動車運転免許保有者数（データ A）から、年齢別自動車運転免許証保有者割合（データ B）を整理
- 2) 当町各地域の年齢別人口（データ C）にデータ B を乗じて、地域別年齢別自動車運転免許証保有者数（データ D）を算出

« 2）の算出式»

$$\text{データ C} \times \text{データ B} = \text{データ D}$$

- 3) データ C からデータ D を差し引くことで、地域別年齢別自動車運転免許証非保有者数（データ E）を算出

« 3）の算出式»

$$\text{データ C} - \text{データ D} = \text{データ E}$$

Keyword（課題）

・これまでのライフスタイル（自動車依存等）を考慮した交通モードの導入検討

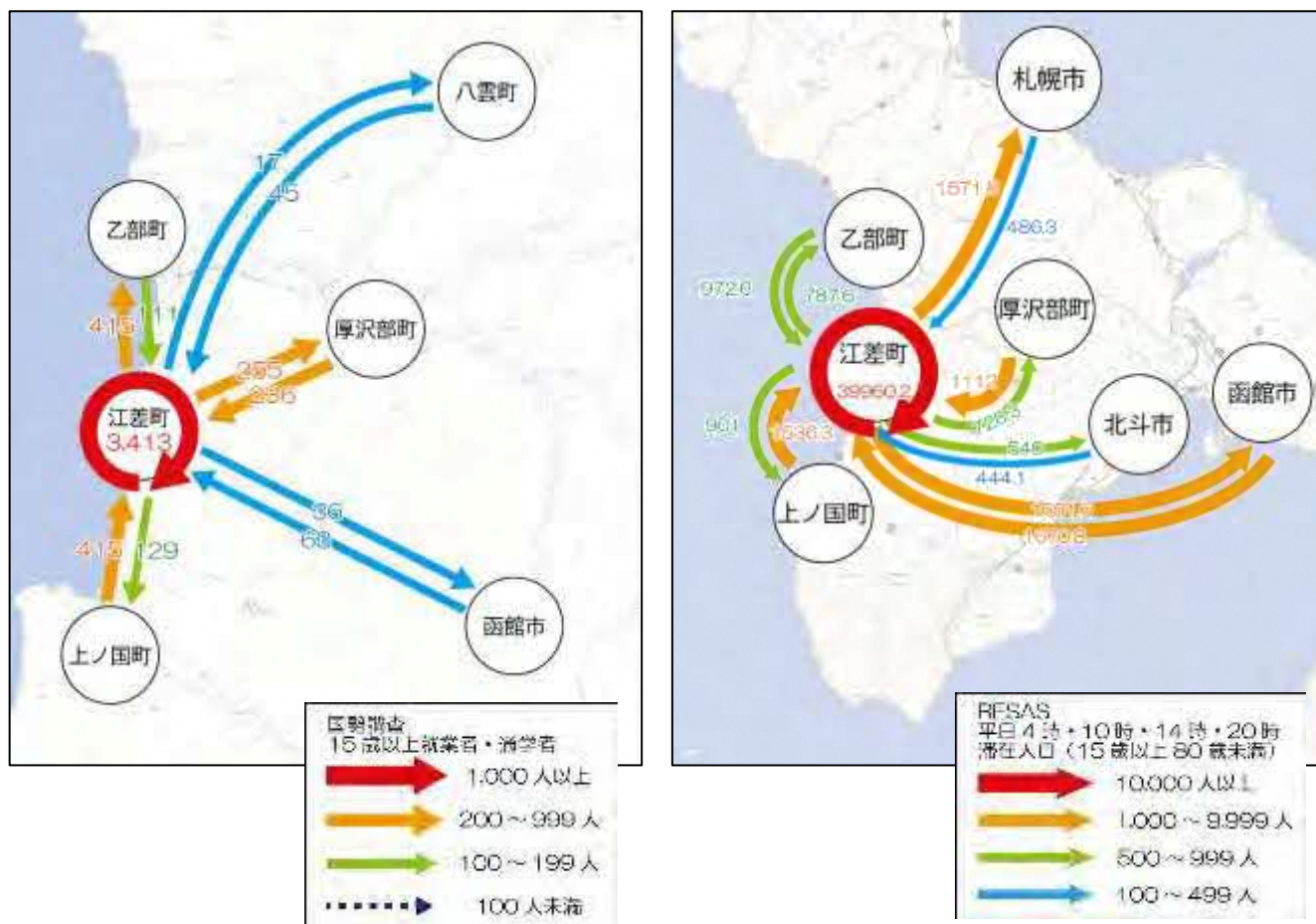


2.3 通勤・通学等の人流の動き

当町に係るヒトの動きとして、通勤・通学については、当町内で完結する動きが最も多い状況ですが、近隣自治体である乙部町、厚沢部町、上ノ国町といった南檜山管内での流動が主な動きです。

一方で、全目的でのヒトの動きについては、当町内や南檜山管内のみならず、道南圏域の中心市である函館市までの動きが多いことも特徴の一つとして捉えています。

このようなことを踏まえ、南檜山管内の中心自治体として、管内からのヒトの流動を支えつつ、当町内での移動を支援する交通の確保を行うとともに、函館市までの通院等の広域的な町民の移動も確保し続けることが必要です。



出典：令和2年度国勢調査（左図）、地域経済分析システム（RESAS）-内閣府（右図）

図 2-6 通勤・通学圏（左図）、全目的での移動図（右図）

Keyword（課題）

- ・ 当町内の移動を含む南檜山管内での移動を確保
- ・ 道南圏域の中心市である函館市までの広域的な移動も確保

2.4 移動目的地となる施設の分布

(I) 医療機関

当町の医療施設(病院・診療所)は、商業施設が立地している柳崎地区及び市街地に立地しており、特に柳崎地区に立地している北海道立江差病院は、当町の町民のみならず、近隣自治体の住民も利用する拠点病院としての位置づけであり、かつ基幹的・準基幹的地域間幹線系統も接続しており、公共交通の拠点としても機能しています。



図 2-7 医療機関の位置図



(II) 商業施設

当町の商業施設（スーパー・ドラッグストア）についても、柳崎地区及び市街地に集積しています。一方で、市街地においては、急勾配の坂道等の地理的特性の関係から、特に足腰の弱っている高齢者等に対して、移動の負担を強いていることが想定されます。



図 2-8 商業施設の位置図

(III) 主要施設

前段で整理した医療機関及び商業施設に加え、当町の行政機能（役場・振興局）、公共施設、教育施設の主要施設は、市街地に集積している状況であり、自家用車を保有しないなど自力で移動できない町民などのためにも、当町内各地区から市街地までの足の確保が必要です。

また、当町に立地している北海道江差高校は、当町に居住する高校のみならず、近隣自治体からも通学している重要な教育施設であることから、バス路線で通学できる環境を維持していくことが必要です。



図 2-9 主要施設の位置図

(IV) 観光資源

当町では、「歴史を生かすまちづくり事業」を実施するなど、北海道の中でも古くから和人が訪れ、最も早く開港した港町のひとつが江差町です。このような歴史的建造物が当町に多く存在しており、「いにしえ街道」を中心に江差らしい外観を残す土蔵や町家などを「歴史的景観形成建物」として指定し、重要な観光資源として保全・整備をしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当町への来訪者は大きく減少していますが、アフターコロナを見据え、観光交通についても近隣自治体と連携し取り組んでいくことが必要です。

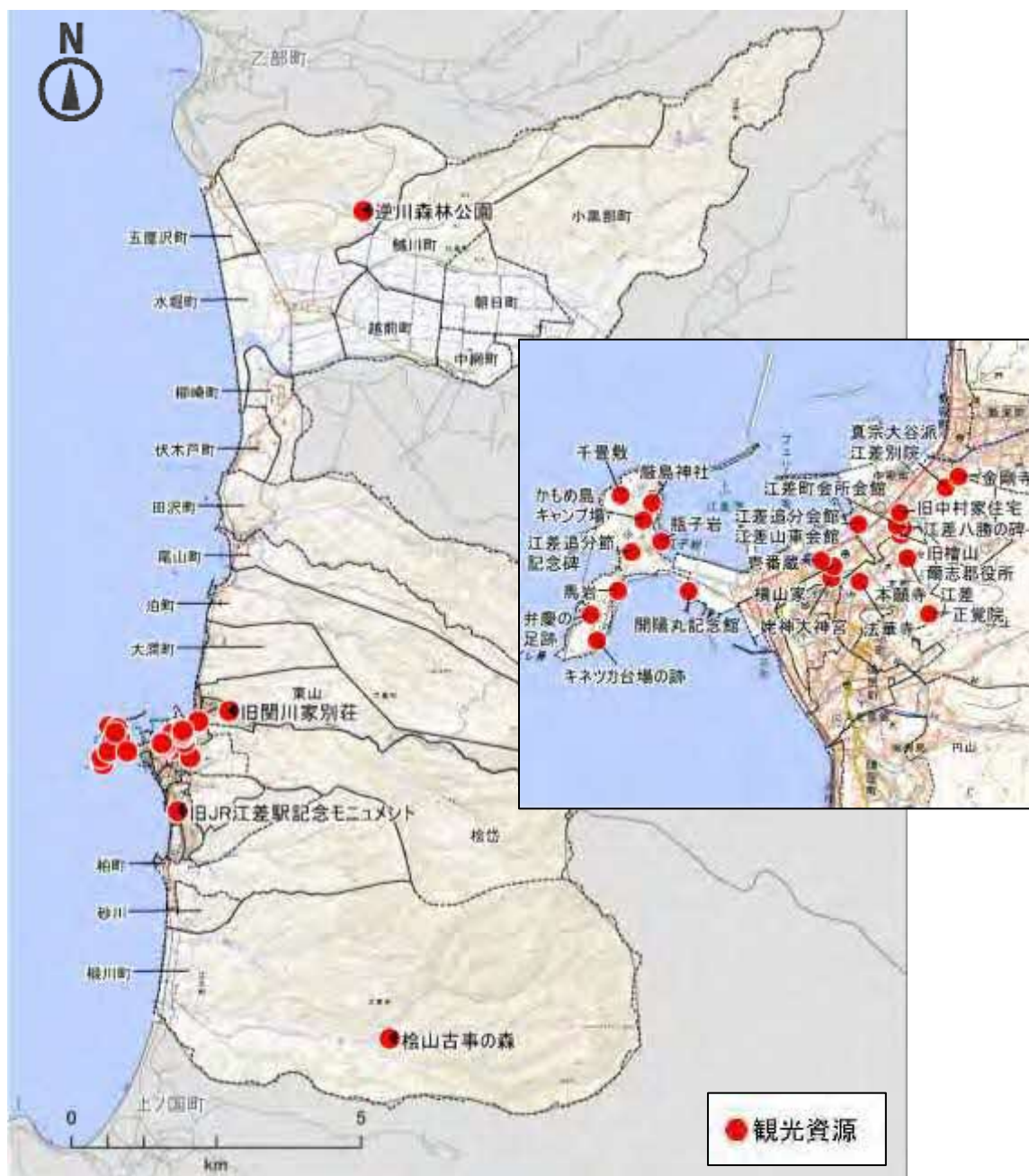


図 2-10 観光資源の位置図

Keyword (課題)

- ・自家用車等で自力で移動することができない町民の足の確保
- ・近隣自治体と連携した観光交通の確保

第3章 地域公共交通の現状

3.1 道路網の状況

当町の道路網は、函館市と当町を結ぶ国道 227 号のほか、上ノ国町方面への国道 228 号、乙部町方面への国道 229 号が整備され、このほか主要地方道・一般都道府県道を中心に道路網が形成されています。



図 3-1 道路網の整備状況



3.2 公共交通体系の状況

当町内を運行する公共交通は、函館バス株式会社が運行する民間バス路線が国道を中心に運行しており、これらを補完する公共交通として、有限会社松山ハイヤーが運営するハイヤー事業、各種団体が運行する福祉有償運送、当町が運行する福祉バス、生涯学習バス、事前予約制乗合タクシーが運行しています。

このほか、江差港と奥尻港を結ぶ江差～奥尻島航路（フェリー）や当町の小学生及び中学生の通学の足を確保するスクールバスが運行しています。



図 3-2 当町内を運行する民間バス路線図

表 3-1 町内を運行する公共交通の運行状況

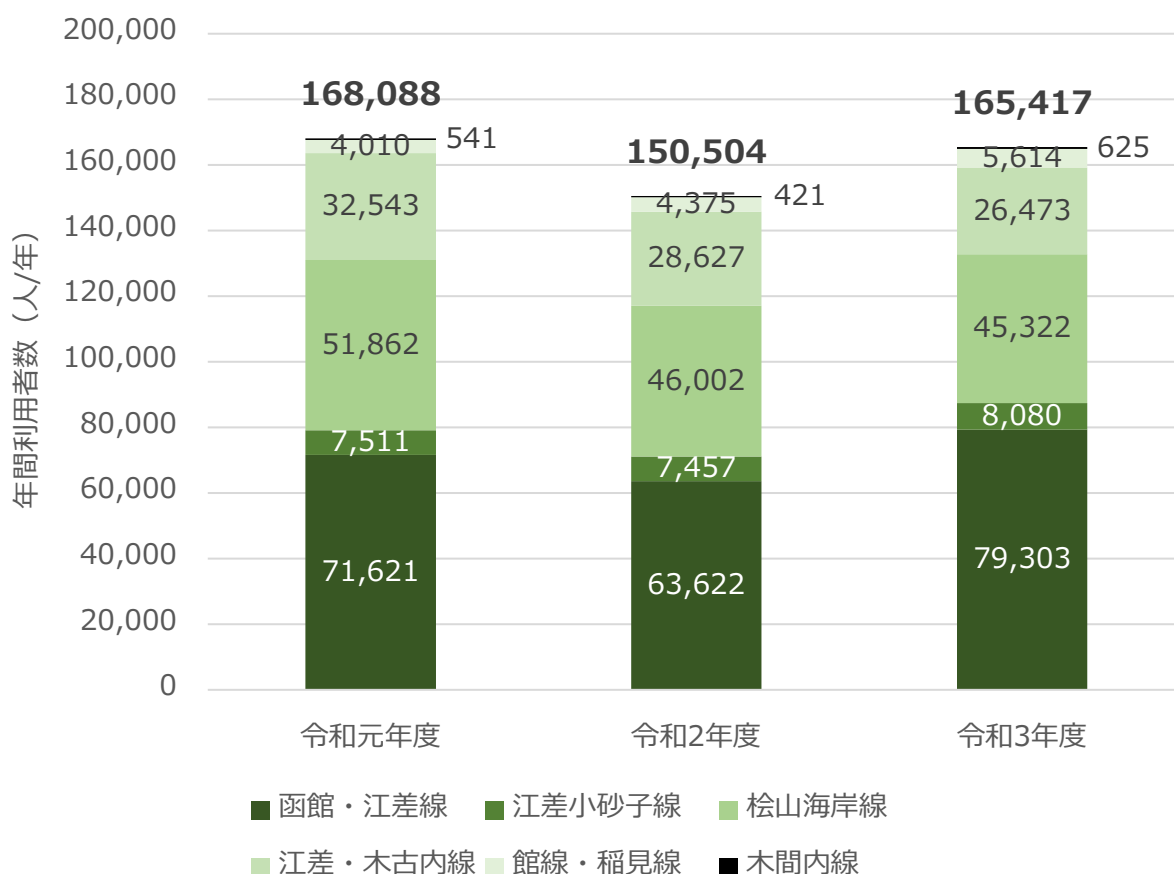
交通機関名		運行区間			運行便数
民間 バス路線	函館・江差線 (610 系統)	江差ターミナル	→	函館バスセンター	5 便
		函館バスセンター	→	江差ターミナル	5 便
	江差小砂子線 (621 系統)	江差ターミナル	→	原口漁港前	3 便
		原口漁港前	→	江差ターミナル	3 便
	江差小砂子線 (622 系統)	江差ターミナル	→	小砂子	1 便
		小砂子	→	江差ターミナル	2 便
	桧山海岸線 (624 系統)	江差ターミナル	→	熊石	6 便
		熊石	→	江差ターミナル	6 便
	江差・木古内線 (631・632 系統)	江差病院前/江差高校前	→	木古内駅前	6 便
		木古内駅前	→	江差病院前/江差高校前	6 便
	館線 (641～644 系統)	江差ターミナル	→	富里	2 便
		富里	→	江差ターミナル	2 便
	館線 (661・662 系統)	江差ターミナル	→	東部館	2 便
		東部館	→	江差ターミナル	2 便
	稲見線 (651～653 系統)	江差ターミナル	→	稲見	2 便
		稲見	→	江差ターミナル	2 便
	木間内線 (663 系統)	上木間内	→	江差ターミナル	1 便
ハイヤー事業		町内を発地、着地のいずれかとする、予約に応じて自宅と目的地間などをドア・トゥ・ドアで運行			-
フェリー ※ゴールデンウィーク及び夏期の期間 1 日各 2 便を運行		江差港	→	奥尻港	1 便
		奥尻港	→	江差港	1 便
福祉有償運送		身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に運行			-
福祉バス		老人クラブ等の地域のコミュニティ活動に活用			-
生涯学習バス		社会教育及び学校教育活動に関する研修時に活用			
事前予約制乗合タクシー		町北部の「船越、鰾川神社前、鰾川西、旧朝日小学校、万寿山、小黒部バス停」を結ぶ区間を運行			
スクールバス		町内の小中学生を対象に、江朝日便、日明便、柳崎便の 3 系統を運行			3 便



(I) 民間バス路線

(I)-i 年間利用者数の推移

当町の民間バス路線は、函館バス株式会社により、7路線16系統が運行されており、令和3年度実績で年間利用者数165,417人であり、その利用者数は年々減少傾向となっています。特に利用者数が少ない路線は、当町と厚沢部町間を運行する館線・稲見線・木間内線であり、抜本的な見直しも含め再編を行う必要性があります。



出典：函館バス株式会社

図 3-3 民間バス路線の年度別利用者数推移



(I)-ii 民間バス路線乗降調査結果概要

令和4年11月1日(火)に、町内を運行している各種公共交通の利用状況の把握に向け、調査員の全便乗り込み調査を行う、民間バス路線乗降調査を実施しました。

乗降調査当日の利用者数は、7路線15系統の合計で592人/日、うち高校生の利用は126人/日でした。特に、江差・小砂子線及び館線、稲見線、木間内線の利用者数が他路線と比較し、少ない傾向にあります。

表 3-2 各路線・系統の1日の利用者数

路線	起点	→	終点	便数	利用者数	内 高校生
函館・江差線 610 系統	江差ターミナル	→	函館バスセンター	5	235	36
	函館バスセンター	→	江差ターミナル	5		
江差・小砂子線 621 系統	江差ターミナル	→	原口漁港前	3	12	0
	原口漁港前	→	江差ターミナル	3		
江差・小砂子線 622 系統	江差ターミナル	→	小砂子	1	13	3
	小砂子	→	江差ターミナル	2		
桧山海岸線 624 系統	江差ターミナル	→	熊石	6	175	48
	熊石	→	江差ターミナル	6		
江差・木古内線 631 系統、632 系統	江差病院前 /江差高校前	→	木古内駅前	6	110	21
	木古内駅前	→	江差病院前/江差高校前	6		
館線 641～644 系統	江差ターミナル	→	富里	2	15	12
	富里	→	江差ターミナル	2		
館線 661 系統、662 系統	江差ターミナル	→	東部館	2	17	0
	東部館	→	江差ターミナル	2		
稲見線 651～653 系統	江差ターミナル	→	稲見	2	12	3
	稲見	→	江差ターミナル	2		
木間内線 663 系統	上木間内	→	江差ターミナル	1	3	3





①バス利用者の属性や移動状況、利用目的

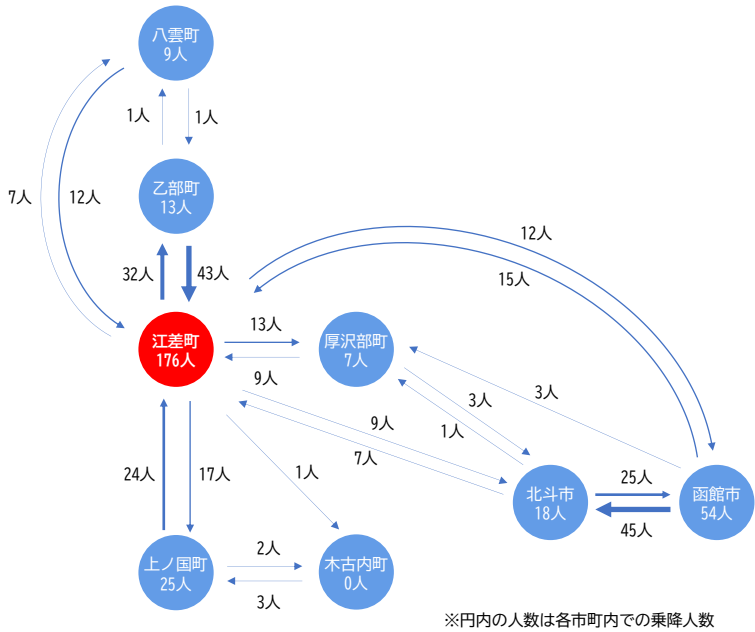
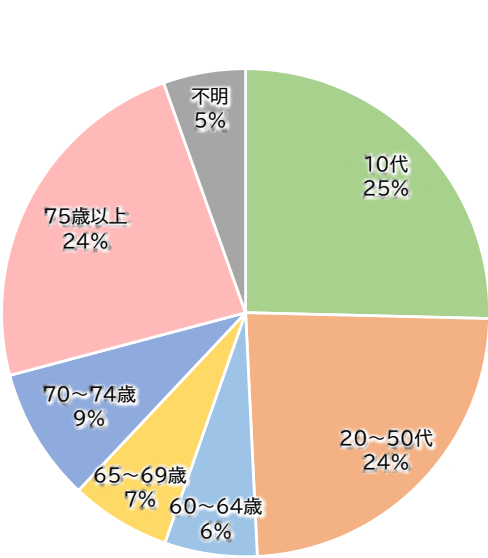


図 3-4 バス利用者全体の年齢層

図 3-5 自治体間の移動状況

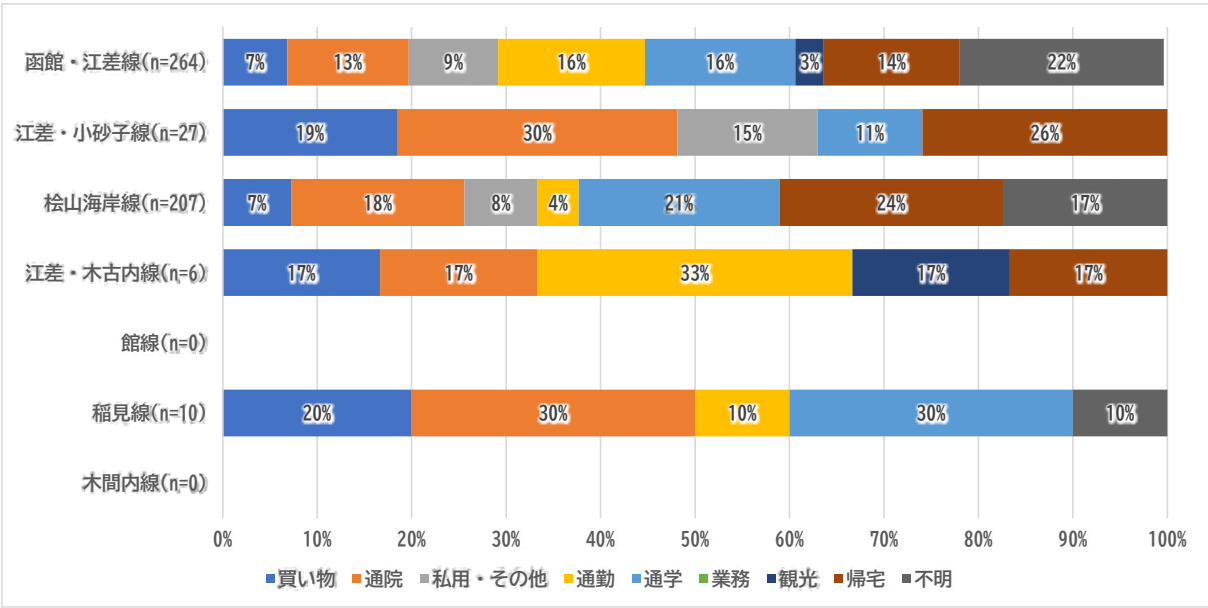


図 3-6 路線別利用目的





②系統別の利用状況

系統別に利用者数を整理すると、館線及び稲見線においては、極端に利用者数が少ない状況です。このような状況に加え、経年的に利用者数も少ない状況を踏まえ、館線及び稲見線、木間内線など、当町と厚沢部町間を結ぶ路線は、他路線と比較し、極端に利用者数が少ない傾向にあることから、1便当たりの輸送量の向上など、より効率的な公共交通ネットワークの確保の観点での見直しが必要であることが考えられます。

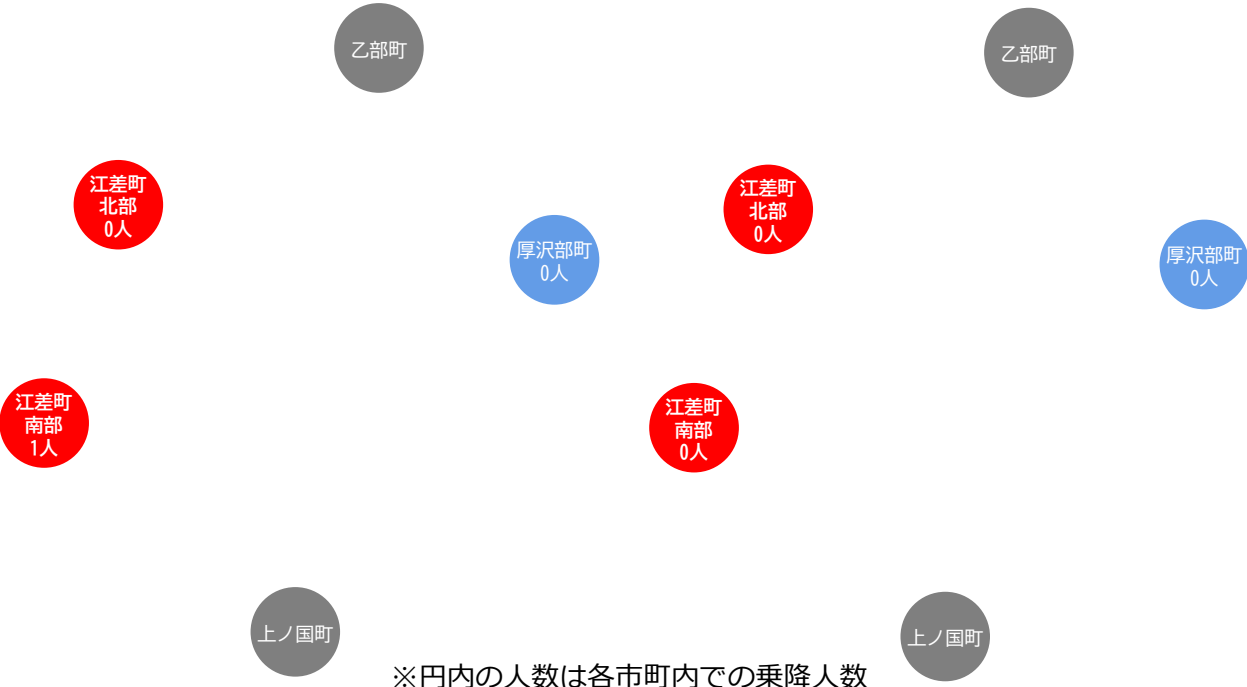


図 3-3 館線 (641 系統) の OD 図

図 3-3 稲見線 (652 系統) の OD 図

Keyword (課題)

- ・ 利用者が極端に少ない路線の抜本的な見直し

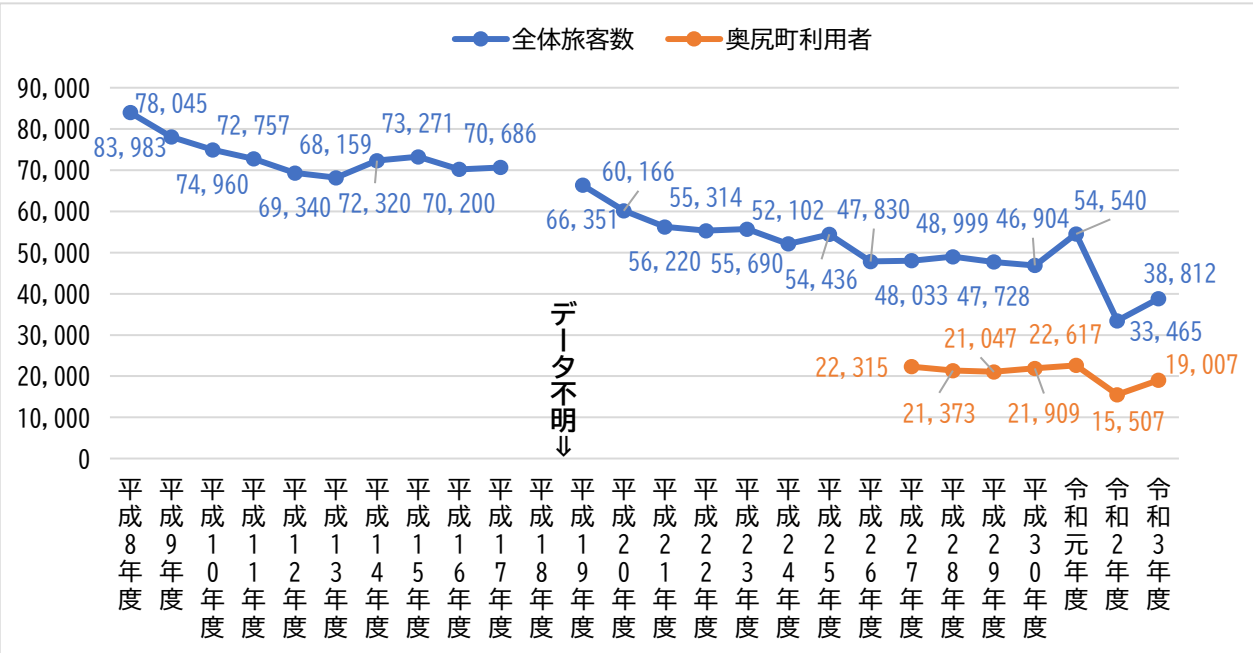




(II) フェリー

当町と奥尻町を結ぶ航路として、ハートランドフェリー株式会社により、江差～奥尻島航路が運航されています。江差～奥尻島航路は主に奥尻町民が函館市への通院等の目的で利用されていますが、当町を含む桧山管内を来訪する観光客が奥尻島まで移動する手段としても重要な公共交通の1つとなっています。

また、奥尻町民が函館市まで通院等の目的で移動する際は、江差港フェリーターミナルを起点とする檜山・渡島管内での移動となりますが、通院帰りなどに奥尻町民が当町内で公共交通を利用して買い物などを行う場合、フェリーと民間バス路線の接続性などの関係から、当町内での生活移動が不便な状況となっているため、当町内で気軽に買い物などの生活移動が可能となる移動手段の確保を検討することが必要です。



出典：ハートランドフェリー株式会社

図 3-7 江差～奥尻島航路の年度別利用者数推移

	函館方面行き		函館方面帰り
奥尻港発	7 : 00	函館バスセンター発	6 : 44
↓	↓	↓	↓
江差港着	9 : 10	姥神町フェリー前着	9 : 08
待ち時間	2 : 02	待ち時間	2 : 52
姥神町フェリー前発	11 : 12	江差港発	12 : 00
↓	↓	↓	↓
函館バスセンター着	13 : 38	奥尻港着	14 : 10

図 3-8 フェリー1 便運航時のフェリーと民間バス路線の接続状況

Keyword（課題）

・フェリーと民間バス路線の待ち時間の有効活用方策の検討



(III) ハイヤー事業

当町のハイヤー事業は、有限会社松山ハイヤー 1 社が運行を担っており、車両台数 7 台（小型車両 5 台、9 人乗り車両 2 台）、運転手 6 人で運行を行っています。

令和 3 年度実績（6 月・12 月・2 月）の平均値では、1 か月当たり 1,014 人の利用であり、買い物や通院などの生活移動で利用されています。特に利用が多い区間では、市街地内での利用であり、次いで市街地と柳崎地区がある北部間での移動が多くなっています。

一方で、有限会社松山ハイヤーでは運転手不足が深刻化しており、常時 2～3 台体制での運行維持に努めておりますが、町外への長距離運行等の関係から 1 台体制になってしまう時間帯も発生しています。

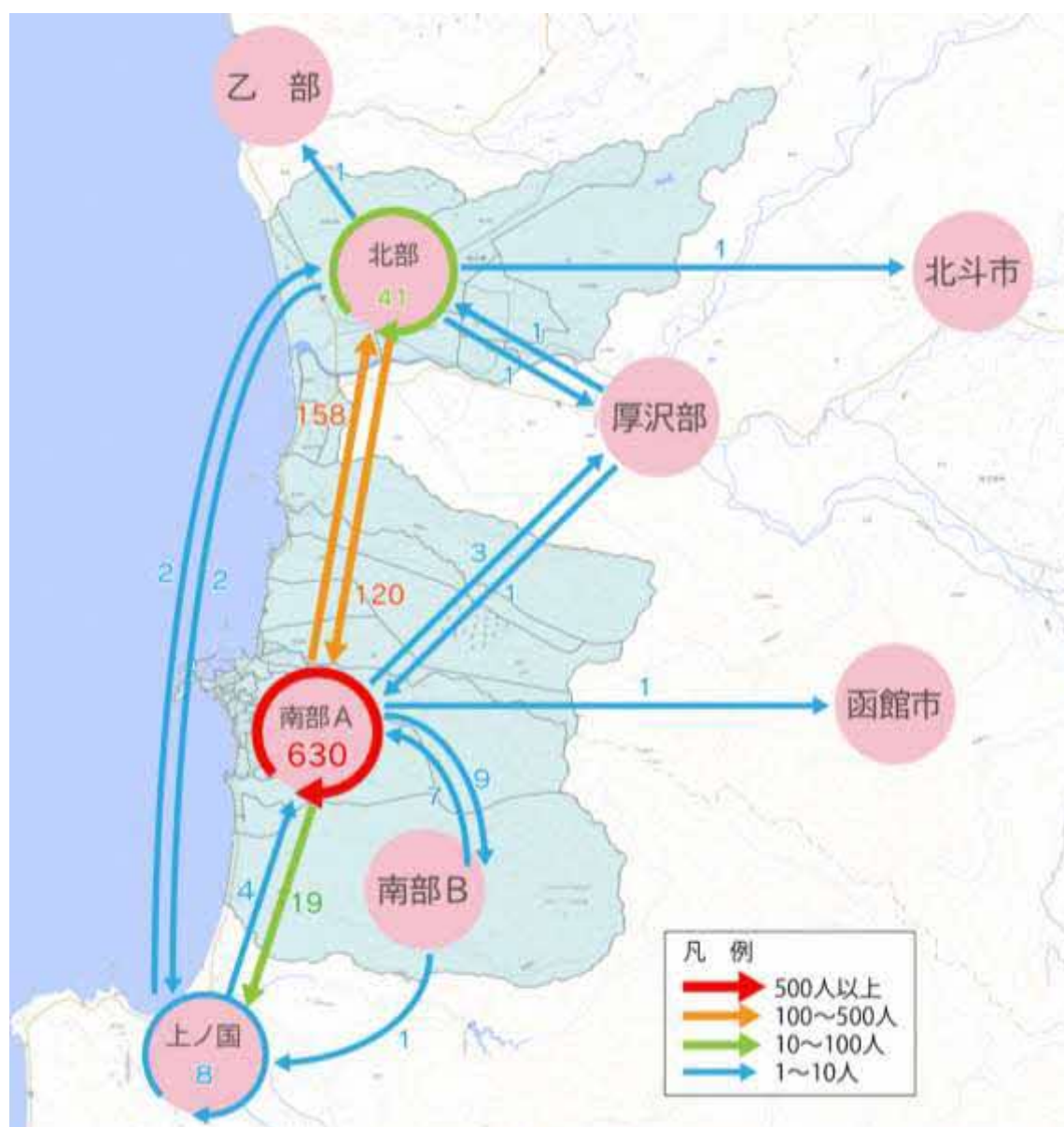


図 3-9 ハイヤー事業の 1 か月当たりの利用区間

Keyword (課題)

・ハイヤー事業による利便性の確保と運営効率化に向けた取組の検討

(IV) その他

(IV)-i 福祉有償運送

当町内の福祉有償運送は、当町を含め 4 事業者で運行しており、身体障がい者等の移動の足を確保しています。

一方で、江差町社会福祉協議会や医療法人道南勤労者医療協会（ヘルパーステーションゆいっこ）においては、近年の燃料費の高騰などの影響から、今後事業継続が困難となるおそれがあるため、運賃設定の見直しなどについて検討することが必要です。

また、NPO 法人南松山在宅福祉支援ゆいも含めた福祉有償運送事業者は、運転手不足が深刻化しており、担い手確保の観点からも事業継続に向けた取組を検討することが必要です。

表 3-3 当町内の福祉有償運送事業者の状況

事業者名	江差町	江差町社会福祉協議会	医療法人道南勤労者医療協会	NPO 法人南松山在宅福祉支援ゆい
運送旅客の範囲	・要介護者又は要支援者に該当しない、公共交通機関を利用して外出することが困難な車椅子生活者及び身体に障がいがある者等	・身体障がい者 ・精神障がい者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者 ・その他障がい者	・身体障がい者 ・精神障がい者 ・知的障がい者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者 ・その他障がい者	・身体障がい者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・その他障がい者
車両数	・兼用車 1 台	・車いす車 2 台 ・兼用車 2 台 ・セダン等 6 台	・車いす車 1 台 ・セダン等 1 台	・セダン等 4 台

(IV)-ii 福祉バス

町民の老人クラブ等地域のコミュニティ活動の支援を一環で、福祉バス（40 人乗りバス 1 台、20 人乗りバス 1 台）を運行させており、年間 1,000 人程度の町民が福祉バスを利用しています。

表 3-4 福祉バスの概要

利用対象	老人クラブや町内会、福祉関係の研修など団体での利用
利用方法	使用日の 10 日前までに申請書の提出が必要
委託先	・ 40 人乗りバス：函館バス株式会社 ・ 20 人乗りバス：高齢者事業団

(IV)-iii 生涯学習バス

町民の社会教育及び学校教育活動に関する研修時の移動支援として、生涯学習バスを運行させており、年間 3,000 人以上の町民の支援を行ってきましたが、令和 2 年度以降においては新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大きく減少しています。

表 3-5 生涯学習バスの運行状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運行回数	139 回	187 回	79 回	90 回
実稼働日数	121 日	158 日	76 日	80 日
乗車延人数	3,799 人	4,814 人	1,253 人	1,535 人

(IV)-iv 事前予約制乗合タクシー

当町の中での広く公共交通空白地域が広がる町北部において、北部居住者の移動の足を確保すること目的に、事前予約制の乗合タクシーを運行させています。

年間の利用者数は 100 人超であり、北部居住者のうち、自家用車を運転することができず最寄りのバス停までの移動も困難な町民の足の確保として一定の役割を担っているものの、利用者数は減少傾向となっていることから、町民の移動実態に即したサービスの見直しが必要です。

表 3-6 事前予約制乗合タクシーの運行状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運行回数	113 回	134 回	104 回	68 回
利用者数	125 人	153 人	121 人	81 人
月平均利用者数	10.42 人/か月	12.75 人/か月	10.08 人/か月	6.75 人/か月



(IV)-v スクールバス

当町の中で、小中学校が閉校となった旧朝日小中学校区及び旧日明小中学校区に居住する児童・生徒の通学の足の確保を目的に、町立江差北小学校及び町立江差北中学校までのスクールバスを3路線運行させています。

小中学校が廃校となった地域に居住する児童・生徒の重要な移動手段として今後も確保し続ける一方で、スクールバス運行に要している経費は年々増加の一途を辿っていることから、今後はスクールバス運行の最適化も検討していくことが必要です。

表 3-7 スクールバスの運行概要

対象者	旧朝日小中学校区及び旧日明小中学校区に居住する児童・生徒
路線数	3 路線（旧朝日小中学校区 1 路線、旧日明小中学校区 2 路線）
運行台数	大型バス 3 台、ジャンボハイヤー 1 台
委託先	函館バス株式会社、有限会社桧山ハイヤー

Keyword（課題）

- ・福祉有償運送事業の継続化に向けた取組の検討
- ・スクールバス運行の最適化の検討



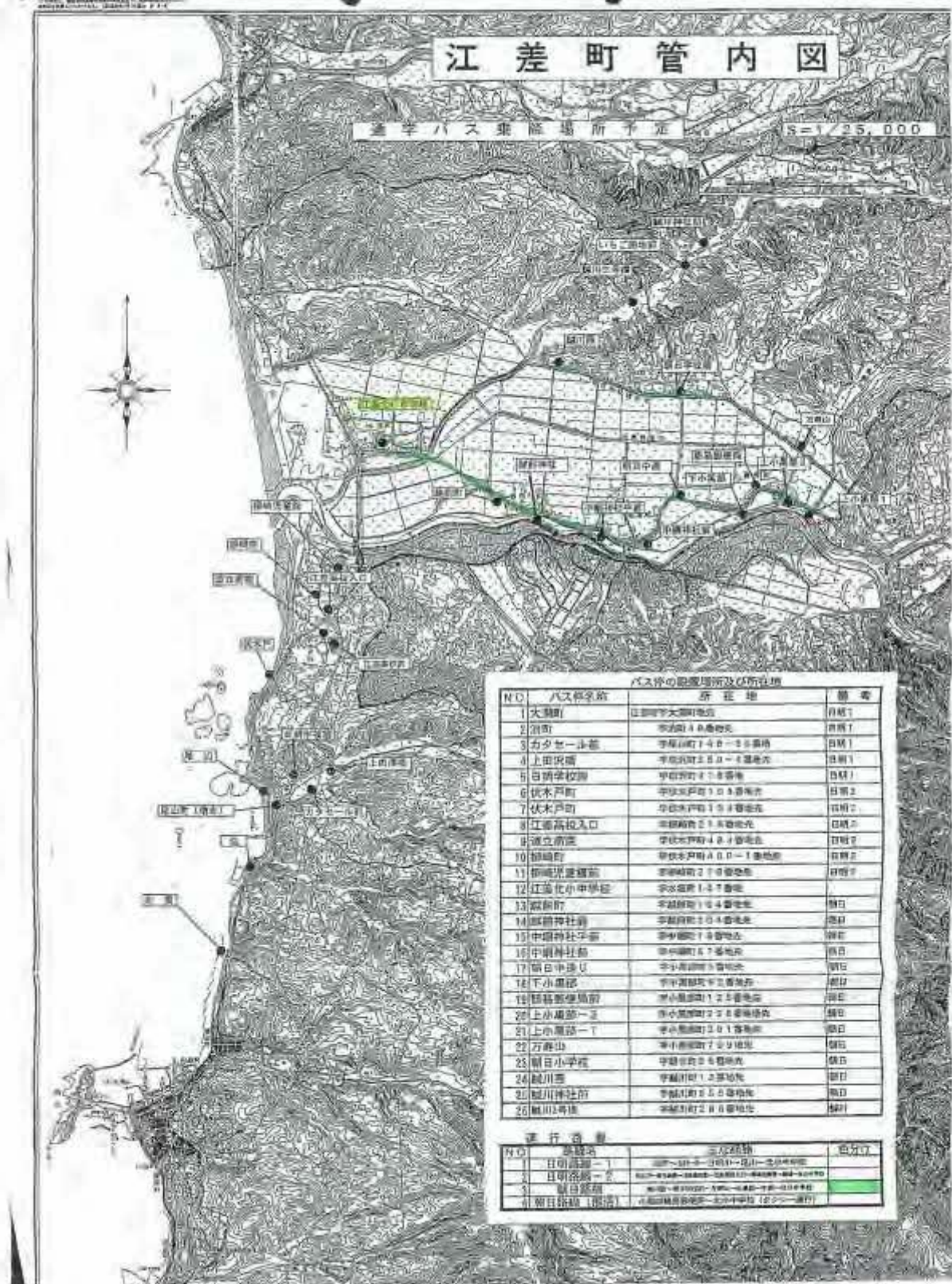


図 3-10 スクールバス（旧朝日小中学校区）路線図

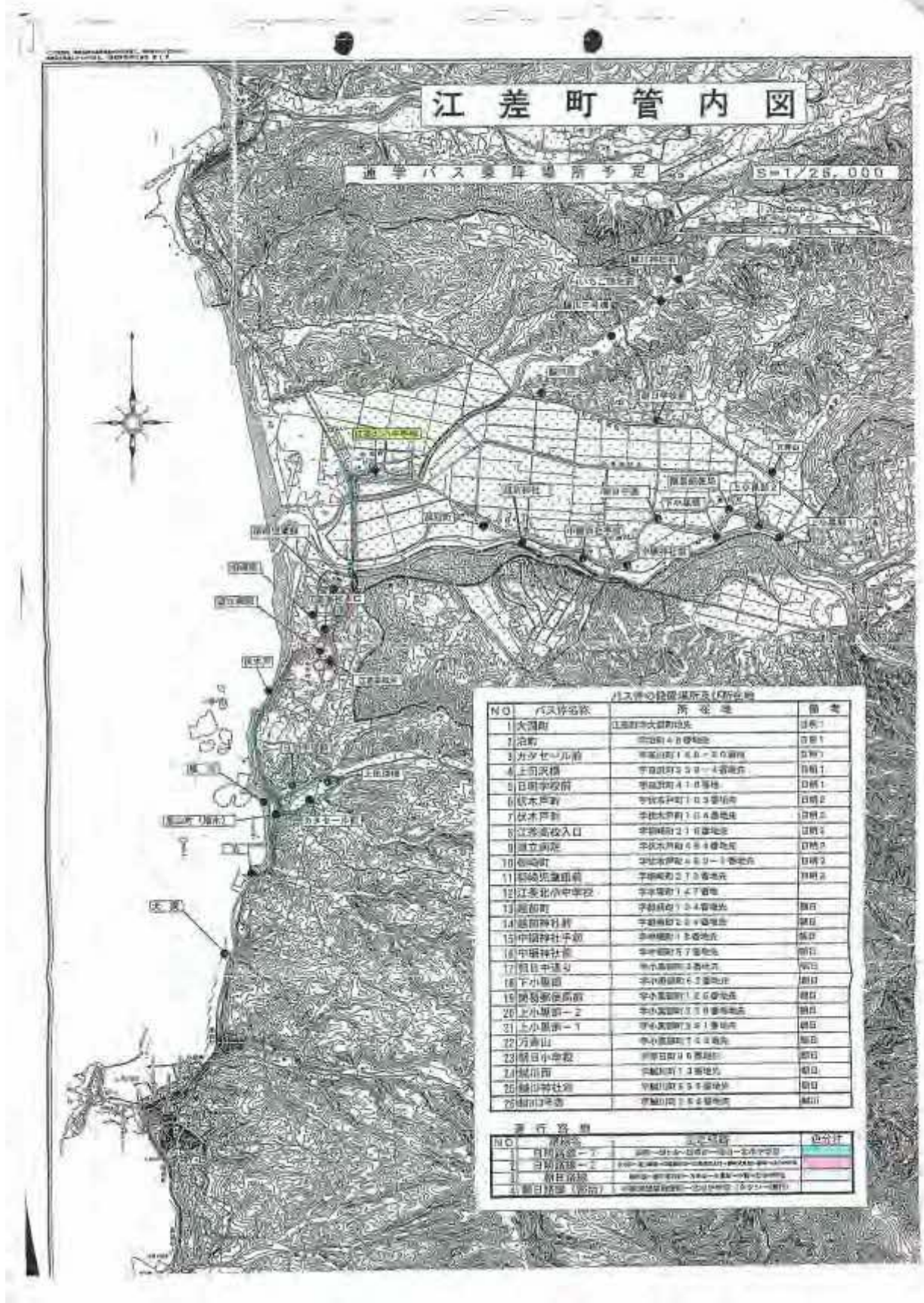
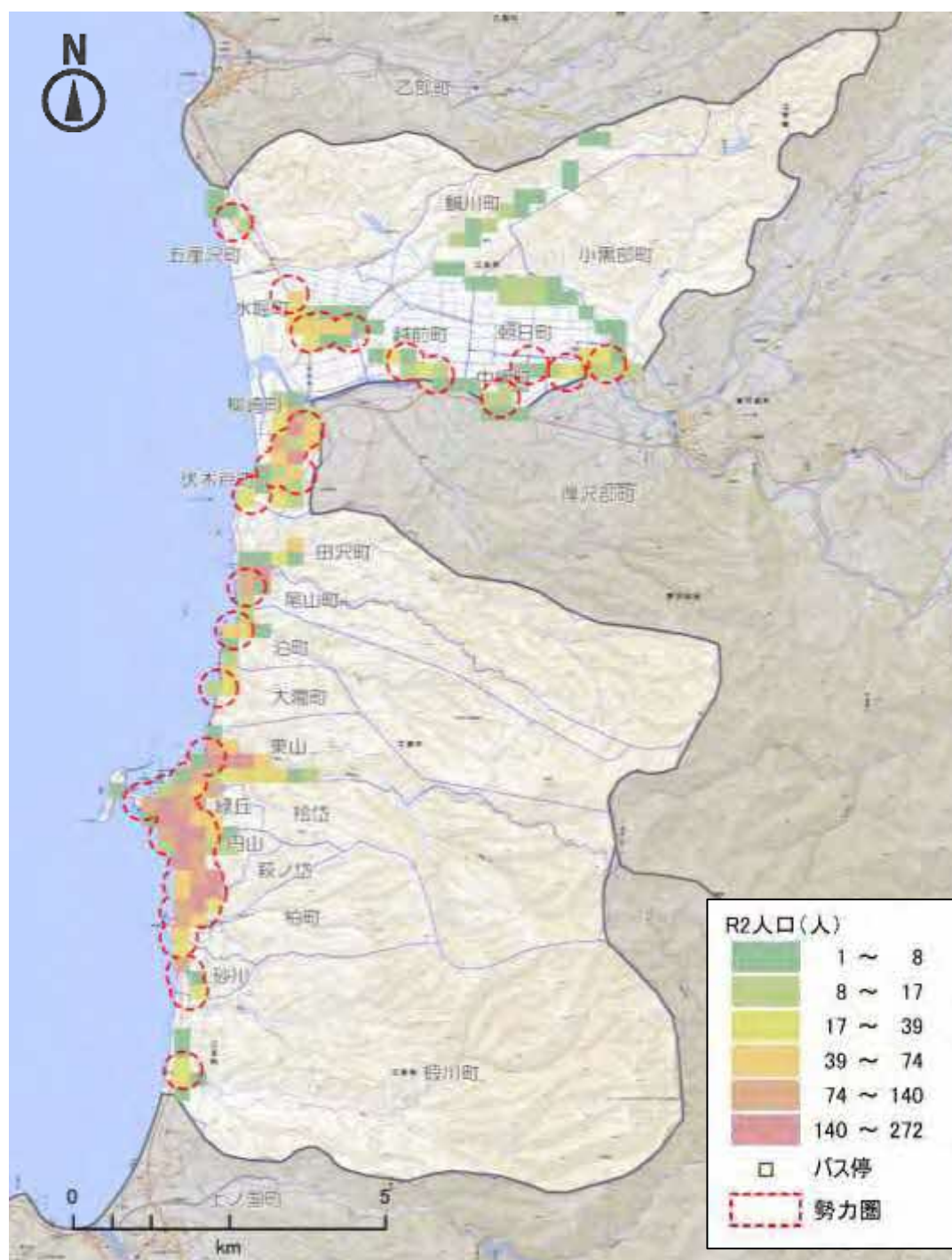


図 3-11 スクールバス（旧日明小中学校区）路線図

3.3 交通空白地域の整理

(I) 交通空白地域の状況

当町の交通空白地域（函館バス株式会社のバス停から半径 300m 以上離れた地域）の状況を整理すると、当町の市街地にあたる下町地区（新栄町・愛宕町・豊川町・東山・絵岱・中歌町・姥神町・津花町）において、交通空白地域の居住人口が多くなっています。また、下町地区と商業施設等が集積する柳崎との間に位置する日明地区（大淵町・泊町・尾山町・田沢町・伏木戸町）において、バス停間の間に位置する居住地が交通空白地域となっています。



出典：令和2年度国勢調査

図 3-12 交通空白地域の状況

当町の北部（柳崎町・水堀町・五厘沢町・越前町・中網町・小黒部町・朝日町・鯨川町）においても交通空白地域が広く分布しておりますが、函館バス株式会社の路線が運行していない地域においては、事前予約制乗合タクシーが運行しており、函館バス株式会社の路線と乗合タクシーが補完する関係性で地域の足を確保している状況です。

表 3-8 交通空白地域への居住状況

	五勝手	上町	下町	日明	北部	合計
人口総数 (人)	1,248	2,113	1,621	1,034	1,412	7,428
交通空白地域人口 (人)	1,113	1,967	802	564	1,006	5,452
交通空白地域人口割合 (%)	89.2	93.1	49.5	54.5	71.2	73.4

Keyword (課題)

・交通空白地域への対応



(II) 到達圏分析

函館バス株式会社のバス停位置と当町に立地している主要な施設の位置図を整理したところ、医療機関においては、4施設中3施設がバス停から100m圏内に立地し、高齢者等においてもバス停から徒歩で施設までストレスなくアクセスすることが可能と考えられます。

一方で、町民の日常生活を支える上で重要な集客施設となる商業施設においては、フードセンターブテン江差店やラルズマート江差店、サツドラ江差柳崎店が、バス停から100m以上離れた箇所に立地するとともに、金融機関においては100m圏内に立地している施設は1か所もなく、高齢者等の徒歩で移動するのが困難な方にとっては、アクセスしづらい位置関係にあります。

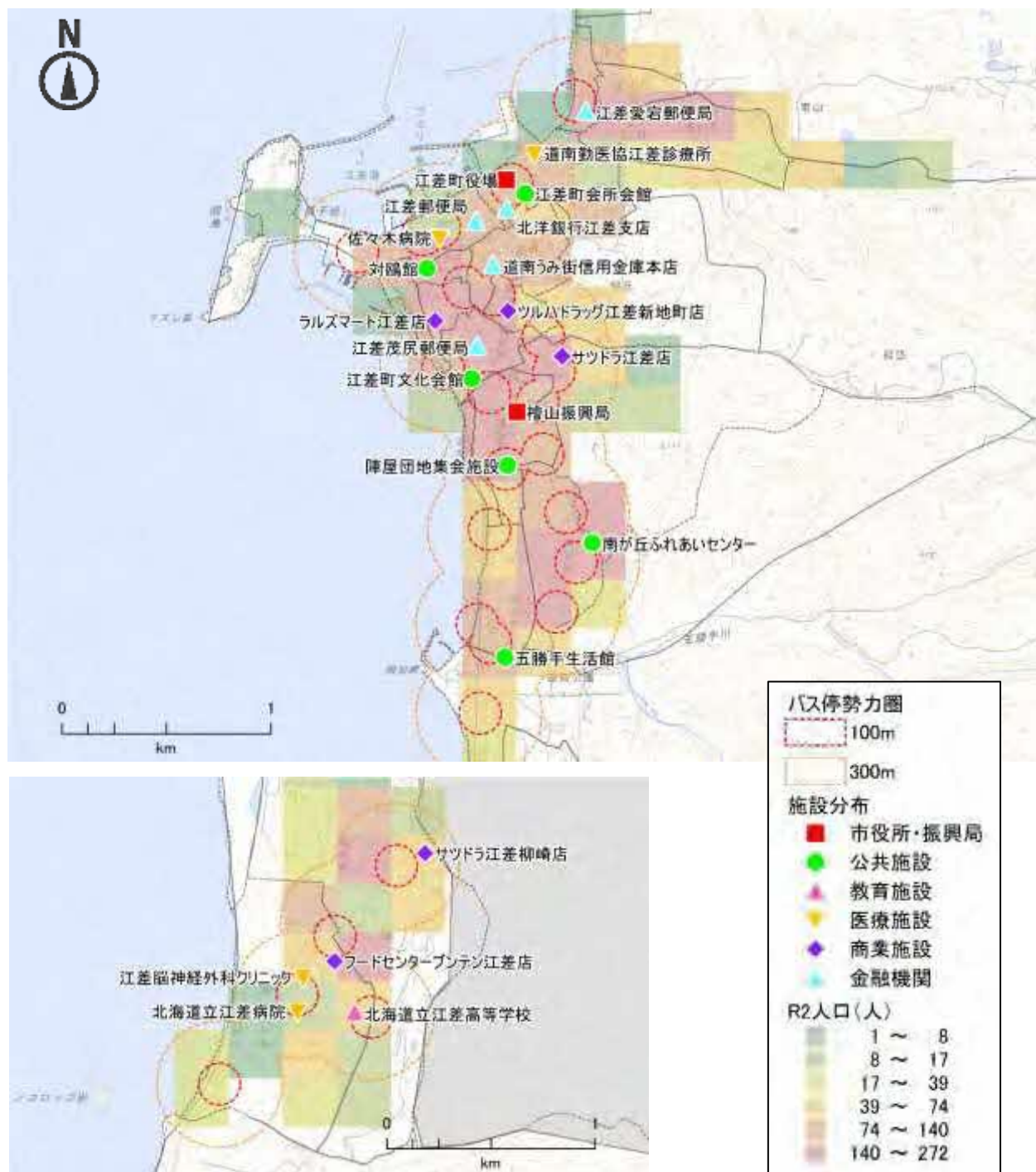


図 3-13 バス停位置と生活関連施設の位置状況

表 3-9 バス停圏と生活関連施設の立地状況の整理

生活関連施設	施設名称	100m圏	300m圏
医療機関	北海道立江差病院	○	○
	道南勤医協江差診療所	-	○
	江差脳神経外科クリニック	○	○
	佐々木病院	○	○
商業施設	フードセンターステン江差店	-	○
	ラルズマート江差店	-	○
	サツドラ江差店	○	○
	サツドラ江差柳崎店	-	○
	ツルハドラッグ江差新地町店	○	○
公共施設	江差町役場	○	○
	檜山振興局	-	○
	泊生活館	-	-
	対鷗館	-	○
	陣屋団地集会施設	○	○
	五勝手生活館	○	○
	江差町会会館	-	○
	水堀コミュニティセンター	-	-
	南が丘ふれあいセンター	-	○
	江差町文化会館		
教育施設	北海道立江差高等学校	○	○
金融機関	江差郵便局	-	○
	江差愛宕郵便局	-	○
	江差茂尻郵便局	-	○
	江差尾山郵便局	-	○
	道南うみ街信用金庫本店	-	○
	北洋銀行江差支店	-	○

Keyword（課題）

・高齢者等の公共交通の主な利用者層が気軽に移動できる環境整備



3.4 公共交通関連財政支出の整理

(I) 当町における公共交通事業経費の予算状況

当町では、町民の日常生活における移動支援として、全 9 事業を展開しており、支出している全体経費として、予算額として年間 5,000 万円超の経費を支出しています。うち、半数以上は通学支援や高齢者等の移動支援に係る事業に支出していますが、いずれも利用目的は限定的な事業となっています。

今後、ますます進行することが予想される高齢化やニーズの多様化等を勘案し、移動を必要とする方のニーズに即した移動支援策の実施に向け、交通に要する経費の最適化（必要な事業に必要な分の経費を支出）を行うことが必要です。

表 3-10 当町における公共交通事業経費の予算状況

(千円)

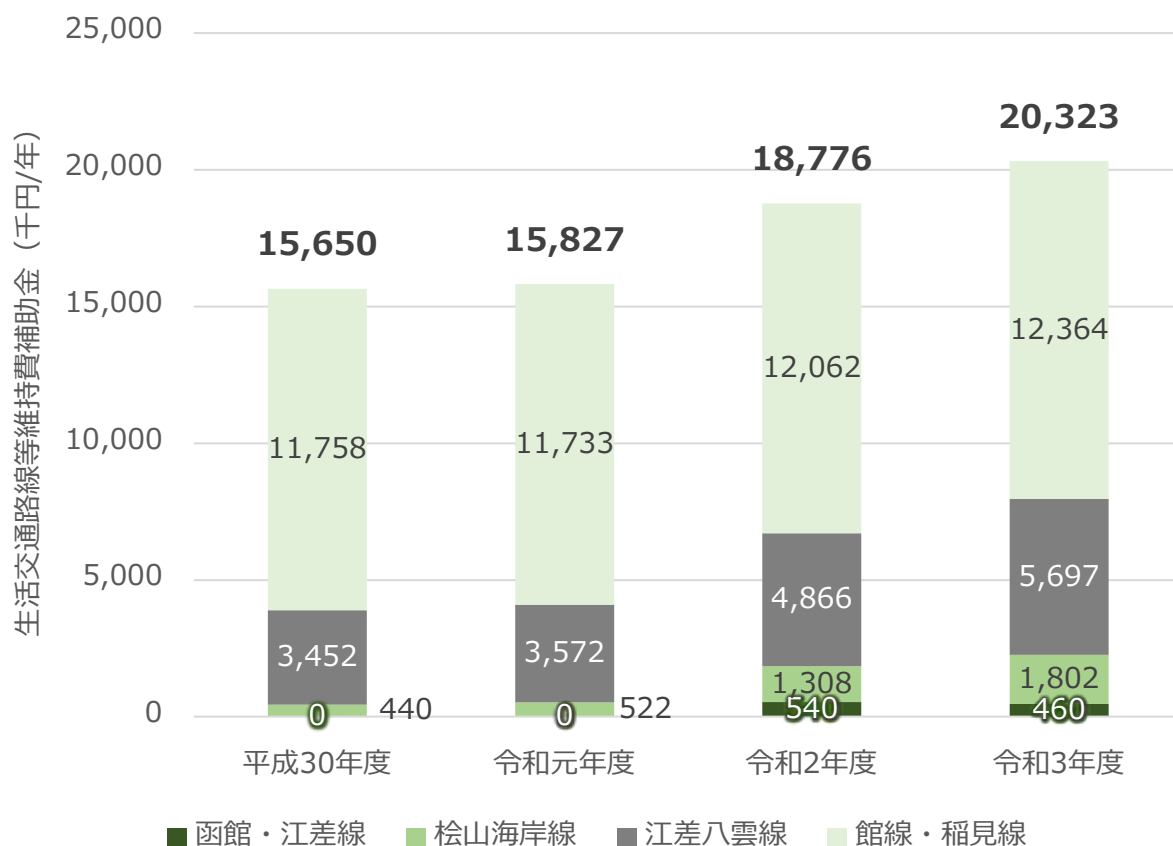
事業名等	概要	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度
生活交通路線等維持費補助	函館バス株式会社に対する生活路線バス運行に係る補助	15,650	15,827	18,776	20,323
乗合タクシー運行	公共交通空白地域である町北部における事前予約制乗合タクシーの運行	365	458	364	238
高齢者交通費助成	65 歳以上の高齢者等を対象とした町内バス利用への運賃半額助成券の交付	3,086	3,114	3,143	3,143
福祉バス運行	老人クラブ等地域のコミュニティ活動に活用	2,742	2,929	1,496	1,883
高齢者等外出支援サービス事業	外出が困難な町民を移送車両の機能訓練車にて送迎し自立した日常生活を支援するサービス	479	442	284	262
福祉タクシー助成	身体障がいのある方などへのタクシー券の交付	346	419	414	540
スクールバス運行委託（小学校）	江差北小学校の遠距離通学となった児童のためのバス運行	12,096	12,613	14,167	14,010
スクールバス運行委託（中学校）	江差北中学校の遠距離通学となった生徒のためのバス運行	12,190	12,930	14,989	15,318
生涯学習バス管理	社会教育及び学校教育活動に関する研修時に使用する生涯学習バスの運行管理	3,285	2,340	2,228	3,053
合計		50,239	51,072	55,861	58,770

(II) 生活交通路線等維持費補助の内訳

生活交通路線等維持費補助の内訳を整理すると、当町内を運行する路線の中で、最も利用者数が多い函館・江差線及び次いで利用者数が多い桧山海岸線においては、近年の人件費や燃料費の高騰などの影響から、令和2年度以降、補助の発生あるいは増額を行っておりますが、町民をはじめとする広域的な移動支援として欠かせない路線であることから、今後も継続的な路線維持に向けた支援を行う必要があります。

一方で、当町内を運行する路線中でも比較的用户数が少ない館線・稲見線においては、年間利用者数約5,000人（44人/日、7.3人/便）に対して、年間1,200万円以上の費用負担を行っており、運行効率の観点からも早急な見直しが必要な路線であると考えられます。

なお、館線・稲見線に次いで費用負担が大きくなっていた江差八雲線については、令和3年9月30日を以って、路線廃止となっているほか、当町内を運行する路線の中でも最も利用者数が少ない木間内線については、当町としての費用負担が発生しておらず、近隣町である厚沢部町単独補助となっています。



出典：函館バス株式会社

図 3-14 生活交通路線等維持費補助の内訳及び推移

Keyword（課題）

・交通経費の最適化に向けた路線見直し



3.5 当町内を運行する公共交通で補完すべきターゲット

当町内を運行する路線バス等の各種移動手段の主な利用者や関係機関・関係者への聞き取りから見えてきた、当町内を運行する公共交通で補完すべきターゲットについて、以下に整理します。

表 3-11 町内を運行する移動手段と利用者属性の整理及びターゲットの整理

○：利用可能 △：利用制約の可能性有 ×：利用不可 or 利用しない	学生	一般	高齢者	要介護・要認定	観光客	島民	課題
路線バス (町内移動)	○	○	○	△	○	○	・坂道等の関係でバス停までのアクセスが困難 ・フェリーとの乗継時間が長い
路線バス (町外移動)	○	○	○	△	○	○	・運行キロが長く、所要時間が長いため、通学利用は困難 ・坂道等の関係でバス停までのアクセスが困難 ・フェリーとの乗継時間が長い
ハイヤー	○	○	○	△	○	○	・バス交通と比較して運賃が高い ・乗務員不足
福祉有償運送	×	×	×	○	×	×	・運賃が安く、運営継続が困難 ・担い手不足の関係から事業継続が困難
おでかけ サポート事業	×	×	×	○	×	×	-
フェリー事業	○	○	○	△	○	○	・奥尻島内の宿泊施設の不足 ・燃料高騰などにより、運営維持が困難
課題	・路線バスの定期券代が高いなどの影響から家族による送迎を実施	・自家用車への依存が強く、公共交通利用に繋がらない	・非運転者の足の確保が急務	・運送しようとする旅客の範囲の妥当性が不明確	・町内観光施設へのアクセスが不便な施設も存在	・江差町内での公共交通の移動が待ち時間等の関係から不便	■当町内を運行する公共交通で補完すべきターゲット ・学生 ・高齢者 ・観光客 ・島民

出典：R4 年度関係者ヒアリング調査結果



3.6 地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題（ニーズ）

地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題の関係を整理すると、当町の地理的条件を踏まえた最適な交通モードの確保が必要であり、町民が気軽にお出かけでき、かつこれまでのライフスタイルを勘案した公共交通網の構築が必要となっています。一方で、当町としては限られた予算を効率的に運用していくことが求められるため、函館バス株式会社の路線を活かしつつ、そこにアクセスする交通・交流拠点とセットの近距離交通の確保が重要と考えます。

また、高齢者や障がいのある方など、公共交通では賄い切れない需要も存在することから、現在、町内を運行している福祉有償運送事業の継続化に向け、必要な協議・検討の場を設ける必要があると考えています。

加えて、近隣自治体と連携した観光交通の確保やフェリー利用者の更なる利便性向上策の検討も必要な状況です。

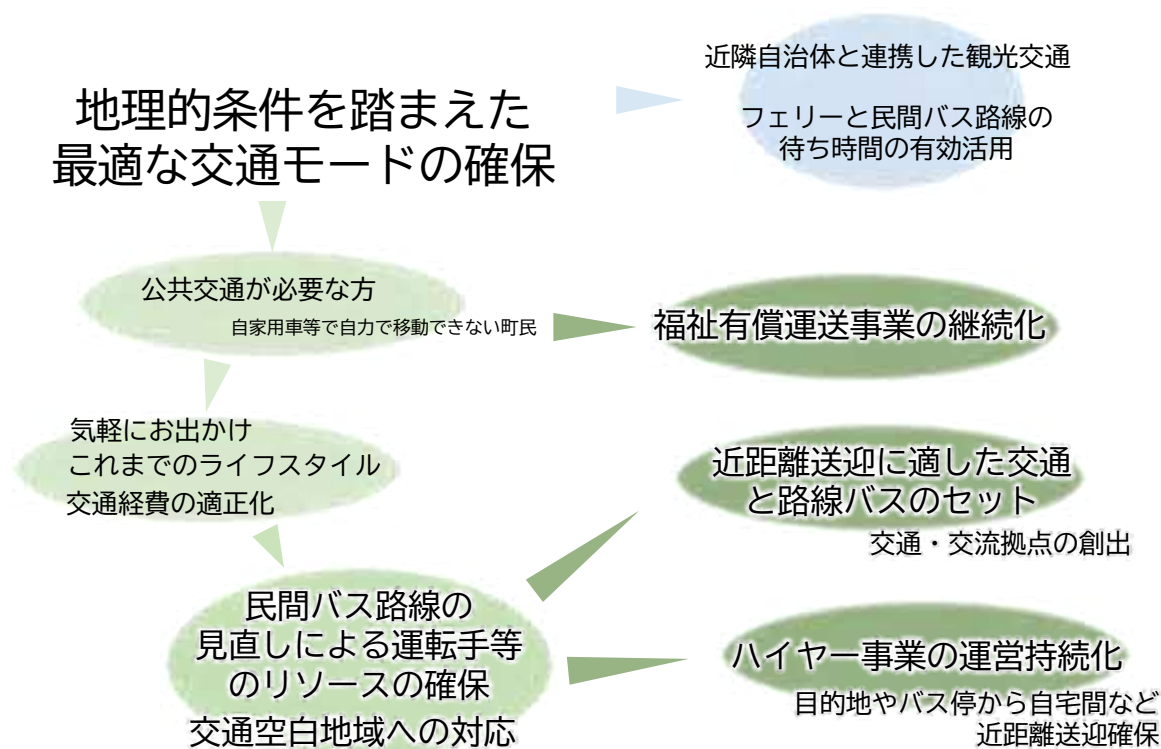


図 3-15 地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題の関係性



第4章 地域公共交通に対するニーズ

4.1 住民ニーズ把握アンケート調査結果

(I) 調査概要

(I)-i 調査目的

町民の生活圏の把握に加え、町民が考えている公共交通に対するニーズを把握することを目的に、町内 1,700 世帯を対象として住民ニーズ把握調査を実施しました。

(I)-ii 調査実施期間

調査実施期間は、令和 4 年 2 月 11 日（金）から 25 日（金）までの計 15 日間と設定しましたが、最終的な取りまとめについては、より多くの町民の意見を収集するため、令和 4 年 3 月 6 日（日）までの回収分を活用しています。

(I)-iii 調査対象及び調査方法、回収率

調査対象は、当町に居住する 15 歳以上の町民（1,700 世帯を無作為抽出）とし、1 世帯あたり 2 票の調査票を配布（1 世帯の場合は 1 票の回答とし、2 人以上の世帯については、公共交通を利用するあるいは利用したい方が優先的に回答）しました。

調査方法は、配布・回収ともに郵送で実施しました。（回収率：35.8%（回収世帯数：605 世帯））

(I)-iv 調査内容

調査内容は、以下に示す通りです。

表 4-1 調査内容一覧

調査項目	内容	ねらい
1.属性	・性別、年齢、職業、居住地 ・免許証及び自動車の保有状況、自動車の運転意向、運転困難時の移動手段、免許証返納により困ること	・年齢や免許証保有状況、地区などの個人属性の把握 ・他項目とのクロス集計による属性ごとの傾向分析に活用
2.日常的な生活状況	・移動手段及び移動先、移動時間等 -通勤・通学、買い物、通院、私用などのお出かけの 4 目的	・現状の生活行動の実態把握 ・「生活圏」及び「医療圏」の把握・分析に活用
3.公共交通に対するニーズ	・普段の移動で困っていること ・運行してほしい公共交通 -その運賃、その利用目的等 ・MaaS 等の利用意向 -スマートフォン等の携帯端末の保有状況、及び利用用途、公共交通予約等のサービス利用意向	・新たな公共交通等の導入に関する検討項目 ・個人属性等とクロス集計により、各地区で導入すべきモードの検討や MaaS 等の利用意向の把握に活用

(II) 調査結果

(II)-i 回答者の属性

《把握できた内容》

- ・回答者の性別は、男性・女性でおおよそ半数の割合
- ・回答者の年代は、65 歳以上の高齢者からの回答が若干多い
- ・運転免許・自動車保有状況は、約 7 割が運転免許及び自動車を保有しており、自動車を保有せず、**自由に移動することができない回答者は約 3 割**
- ・運転免許を返納できない理由として、**タクシーやバス等の公共交通機関が不便**であることが挙げられている
- ・自動車を保有している方で、運転が困難になった際の移動手段としては、**バスの利用が 6 割**で、免許返納で困ることは買い物や通院などの**生活交通に支障が出る**こと

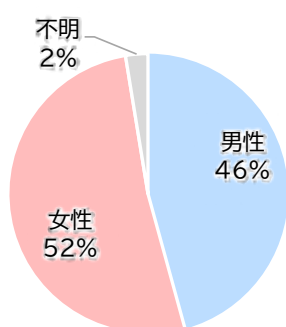


図 4-1 問 1①性別(n=855)

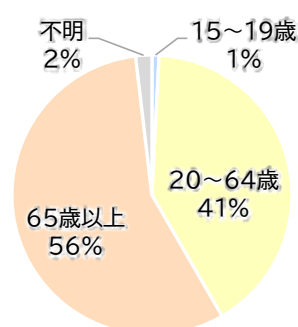


図 4-2 問 1②年齢(n=855)

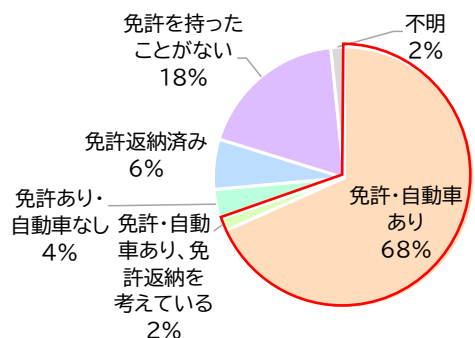


図 4-3 問 4 免許・自動車の保有(n=855)

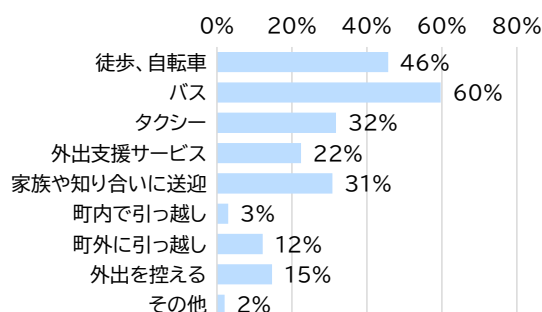


図 4-4 問 6 運転困難時の移動手段(n=598)

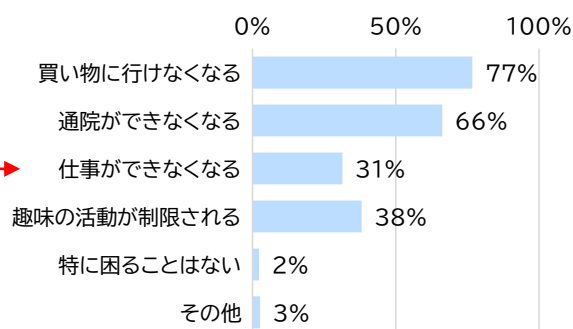


図 4-5 問 7 免許返納により困ること(n=598)



(II)-ii 回答者の生活圏

《把握できた内容》

- ・通勤・通学圏は、**江差町内が約 8 割**
- ・買い物圏についても**約 9 割が江差町内**である一方で、**約 2 割は函館市までの広域的な移動**を行っている

※10 時台に到着する移動が最も多い

- ・通院圏についても**約 8 割が江差町内**である一方で、大規模な病院が立地している**函館市までの広域的な移動を行っている方が約 4 割**と多い

※9 時台に到着する移動が最も多い

- ・私用圏についても**約 7 割が江差町内**である一方で、**函館市までの広域的な移動を行っている方が約 5 割**と多い

※10 時台に到着する移動が最も多い

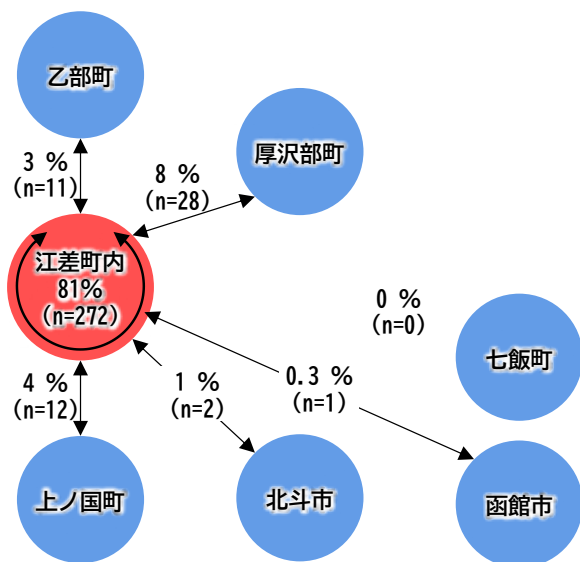


図 4-6 問 8②通学・通勤圏(n=336)

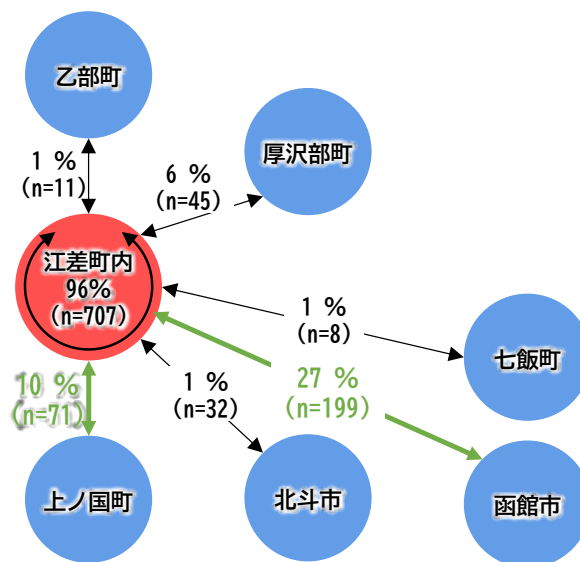


図 4-7 問 9③買い物圏(n=739)

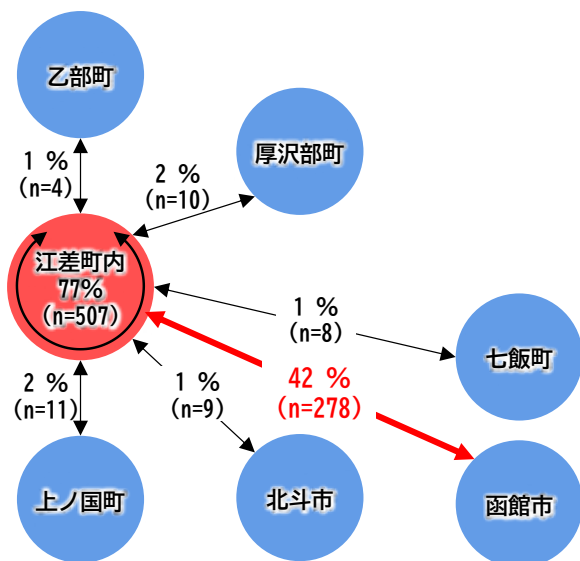


図 4-8 問 10②通院圏(n=657)

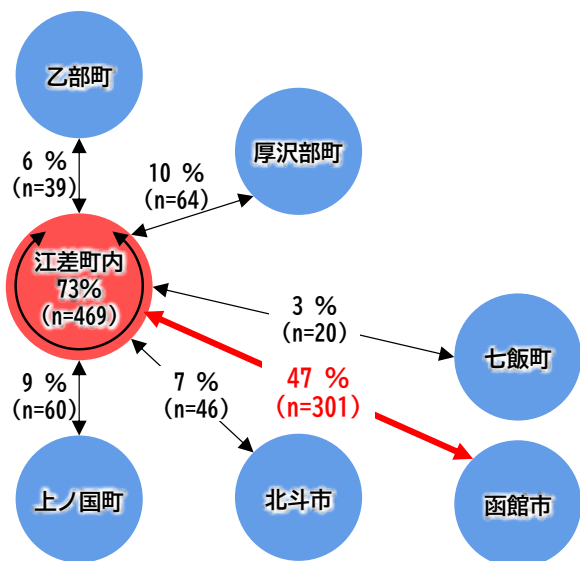


図 4-9 問 11②私用圏(n=642)



(II)-iii 移動で困っていること・運行してほしい交通サービス

《把握できた内容》

- ・移動で困っていることとして、**冬期の運転に不安がある**、との回答が約 3 割と最も多い
- ・その他、運転できず外出機会が制限される、や、近隣住民等で送迎しあう際の交通事故の心配が各 1 割の回答
- ・運転できず外出機会が制限される項目は、15～19 歳及び高齢人口の回答割合が高く、送迎に関する項目は、高齢人口の回答割合が高い
- ・その他の回答内容として、「バス等の公共交通サービスに関する内容」のほか、「冬期除排雪に関する内容」などが挙げられている
- ・新たに運行してほしい交通サービスとしては、**コミュニティバスが約 3 割**である一方で、自宅付近まで来る交通として、**予約運行型バスやタクシーチケットなどの交通支援の割合が各 2 割**の回答
- ・上記、各種交通サービスの導入により、**外出機会が今よりも週に 1 回以上増加**

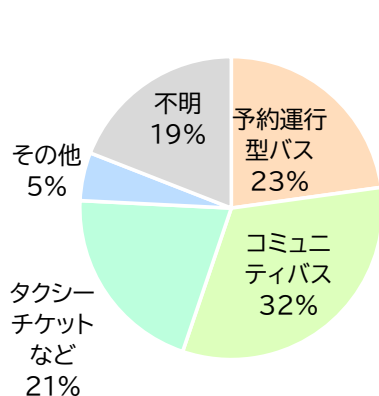


図 4-10 問 15 新たに運行してほしい交通サービス (n=855)

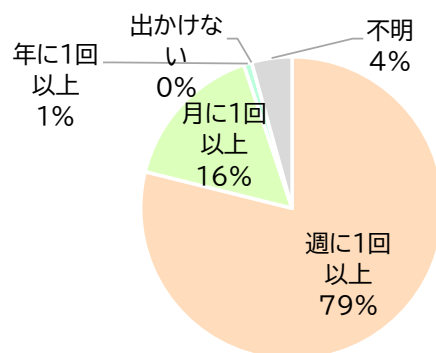


図 4-11 問 18 新たに運行してほしい交通サービスが運行した場合の外出回数の変化 (n=232)



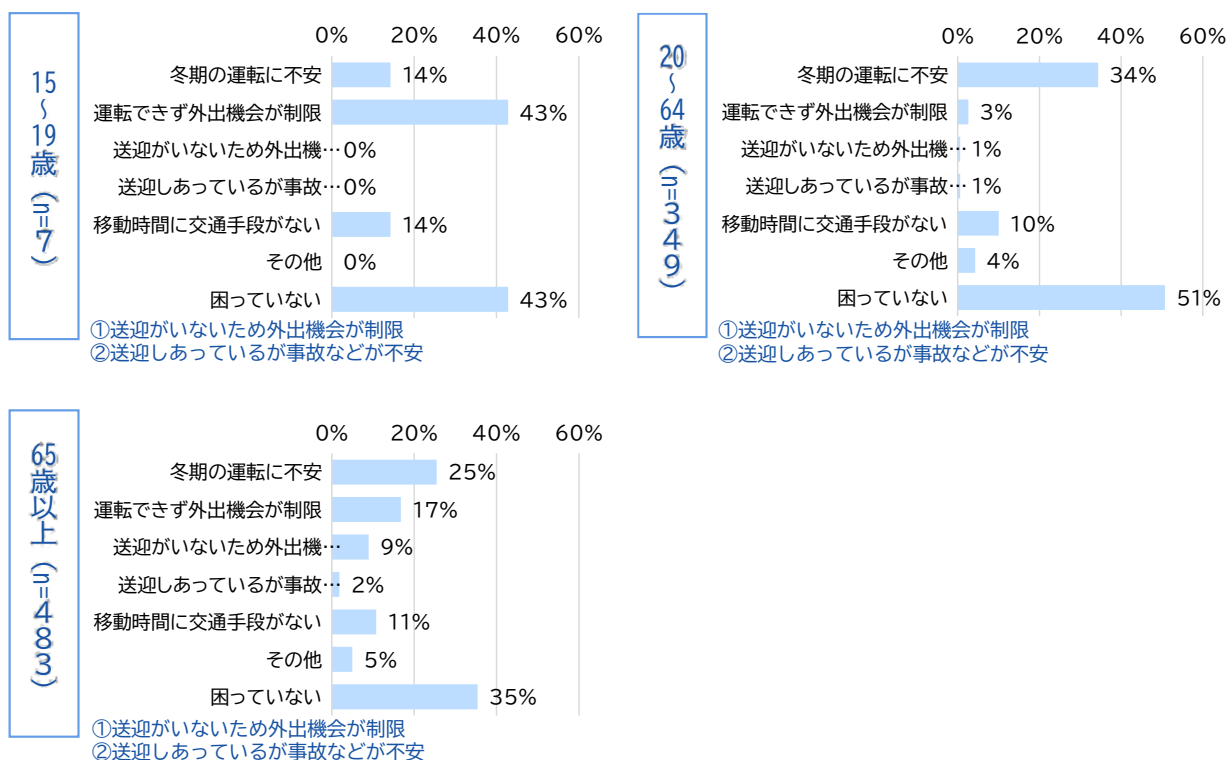


図 4-12 移動で困っていること

(II)-iv 携帯端末を活用したサービス

《把握できた内容》

- ・生産年齢人口（15～64 歳）と比較し、**高齢人口（65 歳以上）は、携帯端末を保有する割合は低い**（生産年齢人口の約 9 割が保有、高齢人口では約 5 割が保有）
- ・インターネットの利用用途として、生産年齢人口はコミュニケーションのほか、アプリ等を活用した利用で携帯端末を多く使用している一方で、**高齢人口は主にコミュニケーションでの利用となっており、携帯端末の利用に不慣れである状況が推察**される
- ・携帯端末での運行情報や予約サービスの運用について、生産年齢人口では 4 割以上が「利用したい」と回答している一方で、**高齢人口では「利用したい」の回答が 4 割以下と比較的低い**

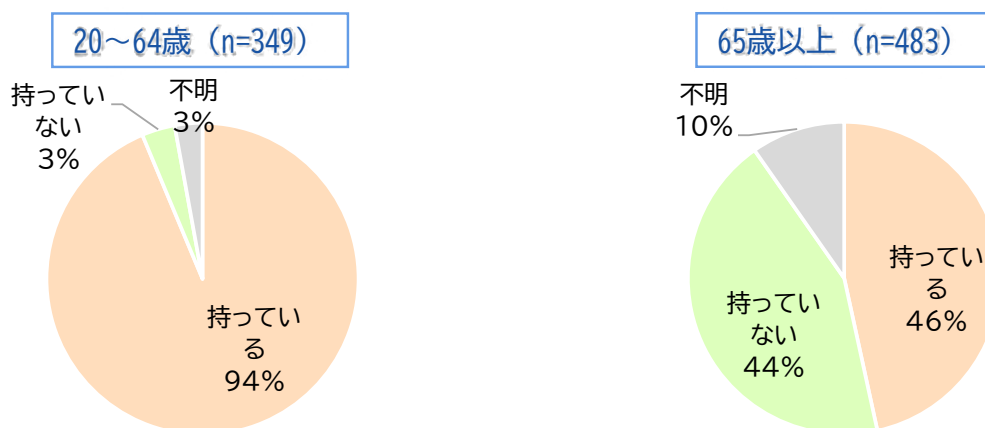


図 4-13 携帯端末の所持



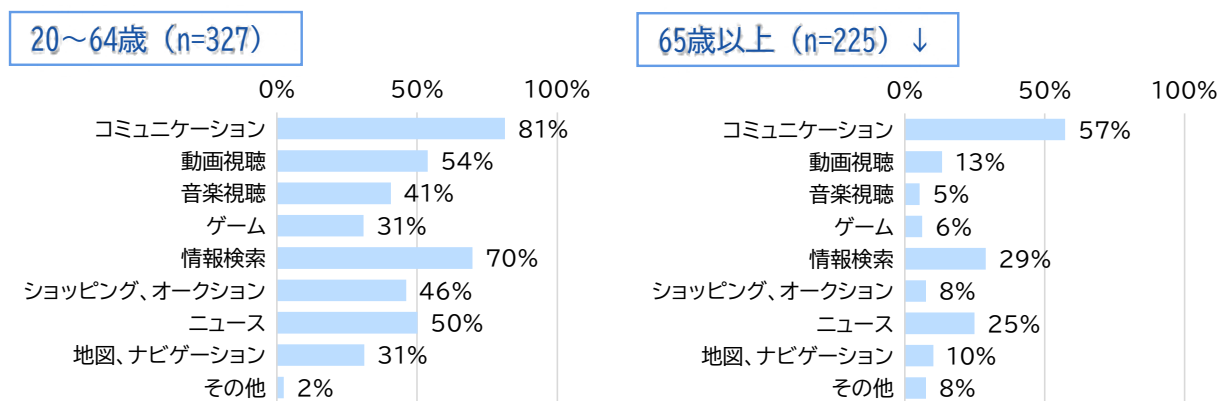


図 4-14 インターネットの利用用途

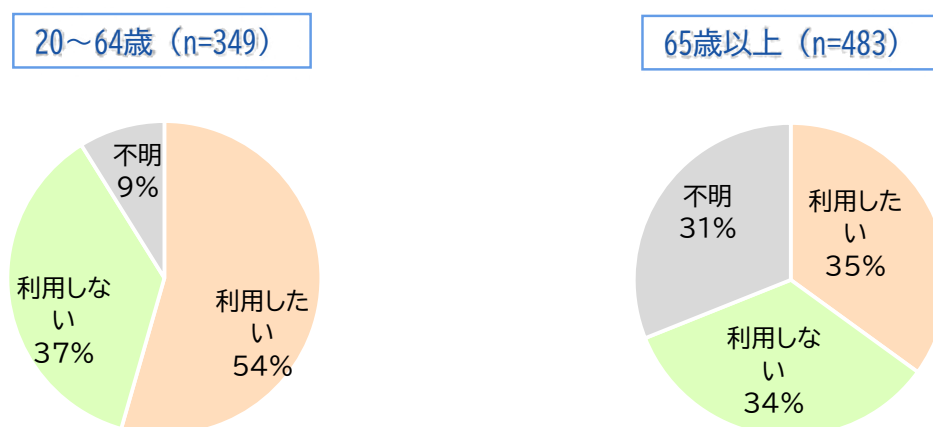


図 4-15 携帯端末を活用した予約サービスの利用有無



4.2 江差マース実証実験結果

※現在、実証実験結果の取りまとめ作業を実施しておりますので、後日、差し替えにより反映させていただきます。



4.3 北海道江差高等学校への通学状況に関するアンケート調査結果

(I) 調査概要

(I)-i 調査目的

公共交通の主な利用者となり得る北海道江差高等学校への通学者の現状の通学状況の把握及び公共交通へのニーズを把握することを目的に、通学者及び保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(I)-ii 調査実施期間

調査実施期間は、令和4年7月13日（水）から22日（金）までの計9日間と設定しました。

(I)-iii 調査対象及び調査方法、回収率

調査対象は、北海道江差高等学校に通学している生徒（全学年）及びその保護者（各222人）とし、学校を通じたアンケート票の配布・回収を行いました。（生徒回収率：57.7%（回収数：128人）、保護者回収率：61.7%（回収数：137人））

(I)-iv 調査内容

調査内容は、以下に示す通りです。

表 4-2 調査内容一覧

項目	回答種別	内容	ねらい
1.属性	共通	・ 学年、居住地	・ 属性別で傾向を把握
	生徒用	・ 部活動所属	
2.通学時の移動状況	共通	・ 行き・帰りの移動手段	・ 居住地による特性を把握
	生徒用	・ 普段の通学時間	
3.公共交通に対するニーズ	共通	・ 公共交通を利用していない理由 ・ 公共交通の利用頻度、通学費用 ・ 通学で困っていること、不便に感じていること ・ 公共交通の改善策や要望及び改善時の利用頻度の変化	・ 公共交通利用における課題の把握 ・ 改善策の検討
	生徒用	・ 公共交通を活用した移動区間	



(II) 調査結果

(II)-i バス運行時間帯と通学時間帯（帰宅時）のミスマッチ

「把握できた内容」

- ・生徒及び保護者からの回答で共通して最も多く挙げられた、公共交通が不便な点は、「**バスの運行時間が合わない**」
- ・生徒の通学時間帯を整理した結果、帰宅時において、午前授業（定期試験等）や部活動を行う生徒の帰宅時に、**現バス運行時間帯とのミスマッチが発生**していることが予想される

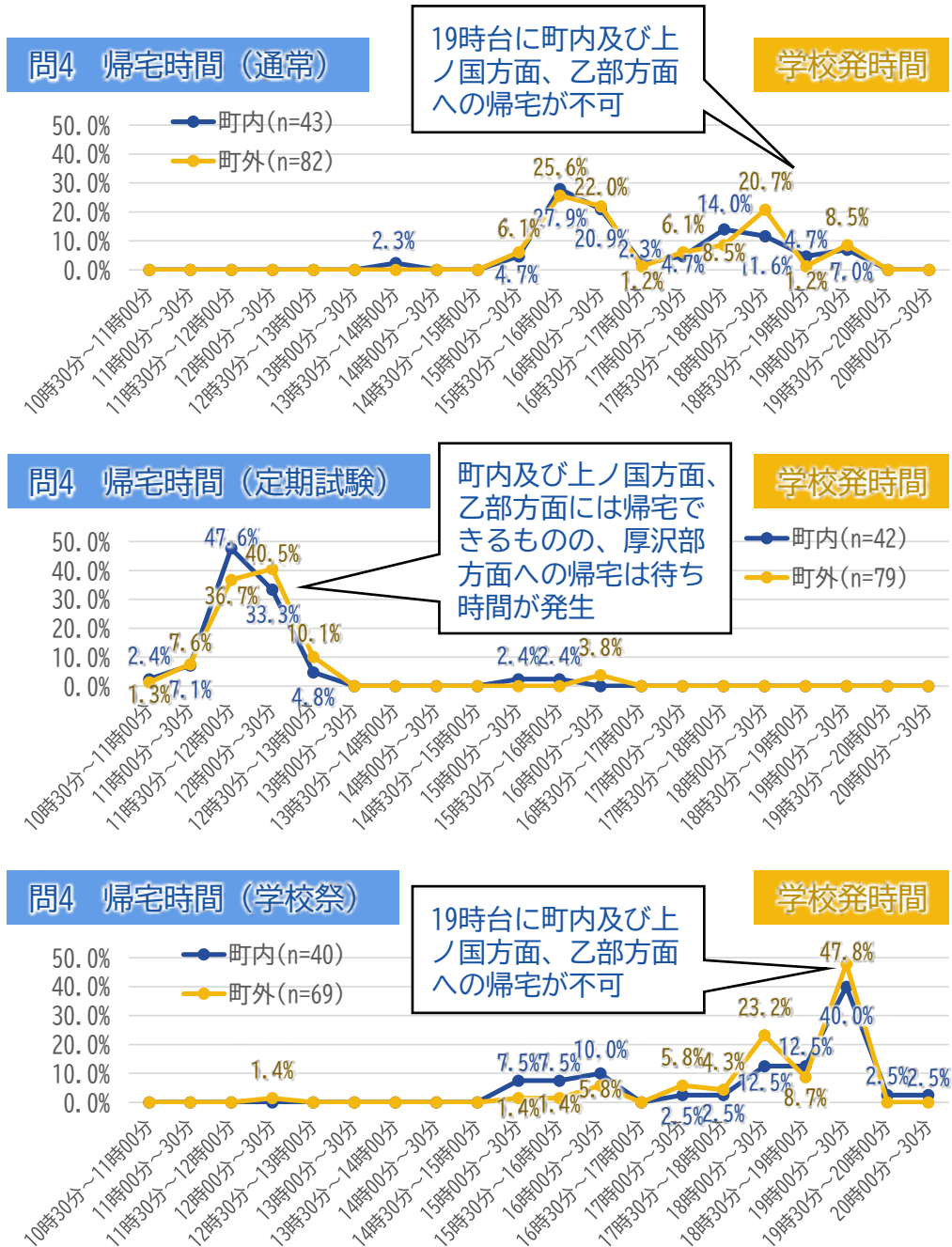


図 4-16 生徒の帰宅時間の状況

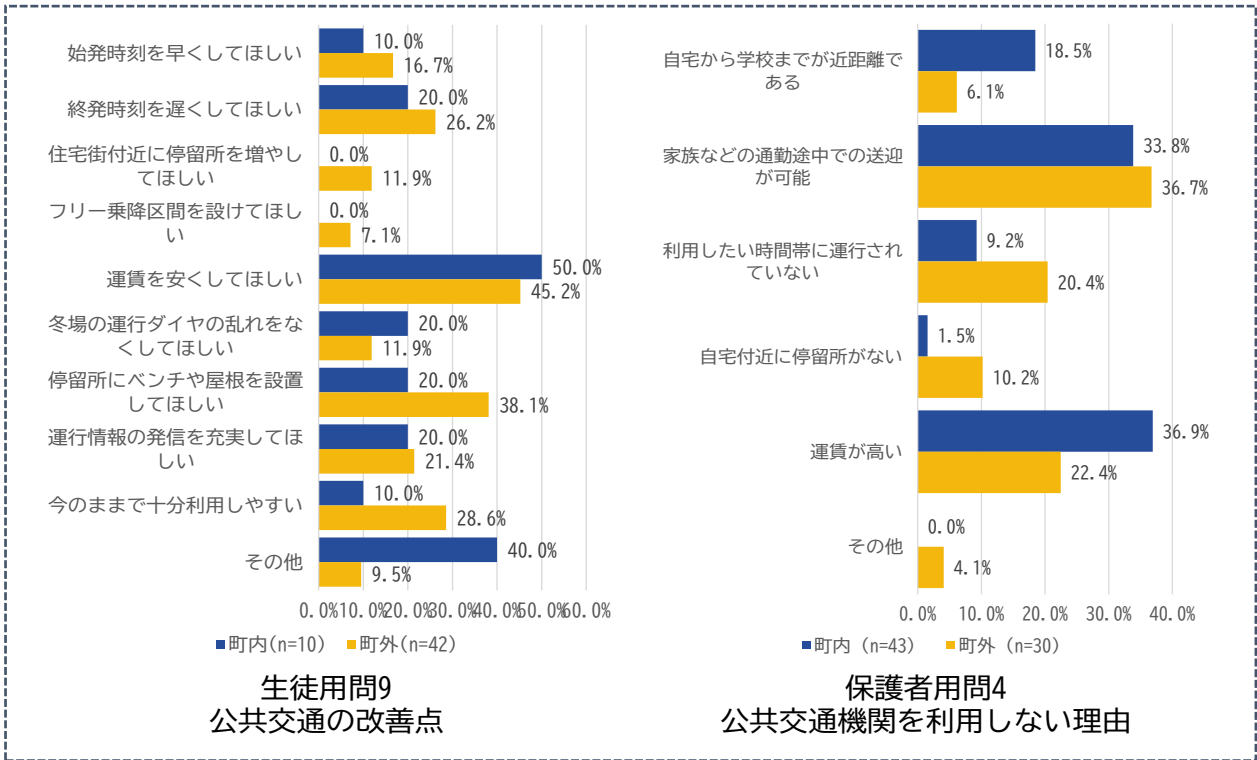




(II)-ii 運賃助成等の住民が利用したいと思える運賃体系

「把握できた内容」

- ・生徒が挙げる公共交通の改善点として、最も回答割合が高いのは「**運賃を安くしてほしい**」
- ・保護者からの要望として、公共交通機関を利用しない理由として、「**運賃が高い**」が最も多くの意見
- ・北海道江差高等学校が立地する町内からの利用であっても、**1 か月当たり 10,000 円以上の費用負担**を行っている世帯も存在



1 か月当たりの
通学費用

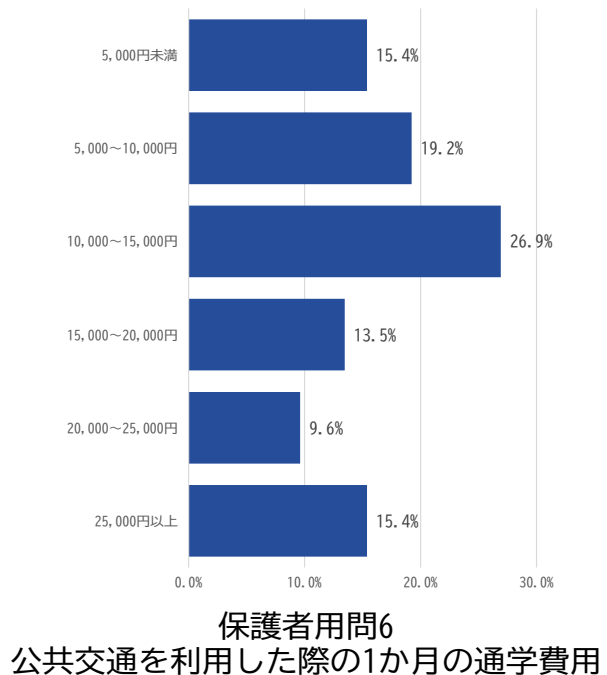


図 4-17 公共交通の改善要望等及び 1 か月当たりの通学費用



4.4 町民意見交換会結果

(I) 開催概要

(I)-i 開催目的

江差町地域公共交通計画を策定していく上で、アンケート調査等では把握しきれない町民の詳細な移動実態の把握や町民の公共交通に対するニーズを把握することを目的に開催しました。

(I)-ii 対象者

当町に居住する町民を対象としています。

(I)-iii 開催日・場所・意見交換会内容・参加者数

開催日や意見交換会内容等の詳細については、以下に示す通りです。

表 4-3 町民意見交換会の開催日・場所・意見交換会内容・参加者数

開催日時	場所	意見交換会内容	参加者数
令和4年 3月15日(火)	江差町老人福祉センター	・現状の移動状況及び生活圏 ・普段の生活移動で困っていること ・提供してほしい生活移動支援策	4人
	五勝手生活館		3人
	南が丘ふれあいセンター		7人
令和4年 3月16日(水)	コミュニティセンター水堀会館		7人
	田沢憩いの家		7人
	江差町文化会館小ホール		6人
令和4年 11月17日(木)	コミュニティセンター水堀会館	・江差町地域公共交通計画素案 ・地域概況や各種調査結果に基づいた公共交通の実態の共有 ・江差マース実証実験 ・町民が使いたいと思える生活移動支援策	7人
	中網老人憩いの家		2人
	江差町老人福祉センター		5人
令和4年 11月18日(金)	江差町文化会館小ホール		2人
	田沢憩いの家		5人
	南が丘ふれあいセンター		14人



(II) 意見交換会結果概要

(II)-i 町民移動範囲

《把握できた内容》

- ・柳崎地区に立地している商業施設及び道立江差病院を利用
- ・江差町市街地に立地している商業施設を利用
- ・上ノ国町の商業施設を利用
- ・函館市への通院に合わせ、買い物目的や私用目的等で移動

(II)-ii 移動で困っていること

《把握できた内容》

- ・荷物を持って帰ることが大変
- ・バス停までの移動が大変（坂などがあると特に）＋冬はツルツル路面となり転倒事故なども心配
- ・バス時刻に合わせて生活することが不便（便数などが少ない、時間が合わない）＋**バス運行情報や利用方法を知らない町民も存在**
- ・運賃が高い＋学生などは部活動後にバスで移動するのが不便であり、**定期券を買うのはもったいない**
- ・いつまでも**車を運転することが不安**＋特に冬はツルツル路面となり、交通事故が不安

(II)-iii 導入してほしい交通サービス

《把握できた内容》

- ・江差マースのような自宅まで来る交通が望ましい
- ・函館バス路線の**自由乗降化**が望ましい
- ・地区をきめ細かく運行する**コミュニティバス**が望ましい
- ・高齢者が乗りやすい低床車両の導入
- ・運賃負担の軽減化
- ・町内交通と広域交通の接続性の確保及び交通結節点の整備（道立江差病院の駐車場をパーク＆ライド化など）
- ・運行情報がスマートフォンなどで分かるようにしてほしい

(II)-iv 江差マース実証実験

《把握できた内容》

- ・今後も継続してほしい
- ・予約システムの見直し（スマートフォンに慣れていない町民もいるため、電話予約も可など）
- ・運行範囲の拡大
- ・時間帯の拡大（夜間の運行など）
- ・バスやタクシーなどとのすみ分けが必要



4.5 各種調査結果から見える地域公共交通へのニーズ

当町ではこれまでに住民ニーズ把握アンケート調査に加え、令和3年度及び令和4年度に江差マース実証実験、学生アンケート調査、町民意見交換会を行っています。前段で整理した地域の現状及び地域公共交通の現状から見える課題及びこれら調査結果から見える地域公共交通へのニーズを踏まえると、町内外への将来に渡っての自由な移動を確保するとともに町民の冬期運転の不安解消として、当町市街地における坂道などの地理的特性を考慮し、自宅付近まで送迎可能な交通の導入が必要と考えます。その際、地域公共交通に投入できる人材・予算・設備等のリソースを勘案し、ICTを活用した効率化を図ることが重要です。一方で、高齢者等は携帯端末を活用する際、コミュニケーションツールとして活用している方が多く、ICTに不慣れな状況であることから、現在、町で実施しているスマホ教室などと連携した対応策を併せて実施していくことが必要です。

さらに、令和3年度及び令和4年度に実施した、江差マース実証実験では、一定の利用者数が存在していることが分かり、継続的な運行を行うことが望ましい一方で、運賃の有償・無償の有無により利用者数が大きく変化するなど、利用者定着や利用方法の周知など、運行継続に向けた課題が表面化しています。

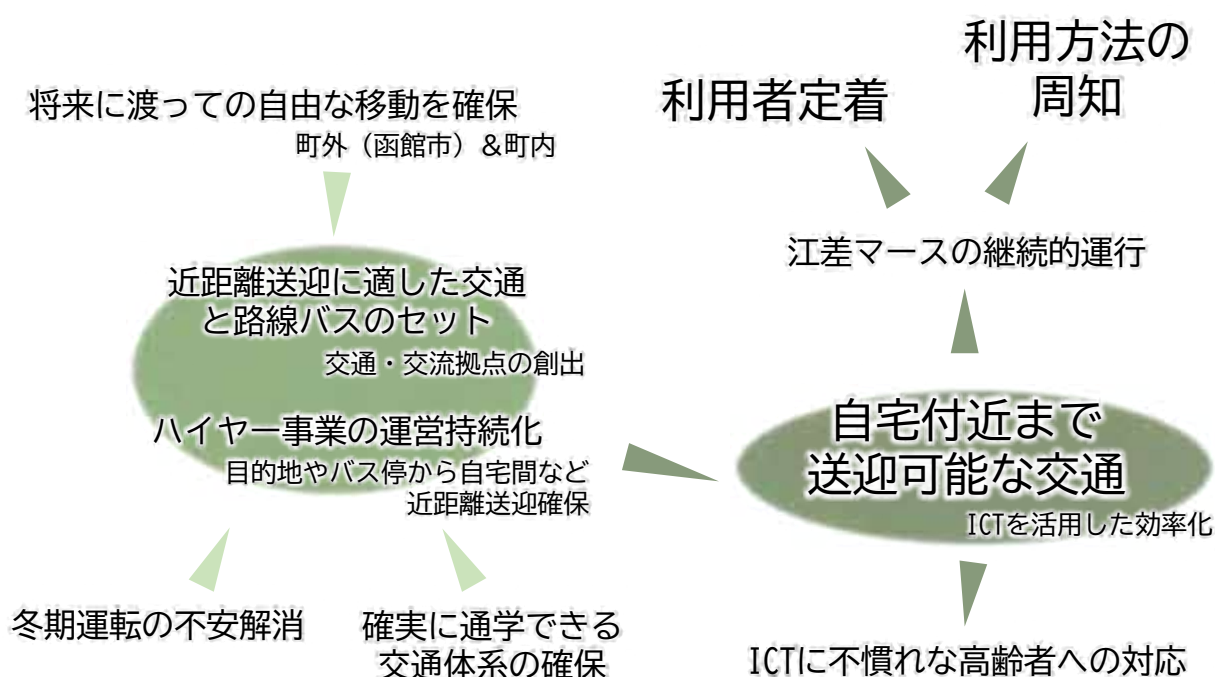


図 4-18 各種調査結果から見える公共交通へのニーズ



第5章 地域公共交通の方向性

5.1 計画期間内で解決すべき課題（重点課題）

(I) 交通弱者等の町民の生活を支える地域内交通の確保

これまでの課題等の整理結果から、町民等が気軽にお出かけでき、またこれまでのライフスタイルを考慮した地域内交通として、令和3年度及び令和4年度で実証実験を実施してきた、自宅付近までの送迎可能な交通である江差マース本格運行を見据えた検討を進めることが必要と考えます。

また、身体障がい者等の移動の足として、運行してきた福祉有償運送事業については、運賃設定や担い手の問題などから、今後も現在のサービス水準で運行し続けることが困難な状況も散見されます。当町においては、福祉有償運送事業も地域の重要な移動支援であると捉えており、身体障がい者等も取り残さない地域の構築に向け、福祉有償運送事業の継続的に運行に向け、運賃設定の見直しや担い手確保の解決に向け、必要な協議・検討の場を設定していくことが必要と考えます。

(II) 地域内交通と基幹的・準基幹的地域間幹線系統との接続性の確保

将来に渡って自由な移動を確保していくためには、近距離移動を支える地域内交通と函館バス株式会社の路線である町内外へ運行する基幹的・準基幹的地域間幹線系統との接続性を確保することが重要です。

地域内交通と基幹的・準基幹的地域間幹線系統との交通結節点においては、乗継待ち時間のストレスを最小化させることが重要であり、交通拠点機能と交流拠点機能を併せ持つ拠点整備が必要です。

(III) 継続的に利用していただけるための情報提供機能等の強化

令和3年度及び令和4年度に実施した江差マース実証実験を踏まえ、町内を運行する地域内交通及び基幹的・準基幹的地域間幹線系統の運行状況を、町民等の利用者に適切に提供していくことが重要です。

特に基幹的・準基幹的地域間幹線系統は、地域内交通と比較し、便数が限られていることもあり、乗り過ごしが一度発生すると、広域的な移動が出来なくなる可能性もあることから、遅れや到着時間が見える化し、情報提供していくことが必要です。

(IV) 町民等の生活圏・移動圏に即した広域的な移動の確保

町民ニーズ把握調査の結果、町民の生活圏・移動圏は、道南の中心市である函館市も含まれ、当町内の移動に加え、函館市への移動も確保し続けることが重要です。

このことを踏まえ、当町内を運行する基幹的地域間幹線系統のうち、函館江差線については、今後も継続的な運行維持に向け、必要な支援を行うとともに、このほかの準基幹的地域幹線系統を含め、近隣自治体から当町を目的地とした利用者が多く乗車している実態を踏まえ、近隣自治体の中心として路線維持に向けた必要な支援を行うことが必要です。

一方で、利用が極端に低い路線については、関係自治体及び渡島総合振興局、檜山振興局、交通事業者である函館バス株式会社とも協議を進め、路線の必要性について、協議を行う必要があります。



(V) 当町で実施している交通施策の最適化

町民等のより利便性の高い移動手段を確保していく上で、その取組が一過性とならないよう、長期的に町民に移動手段を提供し続けることが重要です。

このことを踏まえ、現在実施している函館バス路線に対する補助のほか、高齢者交通費助成やスクールバス運行などの当町単独で実施している交通施策が、多様化する町民等の移動ニーズに即しているのかを検証し、必要に応じて現在の交通施策の見直しを行った上で、新たな取り組みへと昇華させていくなど、交通施策の最適化を図っていく必要があります。



5.2 計画の基本理念と基本目標、将来像

(I) 計画の基本理念

本計画で示す基本理念や基本目標は、本計画の最終年度である令和9年度に向けた当町の「目指す公共交通の姿」を示すもので、本計画に掲げるすべての事業の共通目標になります。

当町の第6次総合計画において、目指すまちの姿として掲げている「誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくり 」を前提とする、公共交通とまちづくりが連動したまちを目指すこととしています。

このことを踏まえ、当町を目指す公共交通の姿は、江差町民や当町に来訪する方の移動確保に向け、将来に渡って確保ができ（持続可能な）、また本計画で示すすべての事業は住民の生活をよくするもの（暮らし）であり、さらにこの地を愛する人がこの地に住み続けられるように取り組む（未来へ紡ぎ）こととします。

また、地域公共交通は誰かに与えられるものではなく、地域に居住する人、来訪する人などが積極的に利用する、すなわち、他人ごとではなく自分たちごととしてみんなで取り組む（みんなでつくる自分たちごとの交通）ことが重要になります。

このような想いを込め、江差町地域公共交通計画の基本理念は、「持続可能な暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとの交通」とします。

**持続可能な暮らしを未来へ紡ぎ、
みんなでつくる自分たちごとの交通**



(II) 計画の基本目標

(II)-i 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

町民等の気軽にお出かけできる環境整備に向け、これまでに実証実験を行ってきた江差マース（自宅付近から目的地、目的地と目的地間の送迎）の本格運行を目指します。その際、持続的に町民等の移動支援を行うことを目的に、デジタル媒体を活用した予約受付など、より効率的に移動支援を実現できる体制構築を行っていきます。

また、当町内で身体障がい者等の移動支援を担ってきた、福祉有償運送事業の継続的な運行に向け、現在、継続性の観点で問題となっている運賃設定の見直しや担い手確保など、必要な協議・検討の場を設定し、運営継続に向けた検討を行っていきます。



(II)-ii 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

町民の函館市までの広域的な移動を支えるとともに、南檜山管内の自治体と当町間の移動、当町を目的地とした来訪者等の円滑な移動を確保する観点から、本格運行を目指す江差マースと基幹的・準基幹的地域間幹線系統との接続性を確保した運行を行っていきます。

また、江差マースと基幹的・準基幹的地域間幹線系統との乗継待ち時間を極力短く設定するほか、“待てる空間”を創出するため、当町で検討を進めている「北の江の島構想」等と連携し、かもめ島周辺や旧江光ビル跡地を活用した交通・交流拠点機能を持つ拠点整備を行っていきます。

(II)-iii 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

当町内における移動支援の確保を行っていくとともに、町内を運行する基幹的・準基幹的地域間幹線系統や本格運行を目指す江差マースの運行状況や利用方法について、紙媒体を活用した公共交通マップとして整理し、町民等の公共交通利用者に伝えていく（見える化）とともに、デジタル媒体を活用した運行情報の提供を行っていき、これまで公共交通をあまり利用してこなかった若年層等の公共交通の利用率向上を図っていきます。

また、公共交通のことをより若い年代から考えていただき、身近に感じていただく方策として、町内の児童・生徒への公共交通に関する出前講座や北海道立江差高等学校の「南ひやま学」と連携した取組など、公共交通の魅力を伝える新たな取組も実施（魅せる化）していきます。

(II)-iv 町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施

町民等の広域的な移動を確保し続けるため、当町内を運行する基幹的・準基幹的地域間幹線系統の運行維持に必要な支援を継続的に実施していくとともに、準基幹的地域間幹線系統については、これまでの利用状況を考慮し、路線維持の必要性について、関係自治体や渡島総合振興局、檜山振興局、函館バス株式会社と協議を行っていきます。

なお、現在、渡島総合振興局及び檜山振興局では、渡島・檜山管内を運行する地域間幹線系統の今後5年間の維持・確保方策について取りまとめる、「（仮称）道南地域公共交通計画」の策定に取り組んでおり、当町に關係する函館バス路線の維持・確保方策については、この計画とも連携した検討を行っていくこととします。



(III) 将来像

基本目標に基づく各種事業の実施等、当町で展開していく事業の実施箇所等を表現した将来像を以下の通り整理します。

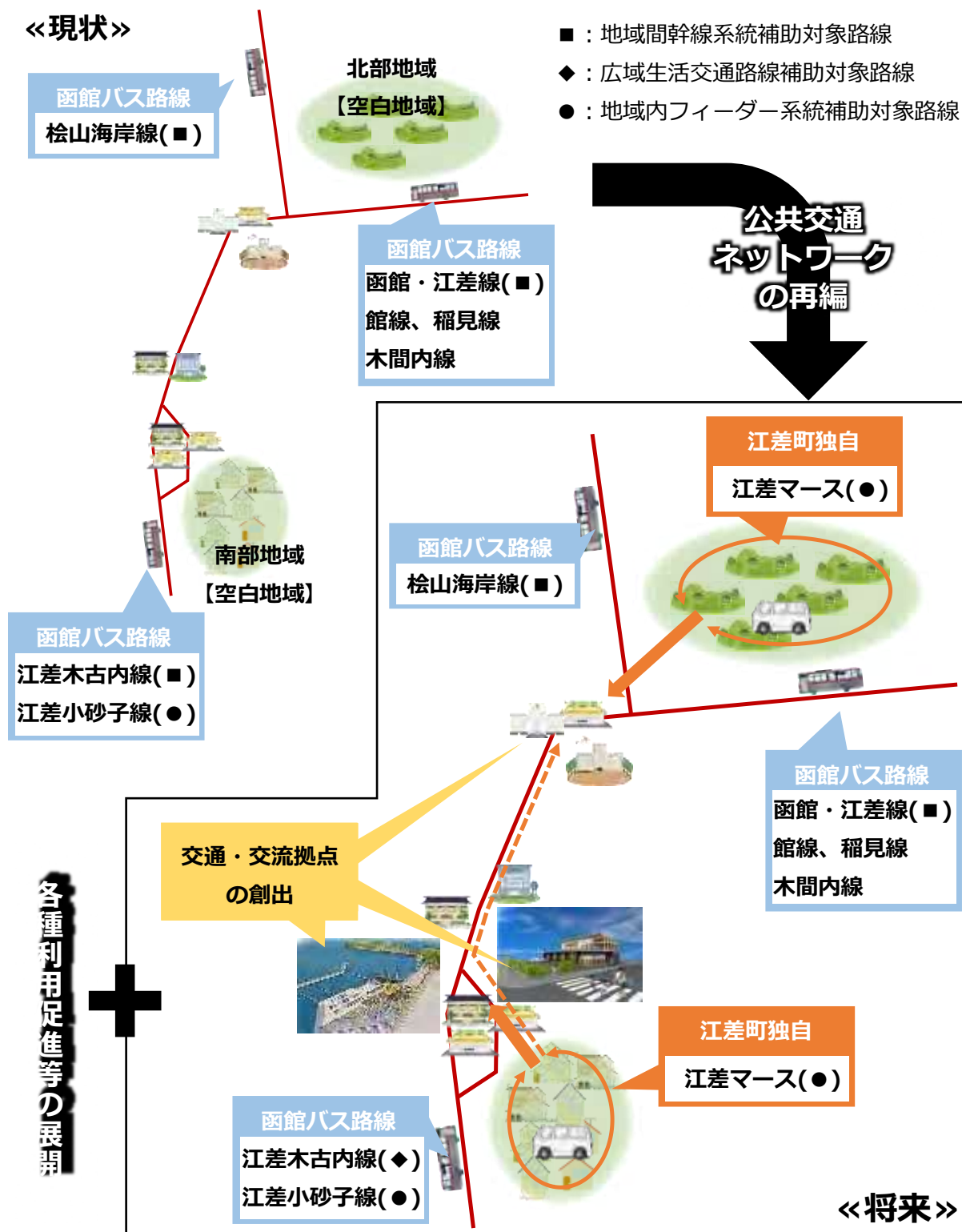


図 5-1 江差町地域公共交通計画における将来像

(IV) 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割

町内を運行する函館バス株式会社の路線（基幹的・準基幹的地域間幹線系統）、ハートランドフェリー株式会社が運航するフェリーに加え、当町の近隣自治体から乗車可能な新幹線やＪＲ等の民間事業者による公共交通、当町独自で移動支援を行っているもしくは本計画に基づき確保を行う交通の役割について、以下に整理します。

表 5-1 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割

交通機関		当町における役割等	主な 運行区域
新幹線		本州への公共交通の主軸であり、東北・東京方面への早く広域的な移動を支える役割を担う。当町から新幹線を利用する場合は、新函館北斗駅もしくは木古内駅まで移動する必要がある。	町外
ＪＲ		道内移動における公共交通の主軸であり、札幌方面への広域的な交通のほか、道南圏域での生活移動を支える役割を担う。当町から利用する場合、最寄り駅となる新函館北斗駅もしくは八雲駅まで移動する必要がある。	町外
バス	基幹的地域間 幹線系統	道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地する北斗市・木古内町への公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活・観光移動を支える役割を担う。	町内外
	準基幹的地域間 幹線系統	檜山振興局管内の各自治体を繋ぐ公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
フェリー		当町と奥尻島を結ぶ航路として運航しており、奥尻町民や奥尻島への来訪者の移動を支える役割を担う。	町内外
江差マース		当町の地理的特性（急勾配の坂道や農村部における散居形態の集落形成）などを考慮し、町内の効率的かつ利便性の高い公共交通として、町民等の近距離における生活移動を支える役割を担う。	町内
福祉有償運送		町内外の移動手段として、身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
福祉バス		町民のコミュニティ活動を支える役割を担う。	町内
生涯学習バス		町民の社会教育及び学校教育活動に関する移動の役割を担う。	町内外
スクールバス		小中学校が廃校となった地域の通学支援としての役割を担う。	町内外
ハイヤー		上記公共交通では確保できない需要等を支える役割を担う。	町内



(V) 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）

本計画に基づき維持確保を行う公共交通のターゲット（利用者）としては、当町に居住する町民や当町へ来訪者する方などが利用できる公共交通網として構築をしていきますが、特に早期に移動の足を確保すべきターゲット（利用者）としては、自家用車を保有せず自力で移動を行うことが困難な方（交通弱者）であり、学生や高齢者が挙げられます。

したがって、本計画で実施していく事業としては、これら交通弱者支援を最優先事業とし、人手・予算等の資源を適切に配分・確保しながら着実に事業を実施していきます。

なお、事業展開を行う際、持続性の観点を踏まえ、町民のみならず、観光客や奥尻町民等の来訪者も利用対象者とするなど、幅広い利用者を取り込みながら、将来に渡り維持確保可能な交通体系の構築を目指します。

表 5-2 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）の整理

利用者分類	課題	優先順位
一般住民	自家用車への依存が強く、公共交通利用に繋がっていない	優先的に確保
学生 (交通弱者)	路線バスの定期券代が高いなどの影響から家族による送迎が主	最優先で確保
高齢者 (交通弱者)	非運転者の足の確保や冬期における安全な移動手段の確保が必要	最優先で確保
要介護・要支援	福祉有償運送の運営継続化の問題解決が必要	優先的に確保
観光客等の来訪	町内観光施設へのアクセスが不便な施設も存在	学生・高齢者の足を確保していく中で附屬的に確保
島民	当町内での公共交通の移動が待ち時間等の関係から不便	学生・高齢者の足を確保していく中で附屬的に確保



第6章 基本目標を達成するために行う事業

 6.1 基本目標と事業の体系整理

江差町地域公共交通計画の基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標（基本目標ⅰ：先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保、基本目標ⅱ：地域内交通と広域交通の接続拠点の創出、基本目標ⅲ：公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施、基本目標ⅳ：町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施）に対し、全15事業（再掲含む）を実施することで、基本理念の実現、基本目標の達成を行います。

なお、本計画で定める以下の事業については、当町に係る社会情勢の変化や計画の推進状況を考慮し、適宜変更を行う場合があります。

基本 目標ⅰ	先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保
— ⅰ -	事業1 当町交通事業の最適化に向けた見直し
— ⅰ -	事業2 函館バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
— ⅰ -	事業3 江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施
— ⅰ -	事業4 福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり
基本 目標ⅱ	地域内交通と広域交通の接続拠点の創出
— ⅱ -	事業1 交通・交流拠点の創出
— ⅱ -	事業2 地域内交通と広域交通の接続性の確保
基本 目標ⅲ	公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施
— ⅲ -	事業1 ICTに慣れただけの環境づくり
— ⅲ -	事業2 地域内交通の適切な運行情報の提供
— ⅲ -	事業3 公共交通を利用したいと思っただけの機会の創出
基本 目標ⅳ	町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施
— ⅳ -	事業1 【再掲】当町交通事業の最適化に向けた見直し
— ⅳ -	事業2 【再掲】函館バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
— ⅳ -	事業3 【再掲】交通・交流拠点の創出
— ⅳ -	事業4 【再掲】地域内交通と広域交通の接続性の確保
— ⅳ -	事業5 江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的实施
— ⅳ -	事業6 （仮称）道南地域公共交通計画との連携

図 6-1 基本目標と事業の体系整理

6.2 実施する事業の内容及び実施スケジュール

各基本目標に紐づく事業、実施主体、実施エリア及び実施年度を以下に示します。

(I) 基本目標 i に紐づく事業

基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保					
事業 1	当町交通事業の最適化に向けた見直し	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●				●	
事業内容	・ 現在、当町で実施している交通事業は、全 9 事業を展開しており、これらに要している経費は、令和 3 年度予算において 6 千万程度となっており、これらの経費は、事業を担う交通事業者等の人件費の増加や燃料費等の高騰により、年々増大しています。 ・ 今後、江差マースなどの新たな交通事業を展開していく中で、重点課題 5 で整理したように、交通に係る事業が一過性ではなく、長期的に町民に移動手段を提供し続けることを目的に、必要に応じて、現在実施している函館バス路線に対する補助のほか、高齢者交通費助成やスクールバス運行などの当町単独で実施している交通事業を見直し、新たな交通事業で対象者を補完できるよう、当町交通事業の最適化に向けた見直しを行っていきます。  図 6-2 町内バス利用者への 運賃半額助成券  図 6-3 スクールバス (函館バス)						
	実施主体						
江差町、バス事業者、タクシー事業者、法定協議会							
実施エリア							
江差町全域							
実施年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	庁内関係部署との協議	●	◎	◎	◎	◎
	2	事業統合の実施		●	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施



基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保																																		
事業 2	函館バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保	重点課題 1	重点課題 2	重点課題 3	重点課題 4	重点課題 5																														
		●			●	●																														
事業内容	・ 江差マースなどの新たな事業を実施していく上で、昨今の社会課題となっている担い手不足への対応を踏まえ、運転手や車両等の輸送資源を確保していくことが必要となります。 ・ そこで、現在の函館バス路線や当町交通事業の見直しを行っていく中で、新たな事業を実施する上で、必要となる輸送資源の確保を行っていきます。 ・ なお、当町内を運行している函館バス路線においては、当町内で完結する路線とはなっておらず、近隣自治体とも連携して運行継続を行ってきたことから、路線再編に向け、必要な協議については、函館バス株式会社に加え、近隣自治体とも並行して協議を行い、函館バス路線の見直しを行うこととします。																																			
	表 6-1 当町内を運行するバス路線利用者数 <table><thead><tr><th>路線名 (系統名)</th><th>日当たり 利用者数 (人/日)</th><th>便当たり 利用者数 (人/便)</th></tr></thead><tbody><tr><td>函館・江差線 (610系統)</td><td>235</td><td>23.5</td></tr><tr><td>江差小砂子線 (621系統)</td><td>12</td><td>2.0</td></tr><tr><td>江差小砂子線 (622系統)</td><td>13</td><td>4.3</td></tr><tr><td>桧山海岸線 (624系統)</td><td>175</td><td>14.6</td></tr><tr><td>江差・木古内線 (631・632系統)</td><td>110</td><td>9.2</td></tr><tr><td>館線 (641～644系統)</td><td>15</td><td>3.8</td></tr><tr><td>館線 (661・662系統)</td><td>17</td><td>4.3</td></tr><tr><td>稲見線 (651～653系統)</td><td>12</td><td>3.0</td></tr><tr><td>木間内線 (663系統)</td><td>3</td><td>3.0</td></tr></tbody></table>						路線名 (系統名)	日当たり 利用者数 (人/日)	便当たり 利用者数 (人/便)	函館・江差線 (610系統)	235	23.5	江差小砂子線 (621系統)	12	2.0	江差小砂子線 (622系統)	13	4.3	桧山海岸線 (624系統)	175	14.6	江差・木古内線 (631・632系統)	110	9.2	館線 (641～644系統)	15	3.8	館線 (661・662系統)	17	4.3	稲見線 (651～653系統)	12	3.0	木間内線 (663系統)	3	3.0
	路線名 (系統名)	日当たり 利用者数 (人/日)	便当たり 利用者数 (人/便)																																	
	函館・江差線 (610系統)	235	23.5																																	
	江差小砂子線 (621系統)	12	2.0																																	
	江差小砂子線 (622系統)	13	4.3																																	
	桧山海岸線 (624系統)	175	14.6																																	
	江差・木古内線 (631・632系統)	110	9.2																																	
	館線 (641～644系統)	15	3.8																																	
	館線 (661・662系統)	17	4.3																																	
稲見線 (651～653系統)	12	3.0																																		
木間内線 (663系統)	3	3.0																																		
出典：令和 4 年度乗降調査結果																																				
実施主体	江差町、バス事業者、タクシー事業者、法定協議会																																			
実施エリア	江差町全域																																			
実施年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																													
	1	函館バス株式会社との協議	●	◎	◎	◎	◎																													
	2	有限会社桧山ハイヤーとの協議	●	◎	◎	◎	◎																													
	3	関係自治体との協議	●	◎	◎	◎	◎																													
	4	函館バス路線の見直し		●	◎	◎	◎																													

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保					
事業3	江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●	●				
事業内容	- 令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました、江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。 - 本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。 - 令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。 - 江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や函館バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。 - なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。						
							
	図 6-4 令和4年度江差マース実証実験 町内利用者による乗車状況						
実施主体	江差町、バス事業者、タクシー事業者、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1	有償による実証実験に向けた効果検証・各種申請・準備	●				
	2	有償による実証実験の実施		●			
	3	江差マース本格運行に向けた各種申請・準備		●	◎	◎	◎
	4	江差マース本格運行		●	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保					
事業 4	福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●					
事業内容	・令和 4 年度に実施した福祉有償運送事業者へのヒアリング調査を通じ、当町の福祉有償運送事業の継続に向け、担い手不足や福祉有償運送事業の料金などに関する課題が浮き彫りとなりました。 ・このことを踏まえ、当町が中心となり、当町内で福祉有償運送事業を実施する各福祉有償運送事業者が、今後の事業継続に向け協議する場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、課題解決に向けた関係者との協議を継続的に実施していきます。						
実施主体	江差町、福祉有償運送事業者、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	福祉有償運送事業継続に向けた福祉部会の立ち上げ	●				
	2	福祉部会での協議の実施	●	◎	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施



(II) 基本目標2に紐づく事業

基本目標 ii		地域内交通と広域交通の接続拠点の創出									
事業 1	交通・交流拠点の創出	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題					
		1	2	3	4	5					
		●	●	●	●						
事業内容	・当町での移動や町民の生活圏を踏まえた町外への移動を行う上で、公共交通機関同士の乗継利便性の向上は重要な課題となっています。 ・そこで、当町で計画している「北の江の島構想」に基づき整備を予定している「かもめ島周辺エリア」及び「旧江光ビル跡地活用拠点施設」を交通・交流拠点として設定し、公共交通機関同士の乗継に関する情報提供や待ち時間ストレスの軽減に資する取組も併せて実施していきます。 ・また、現在、町民の主な目的地となっている「北海道立江差病院」は複数のバス路線が停車する交通拠点の機能を有していることから、北海道立江差病院においても本計画内で交通拠点として設定します。						 図 6-5 北の江の島構想における整備イメージ  図 6-6 旧江光ビル跡地活用拠点施設整備イメージ				
	実施主体										
	江差町、バス事業者、タクシー事業者、施設管理者、法定協議会										
	実施エリア										
江差町全域											
実施年度	取組	取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
	1	交通・交流拠点として必要な機能の検討	○								
	2	交通・交流拠点としての位置づけの協議	●								
	3	交通・交流拠点としての維持		●	◎	◎	◎				

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本目標 ii		地域内交通と広域交通の接続拠点の創出					
事業 2	地域内交通と広域交通の接続性の確保	重点課題 1	重点課題 2	重点課題 3	重点課題 4	重点課題 5	
			●	●	●		
事業内容	・ 基本目標 ii の事業 1 で掲げた交通・交流拠点の創出を行っていく上で、当町内を運行する交通機関同士の接続性を確保しなければ、バス等の公共交通の待ち時間が増大し、公共交通機関の利便性が大幅に低下することが想定されます。 ・ また、令和 4 年度に実施した関係機関ヒアリングでは、奥尻島と当町を結ぶフェリー利用者が函館バス路線を利用して、函館市までの移動を行う際、公共交通機関同士の待ち時間が 2 時間を超えるなど、バス交通を利用する機会を逸しているとも考えられます。 ・ そこで、基本目標 ii の事業 1 を実現していくためには、交通・交流拠点での公共交通機関同士の円滑な乗り継ぎが可能となるよう、バス交通事業者である函館バス株式会社との継続的な協議を行うとともに、複数自治体に跨るバス交通は関係する自治体とも調整を行う必要があることから、継続的に関係自治体とも協議を行っていきます。						
実施主体	江差町、フェリー事業者、バス事業者、関係自治体、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	交通事業者との協議	●	◎	◎	◎	◎
	2	関係自治体との協議	●	◎	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施



(III) 基本目標3に紐づく事業

基本 目標 iii		公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施					
事業 1	ICT に慣れていただける環境づくり	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●		●			
事業 内容	・当町ではスマホやタブレット、パソコンなどの操作方法を説明する ICT 教室やスマホ教室を開催しており、基本目標 i の事業 3 で掲げた江差マースをより多くの町民の皆さまにご利用いただける環境づくりとして、このような教室と連動し、江差マースの利用方法（予約の仕方や乗車方法など）を周知していく機会を創出していきます。						
実施 主体	江差町、法定協議会						
実施 エリア	江差町全域						
実施 年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	ICT 教室・スマホ教室との連携	●	●	●	●	●

○：検討、●：実施、◎：継続実施



基本目標iii		公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施					
事業2	地域内交通の適切な運行情報の提供	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●	●	●	●		
事業内容	・町内を運行する地域公共交通について、接近情報を視覚的に把握できるシステムを導入することで、町内を運行する地域公共交通の運行状況の見える化を行っていきます。 ・本事業を推進するにあたり、基本目標 ii の事業 1 で掲げた交通・交流拠点の創出と連携し、「北の江の島構想」に基づく「かもめ島周辺エリア」や「旧江光ビル跡地活用拠点施設」などと連動した交通・交流拠点において、より利用者が公共交通を利用しやすい環境づくりを行っていきます。 ・なお、バスロケーションシステムの導入にあたっては、函館バス株式会社が保有するシステムを有効活用できるように函館バス株式会社と継続的な協議を行っていきます。						
	 出典：函館バス株式会社 図 6-8 函館バス株式会社バスロケーションシステム設置事例①						
	 出典：函館バス株式会社 図 6-9 函館バス株式会社バスロケーションシステム設置事例②						
	実施主体	江差町、法定協議会					
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1	バスロケーションシステム設置個所の検討	○				
	2	函館バス株式会社との協議	○				
	3	バスロケーションシステムの設置・稼働		●	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本目標 iii		公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施					
事業 3	公共交通を利用したいと思っただけ創出	重点課題 1	重点課題 2	重点課題 3	重点課題 4	重点課題 5	
		●	●	●	●		
事業内容	・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を展開する一方で、より町民等の利用者に公共交通を利用したいと思っただけ創出を創出し、公共交通の利用促進に繋げることが町内を運行する公共交通を維持・確保していく上で、重要となります。 ・そこで、基本目標 iii の事業 1 及び 2 に加え、より多くの町民に公共交通の運行状況及び利用方法を知っていただく機会として、公共交通乗り方教室の開催のほか、北海道江差高等学校の「南ひやま学」と連携し、高校生のうちから公共交通のことを考えていただき、携わっていただける機会の創出を行います。						
	 図 6-10 南ひやま学の開催状況  出典：白老町 図 6-11 公共交通乗り方教室の実施事						
実施主体	江差町、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	庁内関係部署との協議	●	○	○	○	○
	2	各種利用促進策の展開		●	○	○	○

○：検討、●：実施、◎：継続実施

(IV) 基本目標ivに紐づく事業

基本 目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施						
事業1	【再掲】当町交通事業の最適化に向けた見直し	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題		
		1	2	3	4	5		
		●				●		
事業 内容	・基本目標 i の事業 1 と同じ							
実施 主体	・基本目標 i の事業 1 と同じ							
実施 エリア	・基本目標 i の事業 1 と同じ							
実施 年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
			・基本目標 i の事業 1 と同じ					

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本 目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施							
事業2	【再掲】函館バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題			
		1	2	3	4	5			
		●			●	●			
事業 内容	・基本目標 i の事業 2 と同じ								
実施 主体	・基本目標 i の事業 2 と同じ								
実施 エリア	・基本目標 i の事業 2 と同じ								
実施 年度	取組	取組事項			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	・基本目標 i の事業 2 と同じ								

○：検討、●：実施、◎：継続実施



基本目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施				
事業3	【再掲】交通・交流拠点の創出	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題
		1	2	3	4	5
		●	●	●	●	
事業内容	・基本目標 ii の事業 1 と同じ					
実施主体	・基本目標 ii の事業 1 と同じ					
実施エリア	・基本目標 ii の事業 1 と同じ					
実施年度	取組	取組事項			令和5年度	令和6年度
					令和7年度	令和8年度
		・基本目標 ii の事業 1 と同じ				

○：検討、●：実施、◎：継続実施

基本目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施				
事業4	【再掲】地域内交通と広域交通の接続性の確保	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題
		1	2	3	4	5
			●	●	●	
事業内容	・基本目標 ii の事業 2 と同じ					
実施主体	・基本目標 ii の事業 2 と同じ					
実施エリア	・基本目標 ii の事業 2 と同じ					
実施年度	取組	取組事項			令和5年度	令和6年度
					令和7年度	令和8年度
		・基本目標 ii の事業 2 と同じ				

○：検討、●：実施、◎：継続実施



基本目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施					
事業5	江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的实施	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	
		1	2	3	4	5	
		●			●		
事業内容	・ 基本理念及び基本目標の実現に向けては、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性を継続的に検討・評価し、柔軟に本計画の見直しを行うことが重要です。 ・ そこで、本計画に係る協議を行ってきた「江差町地域公共交通活性化協議会」において、事業の実施・推進状況について評価・検証を行うなど、事業モニタリングの継続的な実施を行います。						
	図 6-12 江差町地域公共交通活性化協議会						
実施主体	江差町、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1	事業モニタリングの実施	●	◎	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施



基本 目標iv		町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施					
事業6	(仮称)道南地域公共交通 計画との連携	重点課題 1	重点課題 2	重点課題 3	重点課題 4	重点課題 5	
		●	●		●		
事業 内容	・当町内を運行する函館バス路線は、当町内で完結する路線ではなく、近隣自治体である乙部町、厚沢部町、上ノ国町内も運行しており、路線によっては、北から八雲町、北斗市、七飯町、函館市、木古内町も運行するなど、広域的なバス路線です。 ・これら広域的なバス路線の再編については、現在、函館総合振興局及び檜山振興局で策定を進めている「(仮称)道南地域公共交通計画(当町をはじめとする各振興局に属する自治体で協議会を組織)」でその方向性が示されることから、当町としても計画策定にあたり、必要な協議・意見出しを行い、より良い広域的なバス路線の維持・確保に努めます。						
実施 主体	江差町、法定協議会						
実施 エリア	江差町全域						
実施 年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	(仮称)道南地域公共交通計画との連携		●	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施



6.3 事業の進捗状況を評価する指標及び計測方法

当町における持続可能な公共交通体系の構築と、本計画に位置付けた各施策の進捗確認に向け、以下の評価指標を設定します。評価指標については、毎年、協議会において、実績データ、アンケート調査データ等を用いて達成状況を評価し、進捗状況を管理していきます。

(I) 基本目標 i に紐づく評価指標

基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保				
評価指標 1	江差マースの利用者数					
目標設定の考え方、計測方法等	・令和 3 年度及び令和 4 年度に運賃を無償とした実証実験を実施し、令和 5 年度では、運賃を有償とした実証実験の実施を予定しており、令和 5 年度以降に運賃を有償とした本格運行の実施を想定しています。 ・そのため、令和 5 年度の実証実験時の利用者数を現状値として整理するとともに、その利用者数をもとに目標値を設定することとします。 ・目標値は、毎年度 1 日あたりの利用者数を算出し、把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和 5 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
－	－	令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定				

評価指標 2	江差マースの収支率					
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標 1 と同様に、令和 4 年度までは実証実験での運行となっているため、令和 5 年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、令和 5 年度以降の本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定することとします。 ・目標値は、毎年度の運賃収入、運行経費をもとに収支率を算出し、把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和 5 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
－	－	令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定				

評価指標 3	江差マースに係る収益循環の金額				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標 1 及び 2 と同様に、令和 4 年度までは実証実験での運行となっているため、令和 5 年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、令和 5 年度以降の本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定することとします。 ・目標値は、毎年度の収益循環の金額で把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 5 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
—	—	令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定			

評価指標 4	本町の交通施策に対する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	・当町で実施している交通事業に要している経費は年々、増加傾向にあり、計画推進期間中も増加が見込まれるため、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた、増加率を設定し、目標値を設定します。 ・また、事業 1 で、当町交通事業の最適化に向けた見直しを実施のほか、事業 3 で、令和 6 年度から江差マースの本格運行を想定しているため、これら事業の実施による効果を含めた公的資金投入額の推計値を算出し、その数値を下回ることを目標に、経費の最適化を図ります。 ・目標値は、毎年度の事業決算額で把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
58,770 千円/年	60,374 千円以下	73,125 千円以下	74,338 千円以下	75,571 千円以下	76,825 千円以下

評価指標 5	福祉有償運送事業者との協議回数				
目標設定の考え方、計測方法等	・事業 4 の実施内容を踏まえ、福祉有償運送事業者間の協議を行う場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、継続的に協議を行います。 ・目標値については、この部会での協議を年に 2 回以上を行うことを継続していくことを設定します。 ・目標値は、毎年度の江差町地域公共交通活性化協議会分科会（福祉部会）の開催状況により、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
0 回/年	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上



(II) 基本目標2に紐づく事業

基本目標 ii 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出						
評価指標 6	接続拠点の創出					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・事業1の実施により、「かもめ島周辺エリア」、「旧江光ビル跡地活用拠点施設」が交通拠点と創出されるため、新規で交通拠点として位置づけを整理します。 ・目標値は、交通・交流拠点の創出状況について、庁内関連課及び施設管理者等への確認によって把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1箇所	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	

評価指標 7	交通・交流拠点としての機能強化					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・交通・交流拠点の機能強化として、本計画においては、当町内を運行する公共交通の運行状況を町民等の公共交通利用者に分かりやすく提供することとし、公共交通の運行状況を利用者に分かりやすく提供する機会の創出回数（維持を含む）を目標値とします。 ・目標値は、当該年度ごとに実施している各種取組実施件数について、カウントすることで把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
0件	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	



(III) 基本目標3に紐づく事業

基本目標 iii 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施	
評価指標 8	江差マースに関する勉強会等の周知活動の実施数
目標設定の考え方、計測方法等	・令和3年度及び令和4年度の実証実験の実施時に、江差マースの利用方法等を周知する活動を実施しており、概ね好評をいただいていることから、令和5年度以降も継続して、事業1を実施するため、現状値以上の周知活動の実施回数を目標値とします。 ・目標値は、毎年度、実施回数をカウントすることで把握することとします。
現状値	目 標 値
令和4年度	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度
3回	3回以上 3回以上 3回以上 3回以上 3回以上

評価指標 9	【再掲】交通・交流拠点としての機能強化
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標7に同じ

評価指標 10	地域公共交通に関する江差高校との連携回数
目標設定の考え方、計測方法等	・事業3の実施において、北海道江差高等学校と連携した公共交通に対する意識醸成を図るため、令和5年度以降も継続した実施に向け、現状値以上の連携回数を目標値とします。 ・目標値は、毎年度、実施回数をカウントすることで把握することとします。
現状値	目 標 値
令和4年度	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度
1回	1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上



(IV) 基本目標ivに紐づく事業

基本目標iv 町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施						
評価指標 11	江差高校生のバス通学割合					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・令和4年度に実施した、北海道江差高等学校への通学状況に関するアンケート調査結果から、回答者のうち、バス通学している生徒は約4割となっています。 ・本計画策定後、各施策の取り組みにより、通学交通の利便性が向上し、函館バス路線の利用率向上にもつながることが期待されるため、現状値以上の割合を目指した目標値とします。 ・目標値は、毎年度、江差高校へのヒアリングなどで把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
39.8%	39.8%以上	39.8%以上	39.8%以上	39.8%以上	39.8%以上	

評価指標 12	【再掲】本町の交通施策に対する公的資金投入額					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・評価指標4に同じ					

評価指標 13	江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・本計画で整理した、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性が、継続的に検討・評価されているかの指標として、江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数を目標値とします。 ・目標値は、事務局で開催回数をカウントすることで把握することとします。					
現状値	目 標 値					
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
5回	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	



第7章 推進方針

本計画で設定した事業を推進し、基本理念及び基本目標を実現していくために、本計画策定にあたり活性化再生法に基づき設置された「江差町地域公共交通活性化協議会」を、計画に基づく事業実施の推進及び評価、進捗管理、事業間の調整等を行う組織として位置付けます。

江差町地域公共交通活性化協議会は、行政（町、道、国）、交通事業者、福祉有償運送事業者、運転手が組織する団体、町民・地域、道路管理者、その他関係者を構成員とし、各主体の具体的な役割を下表のように定め、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

表 7-1 江差町地域公共交通活性化協議会構成員の主な役割

主体	主な役割
行政	目標の実現に向け、関係者との調整役を担うとともに、公共交通の維持・改善の取組を実施します。また、特に町においては、協議会運営にあたってのコーディネート役を担うとともに、本計画に示す事業実施について、必要となる助言者の招聘も行います。
交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、事業について、交通事業者間や行政と協議・調整を行いながら、実現に向けた検討を行うとともに、情報提供・発信を行います。
福祉有償運送事業者	福祉有償運送に係る事業経営・交通運営の主体として、事業について、福祉有償運送事業者間や行政と協議・調整を行いながら、実現に向けた検討を行うとともに、情報提供・発信を行います。
運転手が組織する団体	運転手の労働環境等の観点から、事業に対し助言を行います。
町民・地域	公共交通サービスを享受するだけではなく、町内の公共交通を維持していくために、主体的に公共交通の需要確保等に取り組むとともに、他の関係者とも連携・協働します。
道路管理者 交通管理者	事業について、道路・交通行政の観点から公共交通運営の正当性、妥当性、道路・交通に対する安全性等について評価を行います。
その他	行政や交通事業者等と連携した取組に協力します。



なお、事業実施にあたっては、交通事業者間や交通事業者と行政間での実務的な協議・調整が必要になること、また、公共交通の利用者である町民の要望を把握する場が必要であることを踏まえ、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会の専門部会及び住民部会、新たに立ち上げ予定の福祉部会において、継続的に協議を行い、事業の推進を図っていきます。また、実務者と町民の議論の場等、状況に応じて様々な意見交換の機会を設けることや、必要に応じ、町民の要望を把握するための調査の実施について検討します。

また、北海道で策定を進めている広域的な地域公共交通計画との連携を図るほか、事業の推進や今後の社会情勢の変化等を踏まえたさらなる事業の検討に向け、交通管理者である北海道運輸局などを通じ、他事例等の共有を行っていただきながら、より良い町内公共交通網の構築を図っていきます。

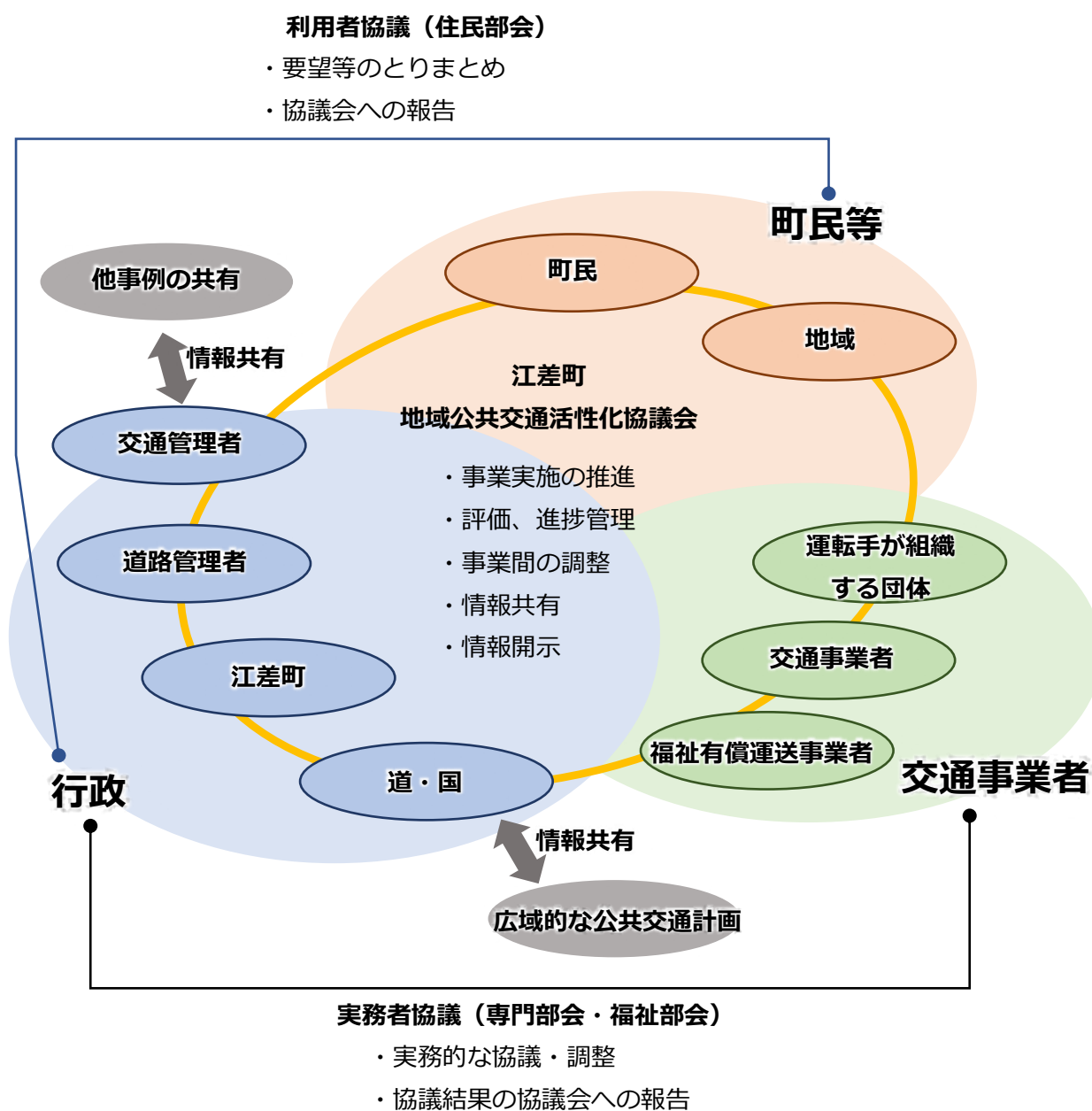


図 7-1 江差町地域公共交通活性化協議会の推進体制

第8章 江差町地域公共交通活性化協議会の運営方針

本計画は、計画策定(Plan)、事業の実施(Do)、モニタリング・評価(Check)、見直し・改善(Action)を繰り返すPDCAサイクルの考え方により推進していきます。

また、PDCAサイクルについては、毎年度の事業の実施・評価・見直しという短期のPDCAサイクルと、計画期間を通しての長期のPDCAサイクルにより、計画の推進及び進捗管理を行っていきます。

短期・長期のPDCAサイクルについては、江差町地域公共交通活性化協議会で行い、毎年6月頃（本年度検討・実施する事業の確認、本年度予算組みの協議等）と1月頃（本年度事業の最終評価、次年度実施事業の実施方針の協議等）の計2回の開催を基本とし、追加で協議が必要な場合は、開催回数を増加させることを検討します。

なお、江差町地域公共交通活性化協議会の開催方法については、協議事項等の案件により、対面・書面開催を使い分け、適切な開催を行うこととします。

表 8-1 毎年度の短期のPDCAサイクル及び計画期間を通しての長期のPDCAサイクル

	令和5年度 (1年目)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (3年目)	令和8年度 (4年目)	令和9年度 (5年目)
事業の実施	準備 実施 D	準備 実施 D	準備 実施 D	準備 実施 D	準備 実施 D
事業の モニタリング ・評価	C	A・P	C	A・P	C
計画の指標の モニタリング ・評価	指標 C	指標 C	指標 C	指標 C	指標 C 計画の評価
計画の見直し 検討・改訂	必要に応じて計画変更 A・P			次期計画 の検討	A・P

表 8-2 年間スケジュール案

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
活性化協議会 の開催	協議会①			協議会②
計画に基づき 実施する内容	準備 前年度を踏まえた事業計画 P	事業の実施 D 次年度の事業計画の具体化 P	モニタリング・評価 C	次年度への見直し検討 A
関連する行事			次年度予算要求	

江差町地域公共交通計画策定に向けた今後の流れ

2月6日（金）	令和4年度第5回江差町地域公共交通活性化協議会 ➤ ○ 計画（素案）の提示・概要説明 ○ 計画策定に向けたスケジュール確認
2月上旬～下旬	書面による計画（素案）に対する意見集約 ➤ ○ 本協議会構成員のほか、庁内各課及び関係機関（道立江差病院・江差高校など）に対する意見照会を併せて実施 ○ 意見内容を精査の上、適宜、計画内容への反映について事務局側で検討
3月上旬	計画（素案）に対する意見の反映結果の共有 ➤ ○ 本協議会構成員、庁内各課及び関係機関からの意見を反映した計画（素案）を、本協議会内で書面による内容共有 ○ 本内容をもって、一般住民へのパブリックコメントによる意見募集へ進む
3月上旬～下旬	パブリックコメントの実施 ➤ ○ 広報えさし3月号及び町ホームページによる一般住民への周知を実施 ○ パブリックコメントの意見を精査の上、適宜、計画内容への反映について事務局側で検討
3月下旬 ～4月上旬	江差町地域公共交通計画（案）の策定 ➤ パブリックコメントの意見を反映した計画内容を本協議会で諮り、正式決定
4月上旬～下旬	国土交通省への江差町地域公共交通計画の認定申請 ➤ 認定され次第、江差町地域公共交通計画の正式策定

道路運送法及び同法施行規則 条文抜粋

●道路運送法

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
 - 五 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

●道路運送法施行規則

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

- 2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種別
 - 四 第五十一条の二に規定する事項
 - 五 運送しようとする旅客の範囲
 - 六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
 - 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
 - 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。